

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

(目次)
 第1章～第2章 (略)
 第3章 X i 契約
 第1節 (略)
 第2節 一般契約
 第7条～第12条 (略)
 第12条の2 一般契約に係る電話番号保管
 第13条～第16条 (略)
 第3節 定期契約
 第17条～第20条 (略)
 第20条の2 定期契約に係る電話番号保管
 第21条 (略)
 第4章～第14章 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則 (略)

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～3 (略)	(略)
4 X i サービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、FOMAサービス（FOMAサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、卸FOMAサービス及び卸X i サービス（卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの
5～36 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 X i 契約

 第1節 (略)

 第2節 一般契約

 第7条 (略)

(一般契約申込の方法)

[現 行]

(目次)
 第1章～第2章 (略)
 第3章 X i 契約
 第1節 (略)
 第2節 一般契約
 第7条～第12条 (略)
 第12条の2 X i の電話番号保管
 第13条～第16条 (略)
 第3節 定期契約
 第17条～第20条 (略)
 第21条 (略)
 第4章～第14章 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則 (略)

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～3 (略)	(略)
4 X i サービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、FOMAサービス（FOMAサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、 <u>JW SIMサービス（Japan Welcome SIMサービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、JWSIM-0サービス（Japan Welcome SIM-0サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）、</u> 卸FOMAサービス及び卸X i サービス（卸携帯電話サービス約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの
5～36 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 X i 契約

 第1節 (略)

 第2節 一般契約

 第7条 (略)

(一般契約申込の方法)

第 8 条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う X i サービス取扱所に提出していただきます。

2 (略)

3 一般契約の申込みをする場合であって、その申込みをする者が、料金表第 1 表（料金）第 1（基本使用料）に規定するデータ専用プランを選択するときは、次の(1)から(5)の条件を満たす 1 の X i（以下「指定先 X i」といいます。）を指定し、当社に申し出ていただきます。

(1) (略)

(2) 基本利用料の料金種別が、料金表第 1 表（料金）第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するギガホ 2 若しくはギガライト 2 又は附則に規定するギガホ若しくはギガライトであること。

(3) (略)

(4) 第 12 条の 2（X i の電話番号保管）又は第 20 条の 2（定期契約に係る電話番号保管）に規定する電話番号保管を行っていないこと。

(5) (略)

第 9 条～第 11 条 (略)

(X i の利用の一時中断)

第 12 条 当社は、一般契約者から請求があったときは、X i の利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、第 12 条の 2（X i の電話番号保管）及び第 20 条の 2（定期契約に係る電話番号保管）に規定する電話番号保管を除きます。以下同じとします。）を行います。

(一般契約に係る電話番号保管)

第 12 条の 2 当社は、一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係る X i の電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その X i を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。ただし、当該一般契約が第 8 条（一般契約申込の方法）に規定する指定先 X i であるときは、電話番号保管を請求することができません。

2～4 (略)

5 一般契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の解除に限り行うことができます。

第 13 条～第 16 条 (略)

第 3 節 定期契約

第 17 条～第 18 条 (略)

(定期契約の満了)

第 19 条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

2～4 (略)

5 定期契約の X i について、電話番号保管（第 20 条の 2（定期契約に係る電話番号保管）に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）があったときは、その電話番号保管があった日の属する暦月の翌暦月の初日（電話番号保管があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、前 4 項の規定を適用します。

6 前項の規定によるほか、定期契約の X i について、電話番号保管を取りやめる請求があったときは、その請求があった日の属する暦月の翌暦月の初日（請求があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、第 1 項から第 4 項の規定を適用します。

7 当社は、第 1 項から第 4 項に規定する定期契約の満了について、電話番号保管期間である場合を除き、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

第 20 条 (略)

(定期契約に係る電話番号保管)

第 20 条の 2 当社は、定期契約者から請求があったときは、総合利用プランに係る X i の電話番号保管を行います。

第 8 条 一般契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を契約事務を行う X i サービス取扱所に提出していただきます。

2 (略)

3 一般契約の申込みをする場合であって、その申込みをする者が、料金表第 1 表（料金）第 1（基本使用料）に規定するデータ専用プランを選択するときは、次の(1)から(5)の条件を満たす 1 の X i（以下「指定先 X i」といいます。）を指定し、当社に申し出ていただきます。

(1) (略)

(2) 基本利用料の料金種別が、料金表第 1 表（料金）第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するギガホ又はギガライトであること。

(3) (略)

(4) 第 12 条の 2（X i の電話番号保管）に規定する電話番号保管を行っていないこと。

(5) (略)

第 9 条～第 11 条 (略)

(X i の利用の一時中断)

第 12 条 当社は、一般契約者から請求があったときは、X i の利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、第 12 条の 2（X i の電話番号保管）に規定する電話番号保管を除きます。以下同じとします。）を行います。

(X i の電話番号保管)

第 12 条の 2 当社は、一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係る X i の電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その X i を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。ただし、当該一般契約が第 8 条（一般契約申込の方法）に規定する指定先 X i であるときは、電話番号保管を請求することができません。

2～4 (略)

第 13 条～第 16 条 (略)

第 3 節 定期契約

第 17 条～第 18 条 (略)

(定期契約の満了)

第 19 条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

2～4 (略)

5 当社は、前 4 項に規定する定期契約の満了について、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

第 20 条 (略)

ただし、当該定期契約が第 8 条（一般契約申込の方法）に規定する指定先 X i であるときは、電話番号保管を請求することができません。

2 電話番号保管期間が 3 年を経過したときは、電話番号保管期間が 3 年を経過した日においてその X i 契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が 3 年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。

3 前項に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

5 定期契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の解除に限り行うことができます。

第 21 条～第 21 条の 7 の 6 （略）

第 4 章～第 4 章の 2 （略）

第 5 章 付加機能

（付加機能の提供）

第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。

2～10 （略）

（注 1）（略）

（注 2）本条第 5 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2（付加機能）に規定する遠隔管理機能及び sp モード機能（別表 2 に規定する sp モード電子メールアドレス保管を行っている場合に限り。）とします。

第 6 章～第 8 章 （略）

第 9 章 通信

第 1 節 通信の種類等

（通信の種類等）

第 42 条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i コピキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限り。

表（略）

2～3 （略）

4 前項に規定する災害等の情報は、第 12 条（X i の利用の一時中断）、第 12 条の 2（X i の電話番号保管）、第 20 条の 2（定期契約に係る電話番号保管）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（その他の提供条件）、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）若しくは第 41 条（利用停止）の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

5 （略）

（注 1）～（注 2）（略）

第 42 条～第 44 条 （略）

第 2 節 通信利用の制限

（通信利用の制限）

第 45 条 X i サービス、FOMA サービス、回線卸 X i 及び回線卸 FOMA（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している X i サービス（当社がそ

第 21 条～第 21 条の 7 の 6 （略）

第 4 章～第 4 章の 2 （略）

第 5 章 付加機能

（付加機能の提供）

第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。

2～10 （略）

（注 1）（略）

（注 2）本条第 5 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2（付加機能）に規定する i モード機能（別表 2 に規定する i モード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限り。）とします。

第 6 章～第 8 章 （略）

第 9 章 通信

第 1 節 通信の種類等

（通信の種類等）

第 42 条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i コピキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限り。

表（略）

2～3 （略）

4 前項に規定する災害等の情報は、第 12 条（X i の利用の一時中断）、第 12 条の 2（X i の電話番号保管）、第 21 条（その他の提供条件）、第 21 条の 7（その他の提供条件）、第 21 条の 7 の 6（その他の提供条件）若しくは第 41 条（利用停止）の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

5 （略）

（注 1）～（注 2）（略）

第 42 条～第 44 条 （略）

第 2 節 通信利用の制限

（通信利用の制限）

第 45 条 X i サービス、FOMA サービス、JWSIM サービス、JWSIM-0 サービス及び回線卸 X i 及び回線卸 FOMA（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に

これらの機関との協議により定めたものに限り、) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) をとることができます。

2～8 (略)

(注1)～(注2) (略)

第46条～第46条の2 (略)

第3節～第4節 (略)

第10章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第69条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(12) (略)

(13) 電子メール (別表2 (付加機能) に定めるものをいい、iモード電子メール (附則に規定するものをいいます。以下同じとします。) 及び別表2に規定するspモード電子メールを含みます。以下この条において同じとします。) の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

(14)～(16) (略)

2～6 (略)

(注1)～(注2) (略)

第71条～第78条 (略)

(ケータイお探しサービス)

第78条の2 X i 契約者は、iモード機能 (附則に規定するものをいいます。以下同じとします。) 又は別表2 (付加機能) に規定するspモード機能の提供を受けているときは、次項に規定するケータイお探しサービス (契約者からの申出により、そのX i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限り、) の所在に係る緯度及び経度等の情報 (以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2 ケータイお探しサービスには、次の種類があります。

種類	内容
ケータイお探しサービス (基本)	(1) (略) (2) 当社は、X i 契約者の申出に基づく位置情報の取得に先立ち、位置情報を取得する旨を i モード電子メール又は当社が別に定める方法により制御信号を利用して契約者回線へ通知します。 ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。 (3) (略)
(略)	(略)

3～6 (略)

(注) (略)

第78条の3～第80条 (略)

第14章 その他のサービス

掲げる機関に提供しているX i サービス (当社がこれらの機関との協議により定めたものに限り、) 以外のものによる通信の利用を中止する措置 (特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。) をとることができます。

2～8 (略)

(注1)～(注2) (略)

第46条～第46条の2 (略)

第3節～第4節 (略)

第10章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第69条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(12) (略)

(13) 電子メール (別表2 (付加機能) に定めるものをいい、spモード電子メール及びiモード電子メールを含みます。以下この条において同じとします。) の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

(14)～(16) (略)

2～6 (略)

(注1)～(注2) (略)

第71条～第78条 (略)

(ケータイお探しサービス)

第78条の2 X i 契約者は、別表2 (付加機能) に規定するspモード機能又はiモード機能の提供を受けているときは、次項に規定するケータイお探しサービス (契約者からの申出により、そのX i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限り、) の所在に係る緯度及び経度等の情報 (以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2 ケータイお探しサービスには、次の種類があります。

種類	内容
ケータイお探しサービス (基本)	(1) (略) (2) 当社は、X i 契約者の申出に基づく位置情報の取得に先立ち、位置情報を取得する旨を i モード電子メール (別表2に規定するものをいいます。) 又は当社が別に定める方法により制御信号を利用して契約者回線へ通知します。 ただし、電波状況その他の理由により、通知ができない場合があります。 (3) (略)
(略)	(略)

3～6 (略)

(注) (略)

第78条の3～第80条 (略)

第14章 その他のサービス

第 81 条 (略)

(i モード通信履歴の閲覧)

第 81 条の 2 当社は、i モード機能を利用している X i 契約者から i モード通信履歴 (i モード機能の利用に係る通信の履歴であつて、i モードセンタにおいて記録された接続先 U R L、送受信先メールアドレス及び通信の接続時刻等をいいます。以下この条において同じとします。) の閲覧の請求があつた場合は、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。

2～6 (略)

(注) (略)

第 82 条～第 84 条 (略)

(ケータイ払い)

第 85 条 X i 契約者 (i モード機能又は別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能の提供を受けている者に限ります。以下この条において同じとします。) は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い (商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、X i サービスを利用してその商品等を販売又は提供する者 (以下「商品提供者」といいます。)) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2～11 (略)

(注) (略)

第 86 条～第 93 条 (略)

料金表

通則

1～11 (略)

12 当社は、1 の X i において、i モード機能又は別表 2 (付加機能) に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能若しくは、sp モード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。) は、当社がそのことを確認した日において、その X i について契約者から前項に規定する請求があつたものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(3) (略)

(4) その X i について、当社が電話番号保管を行っているとき (別表 2 (付加機能) に規定する sp モード電子メールアドレス保管を行っているときを除きます。)) 。

13～24 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

25 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求 (以下この項において「一括請求」といいます。) している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群 (以下この項において「一括請求グループ」といいます。) に属する X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者 (以下この項において「X i 契約者等」といいます。)) に対し、その X i 契約者等が料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の(7)に規定する d カードお支払割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(注 1) ～ (注 2) (略)

第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1 基本使用料

第 81 条 (略)

(i モード通信履歴の閲覧)

第 81 条の 2 当社は、別表 2 (付加機能) に規定する i モード機能を利用している X i 契約者から i モード通信履歴 (i モード機能の利用に係る通信の履歴であつて、i モードセンタにおいて記録された接続先 U R L、送受信先メールアドレス及び通信の接続時刻等をいいます。以下この条において同じとします。) の閲覧の請求があつた場合は、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。

2～6 (略)

(注) (略)

第 82 条～第 84 条 (略)

(ケータイ払い)

第 85 条 X i 契約者 (別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けている者に限ります。以下この条において同じとします。) は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い (商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、X i サービスを利用してその商品等を販売又は提供する者 (以下「商品提供者」といいます。)) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2～11 (略)

(注) (略)

第 86 条～第 93 条 (略)

料金表

通則

1～11 (略)

12 当社は、1 の X i において、別表 2 (付加機能) に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能若しくは i モード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき (当社が定めるときを除きます。) は、当社がそのことを確認した日において、その X i について契約者から前項に規定する請求があつたものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(3) (略)

(4) その X i について、当社が電話番号保管を行っているとき (別表 2 (付加機能) に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。)) 。

13～24 (略)

(注 1) ～ (注 2) (略)

第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用

(1) X i の基本使用料の適用

ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア) 一般契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
X i	総合利用プラン	ギガホ2
		ギガライト2
		ケータイプラン2
	データ専用プラン	データプラス2

(イ) 定期契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
X i	総合利用プラン	ギガホ2
		ギガライト2
		ケータイプラン2

イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。

(ア) その X i が、総合利用プランを選択する場合であって、i モード機能の提供を受けているとき。

(イ) その X i が、データ専用プランを選択する場合であって、i モード機能又は別表 2 に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能若しくは通話録音機能の提供を受けているとき。

(ウ) その X i が、ケータイプラン 2 を選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めるとき。

ウ～オ (略)

カ ギガライト 2 に係る基本使用料は、1 の暦月における累計の課金対象データ量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）に応じて 2（料金額）の 2 - 1 に規定するステップ（以下「データ量ステップ」といいます。）に係る額を適用します。

キ ギガライト 2 に係る基本使用料について、第 3（通信料）1（適用）の(7)の規定により、定額上限データ量へ繰越データ量の加算があったときは、2（料金額）の 2 - 1 に規定するデータ量ステップについて、同表中「1 GB」を「1 GB に繰越データ量を加算したデータ量」に、「3 GB」を「3 GB に繰越データ量を加算したデータ量」に、「5 GB」を「5 GB に繰越データ量を加算したデータ量」に、「7 GB」を「7 GB に繰越データ量を加算したデータ量」に、それぞれ読み替えて適用します。

ク (略)

ケ データ専用プラン若しくはケータイプラン 2 からギガホ 2 若しくはギガライト 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン若しくはケータイプラン 2 に係る X i 契約の解除と同時に新たにギガホ 2 若しくはギガライト 2 に係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガホ 2 又はギガライト 2 の選択があったものとみなして、2（料金額）に規定する額を適用します。

1 適用

基本使用料の適用

(1) X i の基本使用料の適用

ア X i の基本使用料には、次の料金種別があります。

(ア) 一般契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
X i	総合利用プラン	ギガホ
		ギガライト
		ケータイプラン
	データ専用プラン	データプラス

(イ) 定期契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
X i	総合利用プラン	ギガホ
		ギガライト
		ケータイプラン
	データ専用プラン	データプラス

イ X i 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただけます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その基本使用料の料金種別を選択することができません。

(ア) その X i が、総合利用プランを選択する場合であって、別表 2（付加機能）に規定する i モード機能の提供を受けているとき。

(イ) その X i が、データ専用プランを選択する場合であって、別表 2 に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、i モード機能、自動着信転送機能、着信短縮ダイヤル機能又は通話録音機能の提供を受けているとき。

(ウ) その X i が、ケータイプランを選択する場合であって、当社が別に定める端末設備を利用していないと当社が認めるとき。

ウ～オ (略)

カ ギガライトに係る基本使用料は、1 の暦月における累計の課金対象データ量（以下「累計課金対象データ量」といいます。）に応じて 2（料金額）の 2 - 1 に規定するステップ（以下「データ量ステップ」といいます。）に係る額を適用します。

キ ギガライトに係る基本使用料について、第 3（通信料）1（適用）の(7)の規定により、定額上限データ量へ繰越データ量の加算があったときは、2（料金額）の 2 - 1 に規定するデータ量ステップについて、同表中「1 GB」を「1 GB に繰越データ量を加算したデータ量」に、「3 GB」を「3 GB に繰越データ量を加算したデータ量」に、「5 GB」を「5 GB に繰越データ量を加算したデータ量」に、「7 GB」を「7 GB に繰越データ量を加算したデータ量」に、それぞれ読み替えて適用します。

ク (略)

ケ データ専用プラン若しくはケータイプランからギガホ若しくはギガライトへ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン若しくはケータイプランに係る X i 契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガホ又はギガライトの選択があったものとみなして、2（料金額）に規定する額を適用します。

<p>コ (略)</p> <p>サ 1のX iにおいて、X i 契約の締結又は基本使用料の料金種別の変更により、同一暦月内においてギガホ 2若しくはギガライト 2及びデータ専用プランの両方の選択があったことを当社が最初に確認したときは、その確認をした日を含む暦月におけるギガホ 2又はギガライト 2に係る基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>シ 当社は、指定元 X i について、その指定元 X i に係る指定先 X i が次のいずれかに該当することが判明したときは、当社がそのことを確認した日において、その指定元 X i に係る基本使用料の料金種別をデータ専用プランからギガライト 2へ変更します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がギガホ 2若しくはギガライト 2又は附則に規定するギガホ若しくはギガライト以外となったとき。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ス 当社は、X i 契約者から、基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結による総合利用プラン又はデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（そのX i 契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む暦月及びその前暦月（以下この欄において「当該暦月」といいます。）におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）について、当社が定める方法により、その総合利用プラン（データ専用プランを選択したときはギガライト 2とします。）の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>セ スの規定によるほか、当社は、F O M A 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したX i 契約者から、そのX i 契約の締結及び総合利用プラン若しくはデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、当該暦月におけるデータ通信モード及びパケット通信モード（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る通信について、当社が定める方法により、その総合利用プラン（データ専用プランを選択したときはギガライト 2とします。）の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>ソ (略)</p> <p>タ X i 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるX i 契約の締結及び料金種別の変更の合計回数当社が別に定める回数を超えるときは、第 5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>チ～ツ (略) (注 1) ～ (注 2)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 身体障がい者等割引（ハーフ割引）の適用</p> <p>ア 身体障がい者等割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとしま</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 身体障がい者等割引（ハーフ割引）の適用</p>	<p>コ (略)</p> <p>サ 1のX iにおいて、X i 契約の締結又は基本使用料の料金種別の変更により、同一暦月内においてギガホ若しくはギガライト及びデータ専用プランの両方の選択があったことを当社が最初に確認したときは、その確認をした日を含む暦月におけるギガホ又はギガライトに係る基本使用料の支払いを要しません。</p> <p>シ 当社は、指定元 X i について、その指定元 X i に係る指定先 X i が次のいずれかに該当することが判明したときは、当社がそのことを確認した日において、その指定元 X i に係る基本使用料の料金種別をデータ専用プランからギガライトへ変更します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がギガホ又はギガライト以外となったとき。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ス 当社は、X i 契約者から、基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結による総合利用プラン又はデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（そのX i 契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、その申出のあった日を含む暦月及びその前暦月（以下この欄において「当該暦月」といいます。）におけるデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）について、当社が定める方法により、その総合利用プラン（データ専用プランを選択したときはギガライトとします。）の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>セ スの規定によるほか、当社は、F O M A 契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結したX i 契約者から、そのX i 契約の締結及び総合利用プラン若しくはデータ専用プランの選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。）は、当該暦月におけるデータ通信モード及びパケット通信モード（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る通信について、当社が定める方法により、その総合利用プラン（データ専用プランを選択したときはギガライトとします。）の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、その前暦月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。</p> <p>ソ (略)</p> <p>タ X i 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるX i 契約の締結及び料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第 5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>チ～ツ (略) (注 1) ～ (注 2)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 身体障がい者等割引（ハーフ割引）の適用</p> <p>ア 身体障がい者等割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとしま</p>
---	---	---	---	---

	<p>す。)、特定疾患患者(特定疾患治療研究事業について(昭和48年厚生省衛発242号)に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書(以下特定疾患患者証明書とします。)の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))又は指定難病患者(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))が当社と締結している一般契約のX i 又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている一般契約のX i の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="427 368 1070 475"> <tr> <td>基本使用料の割引額</td> <td>(月額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>190円(税込額 209円)</td> </tr> </table> <p>(イ) データ専用プランに係るもの</p> <table border="1" data-bbox="427 501 1070 608"> <tr> <td>基本使用料の割引額</td> <td>(月額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20円(税込額 22円)</td> </tr> </table> <p>イ〜ケ(略)</p>	基本使用料の割引額	(月額)		190円(税込額 209円)	基本使用料の割引額	(月額)		20円(税込額 22円)		<p>す。)、特定疾患患者(特定疾患治療研究事業について(昭和48年厚生省衛発242号)に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書(以下特定疾患患者証明書とします。)の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))又は指定難病患者(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))が当社と締結している一般契約のX i 又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている一般契約のX i の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="1464 368 2107 475"> <tr> <td>基本使用料の割引額</td> <td>(月額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,520円(税込額 1,641.6円)</td> </tr> </table> <p>イ〜ケ(略)</p>	基本使用料の割引額	(月額)		1,520円(税込額 1,641.6円)
基本使用料の割引額	(月額)														
	190円(税込額 209円)														
基本使用料の割引額	(月額)														
	20円(税込額 22円)														
基本使用料の割引額	(月額)														
	1,520円(税込額 1,641.6円)														
(3)~(4)(略)	(略)	(3)~(4)(略)	(略)												
(5) 複数回線複合割引等の適用を受けているX i に係る基本使用料割引(みんなドコモ割)の適用	<p>ア 当社は、基本使用料の料金種別がギガホ2又はギガライト2のX i (以下この欄及び(6)において「ギガホ2等X i」といいます。))が、複数回線複合割引(第3(通信料)の(13)に規定するものをいいます。)の適用を受けている場合であって、そのX i が属する割引回線群(第3の(13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する割引選択回線(第3の(13)に規定するものをいい、当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択しているX i 又はFOMAであって、当該暦月において基本使用料の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。)の数が2以上あることを確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ2等X i の基本使用料について、その割引選択回線の数に応じて、次表に規定する割引を適用します。</p> <p>表(略)</p> <p>イ 当社は、ギガホ2等X i が、定期契約に係る通信料月極割引(第3(通信料)の(15)に規定するものをいいます。)の適用を受けている場合であって、そのX i が属する指定割引回線群(第3の(15)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を構成するX i 等(第3の(15)に規定するものをいい、当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択しているX i 又はFOMAであって、当該暦月において基本使用料の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。)の数が2以上あることを確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ等X i の基本使用料について、そのX i 等に応じて、Aに規定する割引を適用します。この場合において、当社は、Aの表中「割引回線群に係る割引選択回線の数」を「指定割引回線群に係るX i 等の数」と読み替えて適用します。</p> <p>ウ(略)</p> <p>(注)(略)</p>	(5) 複数回線複合割引等の適用を受けているX i に係る基本使用料割引(みんなドコモ割)の適用	<p>ア 当社は、基本使用料の料金種別がギガホ又はギガライトのX i (以下この欄及び(6)において「ギガホ等X i」といいます。))が、複数回線複合割引(第3(通信料)の(13)に規定するものをいいます。)の適用を受けている場合であって、そのX i が属する割引回線群(第3の(13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する割引選択回線(第3の(13)に規定するものをいい、当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択しているX i 又はFOMAであって、当該暦月において基本使用料の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。)の数が2以上あることを確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ等X i の基本使用料について、その割引選択回線の数に応じて、次表に規定する割引を適用します。</p> <p>表(略)</p> <p>イ 当社は、ギガホ等X i が、定期契約に係る通信料月極割引(第3(通信料)の(15)に規定するものをいいます。)の適用を受けている場合であって、そのX i が属する指定割引回線群(第3の(15)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を構成するX i 等(第3の(15)に規定するものをいい、当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択しているX i 又はFOMAであって、当該暦月において基本使用料の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。)の数が2以上あることを確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ等X i の基本使用料について、そのX i 等に応じて、Aに規定する割引を適用します。この場合において、当社は、Aの表中「割引回線群に係る割引選択回線の数」を「指定割引回線群に係るX i 等の数」と読み替えて適用します。</p> <p>ウ(略)</p> <p>(注)(略)</p>												
(6) 特定X i 等のX i に係る基本使用料割引(光セット割)の適用	<p>ア 当社は、ギガホ2等X i が、特定X i 等(IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。))である場合又はそのX i が属する複数回線複合割引(第3(通信料)の(13)に規定するものをいいます。))に係る割引回線群(第3の(13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。))を構成する割引選択回線(第3の(13)に規定するものをいいます。))に特定X i 等(IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。))がある場合であって、その特定X i 等に係るIP通信網契約(契約者回線の</p>	(6) 特定X i 等のX i に係る基本使用料割引(光セット割)の適用	<p>ア 当社は、ギガホ等X i が、特定X i 等(IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。))である場合又はそのX i が属する複数回線複合割引(第3(通信料)の(13)に規定するものをいいます。))に係る割引回線群(第3の(13)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。))を構成する割引選択回線(第3の(13)に規定するものをいいます。))に特定X i 等(IP通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。))がある場合であって、その特定X i 等に係るIP通信網契約(契約者回線の提</p>												

提供を受けているものであって、I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っているものを除きます。以下この欄において「対象 I P 通信網契約」といいます。）に関する基本使用料の料金種別がドコモ光ミニタイプ（I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）以外であるときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ 2 等 X i の基本使用料について、次表に規定する割引を適用します。この場合において、基本利用料の料金種別がギガライト 2 であるときは、2（料金額）の 2 - 1 に規定するデータ量ステップに応じて、次表に規定する割引を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	基本使用料の割引額（月額）	
	データ量ステップ	
ギガライト 2	ステップ 1	—
	ステップ 2	500 円
	ステップ 3	1,000 円
	ステップ 4	1,000 円
ギガホ 2	—	1,000 円

イ 当社は、基本使用料の料金種別がギガホ 2 等 X i が属する定期契約に係る通信料月極割引（第 3（通信料）の(15)に規定するものをいいます。）に係る指定割引回線群（第 3 の(15)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する X i 等（第 3 の(15)に規定するものをいいます。）に特定 X i 等がある場合であって、その特定 X i 等に係る対象 I P 通信網契約に関する基本使用料の料金種別がドコモ光ミニタイプ以外であるときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ 2 等 X i の基本使用料について、アの規定により各々のギガホ 2 等 X i 及びギガホ等 X i（附則に規定するギガホ等（ギガホ及びギガライトに限ります。）に係るものをいいます。以下この欄において同じとします。）ごとに算定した割引額（以下この欄において「X i 割引額」といいます。）を合算して得た額（以下この欄において「X i 割引総額」といいます。）をその指定割引回線群を構成するギガホ 2 等 X i 及びギガホ等 X i の数で除して得た額を割引して適用します。

ウ 指定割引回線群を構成するギガホ 2 等 X i 及びギガホ等 X i の数が 21 以上となるときは、アの規定により算定した X i 割引額が高くなる順に 20 のギガホ 2 等 X i 及びギガホ等 X i を選定し、そのギガホ 2 等 X i 及びギガホ等 X i に係る X i 割引額を合算して得た額を X i 割引総額とし、イの規定を適用します。

エ 当社は、ギガホ 2 等 X i が特定 X i 等である場合であって、その特定 X i 等に係る対象 I P 通信網契約に関する基本使用料の料金種別がドコモ光ミニタイプであるときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ 2 等 X i の基本使用料について、次表に規定する割引を適用します。この場合において、基本利用料の料金種別がギガライト 2 であるときは、2（料金額）の 2 - 1 に規定するデータ量ステップに応じて、次表に規定する割引を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	基本使用料の割引額（月額）	
	データ量ステップ	
ギガライト 2	ステップ 1	—
	ステップ 2	200 円

提供を受けているものであって、I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っているものを除きます。以下この欄において「対象 I P 通信網契約」といいます。）に関する基本使用料の料金種別がドコモ光ミニタイプ（I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）以外であるときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ等 X i の基本使用料について、次表に規定する割引を適用します。この場合において、基本利用料の料金種別がギガライトであるときは、2（料金額）の 2 - 1 に規定するデータ量ステップに応じて、次表に規定する割引を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	基本使用料の割引額（月額）	
	データ量ステップ	
ギガライト	ステップ 1	—
	ステップ 2	500 円
	ステップ 3	1,000 円
	ステップ 4	1,000 円
ギガホ	—	1,000 円

イ 当社は、基本使用料の料金種別がギガホ等 X i が属する定期契約に係る通信料月極割引（第 3（通信料）の(15)に規定するものをいいます。）に係る指定割引回線群（第 3 の(15)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する X i 等（第 3 の(15)に規定するものをいいます。）に特定 X i 等がある場合であって、その特定 X i 等に係る対象 I P 通信網契約に関する基本使用料の料金種別がドコモ光ミニタイプ以外であるときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ等 X i の基本使用料について、(6)のアの規定により各々のギガホ等 X i ごとに算定した割引額（以下この欄において「X i 割引額」といいます。）を合算して得た額（以下この欄において「X i 割引総額」といいます。）をその指定割引回線群を構成するギガホ等 X i の数で除して得た額を割引して適用します。

ウ 指定割引回線群を構成するギガホ X i 等の数が 21 以上となるときは、(6)のアの規定により算定した X i 割引額が高くなる順に 20 のギガホ X i 等を選定し、そのギガホ X i 等に係る X i 割引額を合算して得た額を X i 割引総額とし、イの規定を適用します。

エ 当社は、ギガホ等 X i が特定 X i 等である場合であって、その特定 X i 等に係る対象 I P 通信網契約に関する基本使用料の料金種別がドコモ光ミニタイプであるときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのギガホ X i 等の基本使用料について、次表に規定する割引を適用します。この場合において、基本利用料の料金種別がギガライトであるときは、2（料金額）の 2 - 1 に規定するデータ量ステップに応じて、次表に規定する割引を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の料金種別	基本使用料の割引額（月額）	
	データ量ステップ	
ギガライト	ステップ 1	—
	ステップ 2	200 円

		ステップ3	500円
		ステップ4	500円
	ギガホ2	—	500円
オヘカ (略)			
(7) dカードお支払割の適用	<p>ア 当社は、基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i (一般契約に係るものに限ります。)に係る料金等(分割送付の請求書に係る料金を除きます。以下この欄において同じとします。)の支払方法がクレジット払い(クレジットカードの種類が、当社が発行するdカード(dカード利用規約(会員規約)に規定するものをいいます。)であるものに限ります。以下この欄において同じとします。)であることを確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのX iの基本使用料について、170円(税込額187円)を減額して適用します。</p> <p>ただし、そのX iに係る料金等が、他のX i、X iユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はワイドスター通信サービスに係る料金等と一括して請求(以下この欄において「一括請求」といいます。)されているときは、この規定を適用しません。</p> <p>イ アの規定によるほか、基本使用料の料金種別が総合利用プランのX i (一般契約に係るものに限ります。)に係る料金等が、他のX i、X iユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はワイドスター通信サービスに係る料金等と一括して請求されている場合であって、一括請求先となるX i、X iユビキタス、FOMA、FOMAユビキタス、FOMA位置情報又はワイドスター通信サービスに係る料金等の支払方法がクレジット払いであることを確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む暦月におけるそのX iの基本使用料について、アに規定する額を減額して適用します。</p> <p>ウ 基本使用料を日割りするときは、ア及びイに規定する額を日割りして適用します。</p> <p>エ ア及びイの規定にかかわらず、(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けている場合には、本割引を適用しません。</p>		

2 料金額

2-1 X iに係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)		
				データ量ステップ		
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	ギガホ2	—		6,850円 (7,535円)
			ギガライト2	ステップ1	1GBまで	2,850円 (3,135円)
				ステップ2	1GB超え 3GBまで	3,850円 (4,235円)
				ステップ3	3GB超え 5GBまで	4,850円 (5,335円)
				ステップ4	5GB超え 7GBまで	5,850円 (6,435円)
			ケータイプラン2	—		1,070円 (1,177円)

		ステップ3	500円
		ステップ4	500円
	ギガホ	—	500円
オヘカ (略)			

2 料金額

2-1 X iに係るもの

1 契約ごとに

区 分				料 金 額 (月額)		
				データ量ステップ		
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
X i	一般契約に係るもの	総合利用プラン	ギガホ	—		8,180円 (8,834.4円)
			ギガライト	ステップ1	1GBまで	4,180円 (4,514.4円)
				ステップ2	1GB超え 3GBまで	5,180円 (5,594.4円)
				ステップ3	3GB超え 5GBまで	6,180円 (6,674.4円)
				ステップ4	5GB超え 7GBまで	7,180円 (7,754.4円)
			ケータイプラン	—		2,400円 (2,592円)

	データ専用プラン	データプラス2	-		700円 (770円)
定期契約に係るもの	総合利用プラン	ギガホ2	-		6,680円 (7,348円)
		ギガライト2	ステップ1	1GBまで	2,680円 (2,948円)
			ステップ2	1GB超え3GBまで	3,680円 (4,048円)
			ステップ3	3GB超え5GBまで	4,680円 (5,148円)
			ステップ4	5GB超え7GBまで	5,680円 (6,248円)
ケータイプラン2	-		900円 (990円)		

2-2 (略)

第2 付加機能使用料
1 適用

付加機能使用料の適用	
(1) 付加機能使用料の減額適用	ア 1のX i ユビキタスについて、i モード機能並びに別表2 (付加機能) に規定するmoperaU 機能 (スタンダードプランに係るものに限ります。)、ビジネス mopera インターネット機能及び sp モード機能に係る付加機能使用料 (基本機能に係るものに限ります。) のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、(2)に規定する適用を受ける場合を除き、2 (料金額) 及び附則に規定する付加機能使用料の額からそれぞれ150円 (月額) を減額して適用します。 イ〜ウ (略)
(2)~(4) (略)	(略)
(5) i モード電子メール等音声文字変換機能に係る付加機能使用料の減額適用	ア〜イ (略) ウ X i 契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときは、その契約の解除があったX i 契約を締結した日 (そのX i 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのX i 契約を締結した日と当社がみなす日) から継続してX i 契約を締結しているものとみなして、アの規定を適用します。
(6) (略)	(略)
(7) 付加機能使用料の31日間減額適用	ア〜ウ (略) エ X i 契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときは、その契約の解除があったX i 契約を締結した日 (そのX i 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのX i

	データ専用プラン	データプラス	-		2,200円 (2,376円)
定期契約に係るもの	総合利用プラン	ギガホ	-		6,680円 (7,214.4円)
		ギガライト	ステップ1	1GBまで	2,680円 (2,894.4円)
			ステップ2	1GB超え3GBまで	3,680円 (3,974.4円)
			ステップ3	3GB超え5GBまで	4,680円 (5,054.4円)
			ステップ4	5GB超え7GBまで	5,680円 (6,134.4円)
ケータイプラン	-		900円 (972円)		
	データ専用プラン	データプラス	-		700円 (756円)

2-2 (略)

第2 付加機能使用料
1 適用

付加機能使用料の適用	
(1) 付加機能使用料の減額適用	ア 1のX i ユビキタスについて、別表2 (付加機能) に規定するmoperaU 機能 (スタンダードプランに係るものに限ります。)、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能及び i モード機能に係る付加機能使用料 (基本機能に係るものに限ります。) のうち、2以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、(2)に規定する適用を受ける場合を除き、2 (料金額) に規定する付加機能使用料の額からそれぞれ150円 (月額) を減額して適用します。 イ〜ウ (略)
(2)~(4) (略)	(略)
(5) i モード電子メール等音声文字変換機能に係る付加機能使用料の減額適用	ア〜イ (略) ウ 次の場合には、契約の解除があったX i 契約を締結した日 (そのX i 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのX i 契約を締結した日と当社がみなす日) から継続してX i 契約を締結しているものとみなして、アの規定を適用します。 (ア) そのX i 契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。 (イ) そのX i 契約者が、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。
(6) (略)	(略)
(7) 付加機能使用料の31日間減額適用	ア〜ウ (略) エ 次の場合には、契約の解除があったX i 契約を締結した日 (そのX i 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのX i 契約を締結した日と当社がみなす日) から継続してX i 契約を締結しているものとみなして、アの(ア)から(ク)の規定を適用しま

	契約を締結した日と当社がみなす日) から継続して X i 契約を締結しているものとみなして、アの(ア)から(ク)の規定を適用します。
(8)~(11) (略)	(略)

2 料金額

区分	単位	料金額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)	(略)	(略)	
i モード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)	1 契約ごとに	(略)	
i モード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)	1 契約ごとに	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用											
(1) 通信の条件	<p>ア〜オ (略)</p> <p>カ 当社は、X i 又は X i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信の 1 料金月における累計の課金対象データ量 (以下「累計課金対象データ量」といいます。) が、次表に規定する定額上限データ量 ((7)の規定により、当該料金月における定額上限データ量に増加データ量及び繰越データ量の加算があったときは、その増加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。以下この欄において同じとします。) を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、その X i 又は X i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、その X i 又は X i コピキタスの基本使用料の料金種別に応じて、次表のとおり、1 M 通信モードによる通信とする取扱い (以下この欄において「1 M 通信」といいます。) 又は 128k 通信モードによる通信とする取扱い (以下この欄において「128k 通信」といいます。) を適用します。この場合において、この取扱い (以下「速度制限」といいます。) の適用を受けている X i 又は X i コピキタスから行ったデータ通信モードによる通信に係る課金対象データについては、第 47 条 (通信時間等の測定等) の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <table border="1" data-bbox="436 1337 1075 1457"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th>定額上限データ量</th> <th>定額上限データ量超過後の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i</td> <td>ギガホ 2</td> <td>30GB</td> <td>1 M 通信</td> </tr> </tbody> </table>			基本使用料の料金種別		定額上限データ量	定額上限データ量超過後の取扱い	X i	ギガホ 2	30GB	1 M 通信
基本使用料の料金種別		定額上限データ量	定額上限データ量超過後の取扱い								
X i	ギガホ 2	30GB	1 M 通信								

	す。 (ア) その X i 契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。 (イ) その X i 契約者が、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。
(8)~(11) (略)	(略)

2 料金額

区分	単位	料金額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)	(略)	(略)	
i モード機能	基本機能	基本額 (1 契約ごとに)	300 円 (324 円)
	追加機能	i モード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)	加算額 (1 契約ごとに) (略)
	機能	i モード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)	加算額 (1 契約ごとに) (略)
(略)	(略)	(略)	

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用											
(1) 通信の条件	<p>ア〜オ (略)</p> <p>カ 当社は、X i 又は X i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信の 1 料金月における累計の課金対象データ量 (以下「累計課金対象データ量」といいます。) が、次表に規定する定額上限データ量 ((7)の規定により、当該料金月における定額上限データ量に増加データ量及び繰越データ量の加算があったときは、その増加データ量及び繰越データ量を加算した後のデータ量とします。以下この欄において同じとします。) を超えたときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、その X i 又は X i コピキタスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、その X i 又は X i コピキタスの基本使用料の料金種別に応じて、次表のとおり、1 M 通信モードによる通信とする取扱い (以下この欄において「1 M 通信」といいます。) 又は 128k 通信モードによる通信とする取扱い (以下この欄において「128k 通信」といいます。) を適用します。この場合において、この取扱い (以下「速度制限」といいます。) の適用を受けている X i 又は X i コピキタスから行ったデータ通信モードによる通信に係る課金対象データについては、第 47 条 (通信時間等の測定等) の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <table border="1" data-bbox="1467 1337 2105 1457"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th> <th>定額上限データ量</th> <th>定額上限データ量超過後の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X i</td> <td>ギガホ</td> <td>30GB</td> <td>1 M 通信</td> </tr> </tbody> </table>			基本使用料の料金種別		定額上限データ量	定額上限データ量超過後の取扱い	X i	ギガホ	30GB	1 M 通信
基本使用料の料金種別		定額上限データ量	定額上限データ量超過後の取扱い								
X i	ギガホ	30GB	1 M 通信								

	<table border="1" data-bbox="434 102 1077 193"> <tr> <td>ギガライト₂</td> <td>7 GB</td> <td>128k 通信</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン₂</td> <td>100MB</td> <td>128k 通信</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>キ〜ク (略)</p> <p>ケ データ専用プラン若しくはケータイプラン₂からギガホ₂若しくはギガライト₂へ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン若しくはケータイプラン₂に係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ₂若しくはギガライト₂に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガホ₂又はギガライト₂の選択があったものとみなして、カ及びキの規定を適用します。この場合において、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結があった日を含む料金月においてデータ専用プランを選択していた間におけるその指定元X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信については、キの規定にかかわらず、その指定元X i に係る指定先X i に関する課金対象データ量の測定から除外します。</p> <p>コ 1のX iにおいて、X i 契約の締結又は基本使用料の料金種別の変更により、同一料金内においてギガホ₂若しくはギガライト₂及びデータ専用プランの両方の選択があったことを当社が最初に確認したときは、その確認をした日を含む料金月においてギガホ₂又はギガライト₂を選択していた間におけるそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信に係る課金対象データについて、第 47 条の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>サ〜ネ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	ギガライト ₂	7 GB	128k 通信	ケータイプラン ₂	100MB	128k 通信		<table border="1" data-bbox="1473 102 2116 193"> <tr> <td>ギガライト</td> <td>7 GB</td> <td>128k 通信</td> </tr> <tr> <td>ケータイプラン</td> <td>100MB</td> <td>128k 通信</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>キ〜ク (略)</p> <p>ケ データ専用プラン若しくはケータイプランからギガホ若しくはギガライトへ基本使用料の料金種別を変更又はデータ専用プラン若しくはケータイプランに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月のそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガホ又はギガライトの選択があったものとみなして、カ及びキの規定を適用します。この場合において、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結があった日を含む料金月においてデータ専用プランを選択していた間におけるその指定元X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信については、キの規定にかかわらず、その指定元X i に係る指定先X i に関する課金対象データ量の測定から除外します。</p> <p>コ 1のX iにおいて、X i 契約の締結又は基本使用料の料金種別の変更により、同一料金内においてギガホ若しくはギガライト及びデータ専用プランの両方の選択があったことを当社が最初に確認したときは、その確認をした日を含む料金月においてギガホ又はギガライトを選択していた間におけるそのX i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信に係る課金対象データについて、第 47 条の規定にかかわらず、課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>サ〜ネ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	ギガライト	7 GB	128k 通信	ケータイプラン	100MB	128k 通信
ギガライト ₂	7 GB	128k 通信													
ケータイプラン ₂	100MB	128k 通信													
ギガライト	7 GB	128k 通信													
ケータイプラン	100MB	128k 通信													
(2)~(5) (略)	(略)	(2)~(5) (略)	(略)												
(6) 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードに係る通信料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ ケータイプラン₂からギガホ₂若しくはギガライト₂へ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプラン₂に係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ₂若しくはギガライト₂に係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続してギガホ₂又はギガライト₂の選択があったものとみなして、アの規定を適用します。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 総合利用プランであるX i が、第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、そのX i の契約者回線からの 64kb/s デジタル通信モードによる通信 (3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信であって、当該料金月の末日までに終了したものに限り) に関する料金 (他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含まず) については、2 (料金額) の 2-1 の規定により算定した額を適用します。</p>	(6) 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードに係る通信料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ ケータイプランからギガホ若しくはギガライトへ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプランに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係るX i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結のあった日を含む料金月の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続してギガホ又はギガライトの選択があったものとみなして、アの規定を適用します。</p> <p>ウ (略)</p>												
(6)の2 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードに係る定額通信料の適用	<p>ア〜カ (略)</p> <p>キ ケータイプラン₂からギガホ₂若しくはギガライト₂へ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプラン₂に係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ₂若しくはギガライト₂に係るX i 契約を締結した場合であって、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結と同時に通信定額を選択したときは、その通信定額を選択するまでの間のその料金月の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続して通信定額を選択があったものとみなして、アの規定を適用します。</p> <p>ク (略)</p> <p>(注) (略)</p>	(6)の2 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードに係る定額通信料の適用	<p>ア〜カ (略)</p> <p>キ ケータイプランからギガホ若しくはギガライトへ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプランに係るX i 契約の解除と同時に新たにギガホ若しくはギガライトに係るX i 契約を締結した場合であって、その基本使用料の料金種別の変更又はX i 契約の締結と同時に通信定額を選択したときは、その通信定額を選択するまでの間のその料金月の通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードによる通信について、継続して通信定額を選択があったものとみなして、アの規定を適用します。</p> <p>ク (略)</p> <p>(注) (略)</p>												

(7) データ通信モードによる通信の料金の適用	ア～キ (略) ク 第 1 (基本使用料) の(1)のサに該当することを当社が確認したときから基本使用料の料金種別をデータ専用プランからギガライト 2 へ変更するまでの間におけるその X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信の料金は、その期間における累計課金対象データ量に応じて、2 (料金額) の 2 - 3 の規定により算定した額を適用します。
(8)～(23) (略)	(略)
(24) 通信料の減免等	ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 (ア)～(イ) (略) (ウ) i モード機能又は別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能に係る災害用伝言板サービスの利用において情報の登録等に関する通信 (エ) i モード機能又は別表 2 に規定する sp モード機能に係る災害用音声お届けサービスの利用において音声ファイルの送受信に関する通信 (オ)～(キ) (略) イ～エ (略)

2 (略)

第 4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金	
(1) (略)	
(2) 定期契約に係る解約金の適用除外	ア X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) 更新期間 (定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。) において、その定期契約の解除に係る申出又は電話番号保管の請求があったとき。 (イ) 定期契約の解除と同時に新たに X i コピキタス定期契約 (基本利用料の料金種別がトランシーバプラン等に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。) 又は F O M A サービス契約約款に規定する定期契約等を締結するとき。 (ウ) 定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結し、第 1 (基本使用料) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。 (エ) 定期契約の解除と同時に新たに F O M A に係る一般契約又は F O M A コピキタス一般契約を締結する場合であって、F O M A サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。 (オ) X i 契約者又は登録利用者等 (第 74 条の 2 (利用者登録) に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係る X i サービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この欄において同じとします。) の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。 イ アの規定によるほか、当社は、次のいずれかに該当するときは(ア)の(ア)の規定に該当するときは除きます。イ)は、2 (料金額) の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを留保し、留保解約金として登録します。

(7) データ通信モードによる通信の料金の適用	ア～キ (略) ク 第 1 (基本使用料) の(1)のサに該当することを当社が確認したときから基本使用料の料金種別をデータ専用プランからギガライトへ変更するまでの間におけるその X i サービスの契約者回線との間のデータ通信モードによる通信の料金は、その期間における累計課金対象データ量に応じて、2 (料金額) の 2 - 3 の規定により算定した額を適用します。
(8)～(23) (略)	(略)
(24) 通信料の減免等	ア 次の通信については、第 50 条 (通信料の支払義務) 及び第 54 条 (相互接続通信に係る料金の取扱い) の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。 (ア)～(イ) (略) (ウ) 別表 2 (付加機能) に規定する i モード機能又は sp モード機能に係る災害用伝言板サービスの利用において情報の登録等に関する通信 (エ) 別表 2 に規定する i モード機能又は sp モード機能に係る災害用音声お届けサービスの利用において音声ファイルの送受信に関する通信 (オ)～(キ) (略) イ～エ (略)

2 (略)

第 4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金	
(1) (略)	
(2) 定期契約等に係る解約金の適用除外	ア X i 契約者は、次の場合には 2 (料金額) の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。 (ア) 更新期間 (定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。) において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。 (イ) 定期契約等の解除と同時に新たに一般契約を締結し、第 1 (基本使用料) の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。 (ウ) 定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定する 2 年定期契約又は F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。 (エ) X i コピキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) の解除と同時に新たに定期契約又は F O M A サービス契約約款に規定する 2 年定期契約若しくは F O M A コピキタス定期契約を締結するとき。 (オ) 契約者又は登録利用者等 (第 74 条の 2 (利用者登録) に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係る X i サービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この欄において同じとします。) の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。 イ アの規定によるほか、当社は、定期契約又は X i コピキタス定期契約 (トランシーバプラン等を除きます。) を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ 2in1 又はデータ専用プランに係る一般契約を締結すると

	<p>(ア) 定期契約の解除と同時に新たに一般契約又は F O M A サービス契約約款に規定するデータ専用プラン（定額データプランを除きます。以下この欄及び次欄において同じとします。）又は限定利用プランに係る一般契約を締結するとき。</p> <p>(イ) 電話番号保管の請求があったとき。</p> <p>ウ イの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、留保解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) その留保解約金に係る定期契約の満了日（定期契約の X i において電話番号保管を行っているときは、電話番号保管を請求する前におけるその定期契約に係る満了日とします。以下この欄において同じとします。）を含む暦月の前暦月の末日を経過したとき。</p> <p>(イ) その X i 契約又は F O M A 契約の解除と同時に新たに定期契約、X i コピキタス定期契約又は F O M A サービス契約約款に規定する定期契約等を締結するとき。</p> <p>(ウ) その一般契約に係る X i において、身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時、又はその X i 契約の解除と同時に新たに一般契約若しくは F O M A サービス契約約款に規定する一般契約若しくは F O M A コピキタス一般契約を締結する場合であって、この約款若しくは F O M A サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>(エ) その一般契約に係る F O M A において、F O M A サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時又はその F O M A 契約の解除と同時に新たに一般契約若しくは F O M A サービス契約約款に規定する F O M A コピキタス一般契約を締結する場合であって、この約款若しくは F O M A サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>(オ) その X i 契約者若しくは F O M A 契約者又はその X i 契約若しくは F O M A 契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその X i 契約又は F O M A 契約の解除があったとき。</p> <p>(カ) 定期契約の X i において、電話番号保管を取りやめる請求があった場合であって、第 19 条（定期契約の満了）第 6 項の適用を受けることとなる時。</p> <p>エ イの場合において、X i 契約者又は F O M A 契約者は、留保解約金に係る定期契約の満了日を含む暦月の前暦月の末日までの間に、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、アからウのいずれかに該当する場合を除き、留保解約金の支払いを要します。この場合において、2 以上の留保解約金及び解約金がある場合は、当該留保解約金及び解約金のうち最も高額となる留保解約金又は解約金の支払いを要します。</p> <p>(ア) その X i 契約において契約の解除があったとき（その X i 契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するデータ専用プラン又は限定利用プランに係る一般契約を締結するときを除きます。）。</p> <p>(イ) その F O M A 契約において契約の解除があったとき（その F O M A 契約の解除と同時に新たに一般契約を締結するときを除きます。）又は基本使用料の料金種別の変更があったとき（基本使用料の料金種別を定額データプランへ変更するときに限ります。）。</p> <p>オ X i 契約者は、X i 契約を解除した後もイからエの規定の適用を受けるものとします。</p>		<p>きは、2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを保留し、フラット型保留解約金として登録します。</p> <p>ウ イの場合におけるフラット型保留解約金の取り扱いについては、F O M A サービス契約約款に定めるところによります。</p> <p>エ アからウの規定によるほか、当社は、総合利用プランに係る定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る一般契約を締結する場合であって、その一般契約の締結と同時に電話番号保管を請求するときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを保留し、フラット型保留解約金として登録します。</p> <p>オ エの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、フラット型保留解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) そのフラット型保留解約金に係る定期契約の満了日（定期契約の X i において電話番号保管を行っているときは、電話番号保管を請求する前におけるその定期契約に係る満了日とします。以下この欄において同じとします。）を含む暦月の前暦月の末日を経過したとき。</p> <p>(イ) その一般契約の解除と同時に新たに F O M A サービスに係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ) その一般契約を締結した者又はその一般契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) その一般契約に係る X i において、身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>(オ) その一般契約の解除と同時に新たに F O M A に係る一般契約又は F O M A コピキタス一般契約を締結する場合であって、F O M A サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>カ オの場合において、契約者は、フラット型保留解約金に係る定期契約の満了日までの間に、X i 契約を解除した場合又は電話番号保管を廃止した場合は、オの(ア)から(オ)のいずれかに該当する場合を除き、フラット型保留解約金を支払っていただきます。</p> <p>キ カの場合において、当社は、その一般契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するタイプ 2in1 又はデータ専用プランに係る一般契約を締結するときは、カの規定にかかわらず、フラット型保留解約金の支払を保留し、継続してフラット型保留解</p>
--	---	--	---

<p>(3) X i ユビキタス定期契約に係る解約金の適用除外</p>	<p>ア X i ユビキタス定期契約者は、次のいずれかに該当するときは、2（料金額）の規定にかかわらずそのX i ユビキタス定期契約に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 更新期間において、そのX i ユビキタス定期契約の解除に係る申出があったとき。</p> <p>(イ) X i ユビキタス定期契約（基本利用料の料金種別がトランシーバプラン等に係るものを除きます。）の解除と同時に新たにF O M Aサービス契約約款に規定する定期契約等を締結するとき。</p> <p>(ウ) X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結し、第1（基本使用料）の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(エ) X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たにF O M Aに係る一般契約又はF O M Aユビキタス一般契約を締結する場合であって、F O M Aサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(オ) X i ユビキタス定期契約者又は登録利用者等（第74条の2（利用者登録）に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係るX i サービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この欄において同じとします。）の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、次のいずれかに該当するとき(アの(ア)の規定に該当するときを除きます。)は、2（料金額）の規定にかかわらず、そのX i ユビキタス定期契約に係る解約金の支払いを留保し、留保解約金として登録します。</p> <p>(ア) X i ユビキタス定期契約の解除と同時に新たに一般契約又はF O M Aサービス契約約款に規定するデータ専用プラン又は限定利用プランに係る一般契約を締結するとき。</p> <p>(イ) X i ユビキタス定期契約（基本利用料の料金種別がトランシーバプラン等に係るものを除きます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき。</p> <p>ウ イの場合において、当社は、その留保解約金に係るX i ユビキタス定期契約の満了日を含む暦月の前暦月の末日を経過したときは、留保解約金の登録を削除します。</p> <p>エ イの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、X i ユビキタス定期契約（基本利用料の料金種別がトランシーバプラン等に係るものを除きます。）に係る留保解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) そのX i 契約又はF O M A契約の解除と同時に新たにX i ユビキタス定期契約（基本利用料の料金種別がトランシーバプラン等に係るものを除きます。）又はF O M Aサービス契約約款に規定する定期契約等を締結するとき。</p> <p>(イ) その一般契約に係るX i において、身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき、又はそのX i 契約の解除と同時に新たに一般契約若しくはF O M Aサービス契約約款に規定する一般契約若しくはF O M Aユビキタス一般契約を締結する場合であって、この約款若しくはF O M Aサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(ウ) その一般契約に係るF O M Aにおいて、F O M Aサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき又はそのF O M A契約の解除と同時に新たに一般契約若しくはF O M Aサービス契約約款に規定するF O M Aユビキタス一般契約を締結する場合であって、この約款若しくはF O M Aサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(エ) そのX i 契約者若しくはF O M A契約者又はそのX i 契約若しくはF O M A契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にそのX i 契約又はF O M A契約の解除があったとき。</p> <p>オ イの場合において、X i 契約者又はF O M A契約者は、留保解約金に係るX i ユビキタス定期契約の満了日を含む暦月の前暦月の末日までの間に、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、アからエのいずれかに該当する場合を除き、留保解約金の支払いを要します。この場合において、2以上の留保解約金及び解約金がある場合は、当該留保解約金及び解約金のうち最も高額となる留保解約金又は解約金の支払いを要します。</p>	<p>約金として登録します。この場合におけるフラット型留保解約金の取扱いについては、F O M Aサービス契約約款に定めるところによります。</p>
-------------------------------------	---	--

(ア) その X i 契約において契約の解除があったとき（その定期契約の解除と同時に新たに一般契約若しくはその一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき又はその X i 契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定するデータ専用プラン若しくは限定利用プランに係る一般契約を締結するときを除きます。）。

(イ) その F O M A 契約において契約の解除があったとき又は基本使用料の料金種別の変更があったとき（基本使用料の料金種別を F O M A サービス契約約款に規定する定額データプランへ変更するときに限ります。）。

オ X i コピキタス契約者は、X i コピキタス契約を解除した後モイからエの規定の適用を受けるものとします。

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	解約金の額	
	次の税抜額（かっこ内は税込額）	
定期契約等に係る解約金	下記以外のもの	1,000 円 (1,100 円)
	I o T プラン又は I o T プラン H S に係るもの	(略)
	L T E トランシーバプラン又は L T E トランシーバプランダブルに係るもの	9,500 円 (10,450 円)

第 5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用		
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに難する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	ア～オ (略)	(略)
	カ 保管手数料	第 12 条の 2（一般契約に係る電話番号保管）又は第 20 条の 2（定期契約に係る電話番号保管）に規定する電話番号保管又は別表 2（付加機能）に規定する sp モード電子メールアドレス保管（以下「電話番号保管等」といいます。）を行っている期間において支払いを要する料金
	キ～ケ (略)	(略)
(2)～(3) (略)	(略)	
(4) 携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料の適用除外	(略)	

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	解約金の額	
	次の税抜額（かっこ内は税込額）	
定期契約等に係る解約金	下記以外のもの	9,500 円 (10,260 円)
	I o T プラン又は I o T プラン H S	(略)

第 5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用		
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに難する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	ア～オ (略)	(略)
	カ 保管手数料	第 12 条の 2（X i の電話番号保管）に規定する電話番号保管又は別表 2（付加機能）に規定するメールアドレス保管（以下「電話番号保管等」といいます。）を行っている期間において支払いを要する料金
	キ～ケ (略)	(略)
(2)～(3) (略)	(略)	
(4) 携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料の適用除外	ア (略) イ X i 契約（その契約の締結と同時に契約者が端末設備を購入したことを当社が確認できなかったものに限ります。）について、その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日から起算して 90 日以内に携帯電話・P H S 番号ポータビリティが行われた場合の携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料は、2（料金額）の規定にかかわらず、1 の契約ごとに税抜額 5,000 円(税込額 5,400 円)とします。	

(5)～(8) (略) (略)

2 料金額

2-1 2-2及び2-3以外のもの

料金種別	単位	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1)～(4) (略)	(略)	(略)
(5) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
(6)～(7) (略)	(略)	(略)

2-2 保管手数料に係るもの

料金種別	単位	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
保管手数料	(略)	(略)
sp モード電子メールアドレス保管に係るもの	(略)	(略)

2-3 (略)

第6 (略)

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用	
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのX i について、2 (料金額) の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 ア～イ (略) ウ i モード機能又は別表2 (付加機能) に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能若しくは sp モード機能の提供を受けていないとき。 エ～カ (略)

2 (略)

第2表 (略)

(5)～(8) (略) (略)

2 料金額

2-1 2-2及び2-3以外のもの

料金種別	単位	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1)～(4) (略)	(略)	(略)
(5) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,160 円)
(6)～(7) (略)	(略)	(略)

2-2 保管手数料に係るもの

料金種別	単位	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
保管手数料	(略)	(略)
メールアドレス保管に係るもの	(略)	(略)

2-3 (略)

第6 (略)

第7 請求書等の発行に関する料金

1 適用

請求書等の発行手数料の適用	
請求書等の発行手数料の適用除外	次のいずれかに該当するときは、そのX i について、2 (料金額) の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 ア～イ (略) ウ 別表2 (付加機能) に規定する moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能、sp モード機能又は i モード機能の提供を受けていないとき。 エ～カ (略)

2 (略)

第2表 (略)

第3表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 国際アウトローミング利用料の減免	ア (略) イ データ通信モードによる国際アウトローミングを利用して、i モード機能又は別表2 (付加機能) に規定する sp モード機能に係る災害用音声お届けサービスの利用における音声ファイルの受信に関する通信 (当社が定めるものに限ります。) の国際アウトローミング利用料については、(2)の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
(6)～(7) (略)	(略)

2 (略)

第4表 (略)

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1～第3 (略)

第4 情報料

1 適用

情報料の適用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 情報料の減額適用	ア X i 契約締結後、そのX i において最初に i Bodymo 及び i モード機能の提供を同時に受けることとなったとき (別表2 (付加機能) に規定する sp モード機能の提供を受けている場合を除きます。) は、その i Bodymo に係る情報料について、その日から起算して 31 日間は支払いを要しないものとし、2 (料金額) に規定する額から減額して適用します。 ただし、sp モード機能の提供を受けることとなった場合又は i Bodymo 若しくは i モード機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。 イ～オ (略)

2 (略)

第5 (略)

第6表 (略)

別表1(略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1 (略)	(略)

第3表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1)～(4) (略)	(略)
(5) 国際アウトローミング利用料の減免	ア (略) イ データ通信モードによる国際アウトローミングを利用して、別表2 (付加機能) に規定する i モード機能又は sp モード機能に係る災害用音声お届けサービスの利用における音声ファイルの受信に関する通信 (当社が定めるものに限ります。) の国際アウトローミング利用料については、(2)の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
(6)～(7) (略)	(略)

2 (略)

第4表 (略)

第5表 その他のサービスに関する料金等

第1～第3 (略)

第4 情報料

1 適用

情報料の適用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 情報料の減額適用	ア X i 契約締結後、そのX i において最初に i Bodymo 及び別表2 (付加機能) に規定する i モード機能の提供を同時に受けることとなったとき (別表2 (付加機能) に規定する sp モード機能の提供を受けている場合を除きます。) は、その i Bodymo に係る情報料について、その日から起算して 31 日間は支払いを要しないものとし、2 (料金額) に規定する額から減額して適用します。 ただし、sp モード機能の提供を受けることとなった場合又は i Bodymo 若しくは i モード機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。 イ～オ (略)

2 (略)

第5 (略)

第6表 (略)

別表1(略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1 (略)	(略)

<p>2 moperaU 機能 (1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(9) (略) (10) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、X i (総合利用プランに係るものであって、moperaU 機能、8 欄に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けているものに限ります。) の契約者回線若しくは F O M A (F O M A サービス契約約款に規定する通話モードによる通信を行うことができるものであって、F O M A サービス契約約款に規定する i モード機能、moperaU 機能又は sp モードの提供を受けているものに限ります。) の契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。 (11)～(30) (略) (31) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるこの機能、4 欄に規定するビジネス mopera インターネット機能及び 8 欄に規定する sp モード機能の利用に係る請求を行った回数の累計 (当社が定める方法により累計します。以下「sp モード機能等累計請求回数」といいます。) が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。 (32) (略) (注 1) ～ (注 2) (略)</p>	<p>2 moperaU 機能 (1)～(5) (略)</p>	<p>(1)～(9) (略) (10) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、X i (総合利用プランに係るものであって、moperaU 機能、8 欄に規定する sp モード機能又は 14 欄に規定する i モード機能の提供を受けているものに限ります。) の契約者回線若しくは F O M A (F O M A サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものであって、F O M A サービス契約約款に規定する i モード機能、moperaU 機能又は sp モードの提供を受けているものに限ります。) の契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。 (11)～(30) (略) (31) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるこの機能、4 欄に規定するビジネス mopera インターネット機能、8 欄に規定する sp モード機能及び 14 欄に規定する i モード機能の利用に係る請求を行った回数の累計 (当社が定める方法により累計します。以下「i モード機能等累計請求回数」といいます。) が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。 (32) (略) (注 1) ～ (注 2) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>3 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>4 ビジネス mopera インターネット機能 (1)～(2)</p>	<p>(1)～(8) (略) (9) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月における sp モード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。 (10) (略) (注 1) ～ (注 2) (略)</p>	<p>4 ビジネス mopera インターネット機能 (1)～(2)</p>	<p>(1)～(8) (略) (9) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月における i モード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。 (10) (略) (注 1) ～ (注 2) (略)</p>
<p>5～7 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>5～7 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>8 sp モード機能 (1)～(9) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略) (6) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。ただし、1 の暦月における sp モード電子メールアドレスの変更を行った回数及び i モード電子メールアドレスの変更を行った回数の累計 (当社が定める方法により累計します。以下「メールアドレス累計変更回数」といいます。) が、当社が定める回数を超えるときは、sp モード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。 (7)～(23) (略) (24) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、X i (総合利用プランに係るものであって、sp モード機能、2 欄に規定する moperaU 機能又は i モード機能の提供を受けているものに限ります。) の契約者回線若しくは F O M A (F O M A サービス契約約款に規定する通話モードによる通信を行うことができるものであって、F O M A サービス契約約款に規定する i モード機能、moperaU 機能又は sp モードの提供を受けているものに限ります。) の契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通</p>	<p>8 sp モード機能 (1)～(9) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略) (6) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。ただし、1 の暦月における sp モード電子メールアドレスの変更を行った回数及び 14 欄に規定する i モード電子メールアドレスの変更を行った回数の累計 (当社が定める方法により累計します。以下「メールアドレス累計変更回数」といいます。) が、当社が定める回数を超えるときは、sp モード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。 (7)～(23) (略) (24) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、X i (総合利用プランに係るものであって、sp モード機能、2 欄に規定する moperaU 機能又は 14 欄に規定する i モード機能の提供を受けているものに限ります。) の契約者回線若しくは F O M A (F O M A サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものであって、F O M A サービス契約約款に規定する i モード機能、moperaU 機能又は sp モードの提供を受けているものに限ります。) の契約</p>

	<p>信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。</p> <p>(25)～(40) (略)</p> <p>(41) 当社は、契約者から第 12 条の 2 (X i の電話番号保管) 又は第 20 条の 2 (定期契約に係る電話番号保管) に規定する電話番号保管の請求と同時に請求があった場合に限り、sp モード電子メールアドレス保管 (そのメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間、この機能を利用できないようにすることをいいます。以下この欄において同じとします。) を行います。</p> <p>(42) 当社は、電話番号保管の請求と同時に sp モード電子メールアドレス保管の請求がなかったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(43)～(44) (略)</p> <p>(45) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月における sp モード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</p> <p>(46)～(54) (略)</p> <p>(注 1) ～ (注 3) (略)</p>		<p>者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。</p> <p>(25)～(40) (略)</p> <p>(41) 当社は、契約者から第 12 条の 2 (X i の電話番号保管) に規定する電話番号保管の請求と同時に請求があった場合に限り、sp モード電子メールのメールアドレス保管 (そのメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間、この機能を利用できないようにすることをいいます。以下この欄において同じとします。) を行います。</p> <p>(42) 当社は、電話番号保管の請求と同時に sp モード電子メールのメールアドレス保管の請求がなかったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(43)～(44) (略)</p> <p>(45) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月における i モード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</p> <p>(46)～(54) (略)</p> <p>(注 1) ～ (注 3) (略)</p>
9～13 (略)	(略)	9～13 (略)	(略)
14 削除		<p>14 i モード機能</p> <p>(1) 端末設備のボタン操作により、あらかじめ指定した情報又は選択した情報を i モードセンタを経由して受信 (パケット通信モード又は 64kb/s デジタル通信モードによるものに限ります。) することができるようにする機能 (基本機能) をいいます。</p> <p>(2) この機能を利用している X i 契約者は、当社が別に定めるところにより、インターネットサービスをデータ通信モードにより利用することができます。</p> <p>(3) この機能を利用している X i 契約者は、i モード電子メール (i モード機能用に当社が割り当てたメールアドレス及び当社が別に定めるメール・プロトコルを使用して当社が設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、受信又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) をデータ通信モードにより利用することができます。</p> <p>(4) この機能を利用している X i 契約者は、災害用伝言板サービスを利用することができます。</p> <p>(5) この機能を利用している X i 契約者は、音声文字変換機能 (当社が定める機能を有する端末設備を利用して、データ通信モードにより、音声 (当社が定める言語等に限ります。以下この欄において同じとします。) に係る情報を送信し、その情報を文字、数字及び記号等 (以下この欄において「音声文字列」といいます。) に変換して受信する機能をいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</p> <p>(6) この機能を利用している X i 契約者は、災害用音声お届けサービスを利用することができます。</p> <p>(7) この機能を利用している X i 契約者は、次の①から③に定める機能を追加機能として利用することができます。</p> <p>① i モード電子メール転送機能</p> <p>i モード電子メールのメールアドレスを変更した場合におい</p>	<p>(1) X i (当社が別に定めるものに限ります。) に限り提供します。</p> <p>(2) この機能により受けられる情報は、当社が別に定める者により作成されます。</p> <p>(3) 当社は、i モード電子メールを利用するためのメールアドレスを当社が別に定めるところにより契約者識別番号 1 番号ごとに割り当てます。</p> <p>(4) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。</p> <p>ただし、1 の暦月におけるメールアドレス累計変更回数が、当社が定める回数を超えるときは、i モード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。</p> <p>(5) 蓄積できる i モード電子メール (i モード電子メールに添付された画像等の情報を含みます。以下この欄において同じとします。) の情報量又は数等は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(6) 契約者回線から送信できる i モード電子メールの数は、当社が別に定める数以内とします。</p> <p>(7) 蓄積した i モード電子メールは、当社が別に定める時間が経過したとき又は当社が別に定める回数の受信があったときは、消去されます。</p> <p>(8) (7) の規定によるほか、この機能の利用の中止があったときは、既に蓄積されている i モード電子メールが消去される場合があります。この場合、消去されたメールの復元はできません。</p> <p>(9) 当社が別に定める方法により指定した電子メールの蓄積を行わないようにすることができます。</p> <p>(10) (9) の規定によるほか、1 の契約者回線から当社が別に定める数を超える i モード電子メールの送信があった場合に、その数を超える部分の i モード電子メールの蓄積を行わ</p>

		<p>て、変更前のメールアドレスへ送信された i モード電子メールを変更後のメールアドレスへ転送できるようにする機能をいいます。</p> <p>② i モード電子メール等音声文字変換機能 i モード電子メール及びショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの作成において、当社が定める機能を有する端末設備を利用して、データ通信モードにより、音声に係る情報を送信し、その情報を音声文字列に変換して受信する機能をいいます。</p> <p>(8) この機能を利用している X i 契約者は、特定送信元拒否設定機能（i モード電子メールの利用において、特定の IP アドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があったものとして取り扱います。</p>	<p>ないようにすることができます。</p> <p>(11) この機能を利用して、契約者回線（当社が定める外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングに係る電気通信回線を含みます。）に接続されている移動無線装置の所在に係る情報から特定された区域に関する情報を、当社が別に定める方法により送出することができます。</p> <p>(12) 当社は、この機能の利用に関して相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(13) 電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(14) この機能を利用している契約者は、当社が指定する方法に限り情報（当社が別に定めるものに限り。）を受信できるようにすること、又は当社が指定する方法により分類された区分の属性を有する文字及び記号等を含む情報であると当社が認定したもの（以下「指定属性情報」といいます。）を受信できないようにすること、並びに当社が別に定める時間帯において情報を受信することができないようにすること（以下この欄において「アクセス制限」といいます。）ができます。</p> <p>(15) アクセス制限（当社が別に定めるものに限り。）を利用している契約者は、当社が別に定める方法により、受信できる情報、受信できない情報又は受信できない時間帯を、その契約者が指定すること（以下この欄において「アクセス制限カスタマイズ」といいます。）ができます。</p> <p>(16) 当社は、この機能を利用している契約者（青少年が利用すると申告した者に限り。）がその X i においてアクセス制限を利用しない場合は、その青少年の親権者又は後見人から、当社所定の書面によりその旨を申出てください。</p> <p>(17) X i 契約者（未成年者である場合に限り。）がアクセス制限の廃止又はアクセス制限カスタマイズの利用に関する請求を行うときは、その契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(18) 災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。</p> <p>(19) 災害用伝言板サービスを利用して登録された情報については、当社が定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(20) 災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(21) 当社は、他の契約者回線から災害用伝言板サービスに係る情報の登録の希望があった旨を i モード電子メールを利用して送信します。</p> <p>(22) 当社は、災害用伝言板サービスを利用して登録された情報について、その情報を登録した契約者回線に係る指定割引回線群（料金表第 1 表第 3（通信料）に規定するものをいいます。）を構成する他の契約者回線及び(21)に規定する情報の登録の希望があった契約者回線へ i モード電子メールを利用して送信します。</p> <p>ただし、情報を登録した者が送信を希望しない場合はこの限りではありません。</p>
--	--	---	--

			<p>(23) 当社は、音声文字変換機能を利用して行う音声文字列への変換の精度について、保証しません。</p> <p>(24) 災害用音声お届けサービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。</p> <p>(25) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、X i（総合利用プランに係るものであって、i モード機能、2 欄に規定する moperaU 機能又は 8 欄に規定する sp モード機能の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線若しくは F O M A（F O M A サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものであって、F O M A サービス契約約款に規定する i モード機能、moperaU 機能又は sp モードの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。</p> <p>(26) 災害用音声お届けサービスにより蓄積できる音声ファイルの情報量及び数は、当社が定める数以内とします。</p> <p>(27) (26)に規定する数を超えて音声ファイルを蓄積しようとするときは、蓄積されている音声ファイルのうち、最初に蓄積したものを順に消去して蓄積します。</p> <p>(28) (27)の規定によるほか、災害用音声お届けサービスを利用して蓄積された音声ファイルについては、当社が定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(29) 当社は、災害用音声お届けサービスにより音声ファイルが蓄積されたときは、ショートメッセージ通信モードにより、その契約者回線へその旨を通知します。</p> <p>(30) 当社は、災害用音声お届けサービスにより蓄積された音声ファイルを受信したときは、ショートメッセージ通信モードにより、音声ファイルの送信元となる契約者回線へその旨を通知します。</p> <p>(31) X i 契約者は、i モード電子メール転送機能を利用するときは、当社が定める方法により、その機能の利用に係る請求をしていただきます。</p> <p>(32) 当社は、(31)に規定する請求があったときは、その請求を当社が承諾した日から起算して 60 日間（以下この欄において「転送期間」といいます。）に限り、i モード電子メール転送機能を提供します。</p> <p>(33) i モード電子メール転送機能は、転送期間が経過した場合又は契約者識別番号の変更があった場合、廃止されます。</p> <p>(34) X i 契約者は、i モード電子メール等音声文字変換機能を利用する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(35) 当社は、i モード電子メール等音声文字変換機能を利用して行う音声文字列への変換の精度について、保証しません。</p> <p>(36) 当社が一定時間内に大量又は多数の通信があったと認められた場合には、この機能の一部又は全部の利用を中止することがあります。</p> <p>(37) この機能を利用している契約者は、国際ローミング機能の提供を受けている場合において、データ通信モードによる国際アウトローミングを利用して外国からこの機能を利用するこ</p>
--	--	--	--

			<p>とができます。</p> <p>ただし、一部の情報の受信又は送出不ができる等、利用できる機能が制限されることがあります。</p> <p>(38) この機能を利用している契約者は、64kb/s デジタル通信モードにより mopera 機能を利用して特定された情報を受信するための番号の通知を受けることができます。</p> <p>(39) 一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。）があったとき又は X i バケ・ホーダイ f o r i P h o n e の選択があったときは、この機能は廃止されます。</p> <p>(40) X i 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月における i モード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</p> <p>(41) 当社は、X i 契約者から第 12 条の 2（X i の電話番号保管）に規定する電話番号保管の請求と同時に請求があった場合に限り、i モード電子メールのメールアドレス保管（そのメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間、この機能を利用できないようにすることをいいます。以下この欄において同じとします。）を行います。</p> <p>(42) 当社は、電話番号保管の請求と同時に i モード電子メールのメールアドレス保管の請求がなかったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(43) 電話番号保管期間が 3 年を経過したときは、電話番号保管期間が 3 年を経過した日においてこの機能は廃止されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が 3 年を経過する前にあらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>(44) 当社は、契約者がインターネットサービスを利用する場合において、児童ポルノ情報を受信できないようにすることがあります。</p> <p>(45) この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(46) X i 契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元拒否設定機能を利用できないようにすることができます。</p> <p>(注 1) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは、「i モードご利用規則」に定めるところによります。</p> <p>(注 2) (46)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
15～20 (略)	(略)	15～20 (略)	(略)

<p>21 iモード電子メール転送機能</p> <p>iモード電子メールのメールアドレスを変更した場合において、変更前のメールアドレスへ送信されたiモード電子メールを変更後のメールアドレスへ転送できるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1) iモード機能の提供を受けているX i に限り提供します。</p> <p>(2) X i 契約者は、iモード電子メール転送機能を利用するときは、当社が定める方法により、その機能の利用に係る請求をしていただきます。</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する請求があったときは、その請求を当社が承諾した日から起算して60日間（以下この欄において「転送期間」といいます。）に限り、iモード電子メール転送機能を提供します。</p> <p>(4) iモード電子メール転送機能は、転送期間が経過した場合又は契約者識別番号の変更があった場合、廃止されます。</p> <p>(5) この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (5)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります。</p>	<p>21 削除</p>	
<p>22 iモード電子メール等音声文字変換機能</p> <p>iモード電子メール及びショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの作成において、当社が定める機能を有する端末設備を利用して、データ通信モードにより、音声に係る情報を送信し、その情報を音声文字列に変換して受信する機能をいいます。</p>	<p>(1) iモード機能の提供を受けているX i に限り提供します。</p> <p>(2) X i 契約者は、iモード電子メール等音声文字変換機能を利用する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、iモード電子メール等音声文字変換機能を利用して行う音声文字列への変換の精度について、保証しません。</p> <p>(4) この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (4)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります。</p>	<p>22 削除</p>	
<p>23～29 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>23～29 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>30 遠隔管理機能（あんしんマネージャー）</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 遠隔管理機能には、タイプA（iモード機能の提供を受けているものに限り。）に接続されている当社が定める端末設備（特定端末設備を除きます。）に限り利用することができます。）とタイプB（spモード機能（8欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限り。）、moperaU機能（2欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限り。）又は（ビジネスmoperaインターネット機能（4欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限り。）に接続されている特定端末設備に限り利用することができます。）、タイプC（iモード機能、spモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているものに限り。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプA又はタイプBに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）及びタイプD（spモード機能の提供を受けているものに限り。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプA、タイプB又はタイプCに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）があります。</p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>30 遠隔管理機能（あんしんマネージャー）</p> <p>(1)～(9) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 遠隔管理機能には、タイプA（iモード機能（14欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限り。）に接続されている当社が定める端末設備（特定端末設備を除きます。）に限り利用することができます。）とタイプB（spモード機能（8欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限り。）、moperaU機能（2欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限り。）又は（ビジネスmoperaインターネット機能（4欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限り。）に接続されている特定端末設備に限り利用することができます。）、タイプC（iモード機能、spモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているものに限り。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプA又はタイプBに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）及びタイプD（spモード機能の提供を受けているものに限り。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプA、タイプB又はタイプCに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）があります。</p> <p>(3)～(20) (略)</p> <p>(注) (略)</p>

31 (略)	(略)
32 ワンナンバー機能 1の契約者回線に2の端末設備（当社が定めるものに限りま す。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話 モード、データ通信モード又はショートメッセージ通信モードに限りま す。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにす る機能をいいます。	(1) 次のアからイに該当するX i に限り提供します。 ア 基本使用料の料金種別が料金表第1表第1（基本使 用料）に規定するギガホ2又はギガライト2を選択してい ること。 イ〜ウ (略) (2)〜(8) (略)
33 (略)	(略)

別表3～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード
南・北 アメリカ 地方	(略)				
	(略)				
アジア 地方	(略)				
	(略)	(略)			
	大韓民国	LG Uplus Corp	△1	＝	△A △● △☆
(略)					

31 (略)	(略)
32 ワンナンバー機能 1の契約者回線に2の端末設備（当社が定めるものに限りま す。以下この欄において同じとします。）を接続して通信（通話 モード、データ通信モード又はショートメッセージ通信モードに限りま す。以下この欄において同じとします。）を行うことができるようにす る機能をいいます。	(1) 次のアからイに該当するX i に限り提供します。 ア 基本使用料の料金種別が料金表第1表第1（基本使 用料）に規定するギガホ又はギガライトを選択しているこ と。 イ〜ウ (略) (2)〜(8) (略)
33 (略)	(略)

別表3～別表7 (略)

別表8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル 通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信 モード
南・北 アメリカ 地方	(略)				
	(略)				
アジア 地方	(略)				
	(略)	(略)			
	大韓民国				
(略)					

オセアニア地方	(略)					
	キリバス共和国	Amalgamated Telecom Holdings Kiribati Limited	5	-	A	○
	(略)					
	ソロモン諸島	Solomon Telekom Company Ltd	(略)	(略)	A ● ★	(略)
		(略)	(略)			
(略)						
ヨーロッパ地方	(略)					
	ベラルーシ共和国	Unitary enterprise A1	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					

オセアニア地方	(略)					
	キリバス共和国	Amalgamated Telecom Holdings Kiribati Limited	△5	-	△A	△
	(略)					
	ソロモン諸島	Solomon Telekom Company Ltd	(略)	(略)	△A △● △★	(略)
		(略)	(略)			
(略)						
ヨーロッパ地方	(略)					
	ベラルーシ共和国	Unitary enterprise velcom	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					

	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	Company for communication services A1 Makedonija DOOEL Skopje	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	one.Vip DOOEL Skopje	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)					
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

別表 9 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦 (7)、キリバス共和国 (7) クック諸島 (7)、クリスマス島 (7)、サモア独立国 (7)、ソロモン諸島 (7)、トンガ王国 (7)、ナウル共和国 (7)、ニューカレドニア (7)、ニュージーランド (7)、バヌアツ共和国 (7)、パプアニューギニア独立国 (4)、パラオ共和国 (5)、フィジー共和国 (7)、仏領ポリネシア (7)、△米領サモア (4) ミクロネシア連邦 (4)
ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦 (7)、△キリバス共和国 (7) クック諸島 (7)、クリスマス島 (7)、サモア独立国 (7)、ソロモン諸島 (7)、トンガ王国 (7)、ナウル共和国 (7)、ニューカレドニア (7)、ニュージーランド (7)、バヌアツ共和国 (7)、パプアニューギニア独立国 (4)、パラオ共和国 (5)、フィジー共和国 (7)、仏領ポリネシア (7)、△米領サモア (4) ミクロネシア連邦 (4)
ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

2 64kb/s デジタル通信モードに係るもの

表 (略)

表 (略)

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、令和元年 11 月 30 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱い

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、令和元年 7 月 31 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが

が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則（令和元年 9 月 24 日経企第 1605 号）

（実施期日）

1 この改正規定は令和元年 10 月 1 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（i モード機能に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている i モード機能の料金その他提供条件は、次のとおりとします。

(1) 付加機能使用料

ア i モード機能に関する付加機能使用料については、次表のとおりとします。

区 分	単 位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
i モード機能	1 契約ごとに	300 円（330 円）

イ 料金表第 1 表（料金）第 1（基本使用料）の 1 の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、アに規定する額から、その額に 0.60 を乗じて得た額を差し引いて適用します。

ウ この機能の提供を受けている 1 の X i について、別表 2（付加機能）に規定する moperaU 機能（スタンダードプランに係るものに限ります。）、ビジネス mopera インターネット機能及び sp モード機能に係る付加機能使用料（基本機能に係るものに限ります。）のうち、2 以上の付加機能使用料の適用を同時に受けているときは、イの適用を受ける場合を除き、アに規定する額から、150 円（月額）を減額して適用します。

エ 料金表通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定により付加機能使用料を日割するときは、ウに規定する額を日割して適用します。

(2) i モード電子メール（i モード機能用に当社が割り当てたメールアドレス及び当社が別に定めるメール・プロトコルを使用して当社が設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、受信又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の提供は次のとおりとします。

ア i モード電子メールのメールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。

ただし、1 の暦月におけるメールアドレス累計変更回数、当社が定める回数を超えるときは、i モード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。

イ 蓄積できる i モード電子メール（i モード電子メールに添付された画像等の情報を含みます。以下この欄において同じとします。）の情報量又は数等は、当社が別に定めるところによります。

ウ 契約者回線から送信できる i モード電子メールの数は、当社が別に定める数以内とします。

エ 蓄積した i モード電子メールは、当社が別に定める時間が経過したとき又は当社が別に定める回数の受信があったときは、消去されます。

(3) 災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスは、次のとおりとします。

ア 災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。

イ 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、X i（通話モードによる通信を行うことができるものであって、i モード機能又は別表 2（付加機能）に規定する moperaU 機能又は sp モード機能の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線若しくは F O M A（F O M A サービス契約約款に規定する通話モードによる通信を行うことができるものであって、F O M A サービス契約約款に規定する i モード機能、moperaU 機能又は sp モードの提供を受けているものに限ります。）の契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。

ウ 災害用伝言板サービスを利用して登録された情報及び災害用音声お届けサービスを利用して蓄積された音声ファイルについては、当社が定める時間が経過した後、消去します。

エ 災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報の件数等及び災害用音声お届けサービスにより蓄積できる音声ファイルの情報量及び数は、当社が定める数以内とします。

(4) この機能を利用している契約者は、国際ローミング機能の提供を受けている場合において、データ通信モードによる国際アウトローミングを利用して外国からこの機能を利用することができます。この場合において、この機能を利用してデータ通信モードによる国際アウトローミングを利用した場合の国際アウトローミング利用料は、I S P 接続通信の場合に準じて取り扱います。

開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

- (5) 一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。）があったときは、名義変更により新たに契約者となる者へ継続して提供します。
- (6) 電話番号保管期間が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてこの機能は廃止されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを契約者に通知します。
- (7) この機能を利用している X i 契約者は、特定送信元拒否設定機能（iモード電子メールの利用において、特定の IP アドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があったものとして取り扱います。
- (8) 当社は、契約者がインターネットサービスを利用する場合において、児童ポルノ情報を受信できないようにすることがあります。
- (9) 当社は、1 の X i（電話番号保管の請求と同時に i モード機能が廃止されたものに限ります。）について電話番号保管をやめる請求があった場合であって、契約者からこの機能に係る利用の請求があったときは、改正前の規定によりこの機能を提供します。
- (10) (1)から(9)以外の提供条件はなお従前のとおりとします。
- (その他)
- 3 経企第 2738 号（平成 31 年 2 月 12 日）の附則第 4 項中、「別表 2（付加機能）に規定する i モード機能」を「i モード機能」に改めます。

附 則（令和元年 9 月 27 日経企第 1635 号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（ギガホ等に係る経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているギガホ、ギガライト、ケータイプラン及びデータプラス（以下この附則において「ギガホ等」といいます。）の X i（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。
 - (1) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額（月額）		
			データ量ステップ	次の税抜額（かっこ内は税込額）	
X i	一般契約に係るもの	ギガホ	-		8,180 円 (8,998 円)
		ギガライト	ステップ 1	1 GB まで	4,180 円 (4,598 円)
			ステップ 2	1 GB 超え 3 GB まで	5,180 円 (5,698 円)
			ステップ 3	3 GB 超え 5 GB まで	6,180 円 (6,798 円)
			ステップ 4	5 GB 超え 7 GB まで	7,180 円 (7,898 円)
		ケータイプラン	-		2,400 円 (2,640 円)
		データプラス	-		2,200 円 (2,420 円)
	定期契約に係るもの	ギガホ	-		6,680 円 (7,348 円)
		ギガライト	ステップ 1	1 GB まで	2,680 円 (2,948 円)
			ステップ 2	1 GB 超え 3 GB まで	3,680 円 (4,048 円)
ステップ 3	3 GB 超え 5 GB まで		4,680 円 (5,148 円)		

		ステップ 4	5 GB 超え 7 GB まで	5,680 円 (6,248 円)
	ケータイプラン	-		900 円 (990 円)
	データプラス	-		700 円 (770 円)

イ アの規定によるほか、ギガホ等に係る基本使用料の適用については、次のとおりとします。

(ア) ギガホからギガホ 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はギガホに係る定期契約の解除と同時に新たにギガホ 2 に係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガホ 2 の選択があったものとみなして取り扱います。

(イ) ギガホに係る一般契約の解除と同時に新たにギガホ 2 に係る定期契約を締結したときは、その定期契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガホの選択があったものとみなして取り扱います。

(ウ) ギガライトからギガライト 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はギガライトに係る定期契約の解除と同時に新たにギガライト 2 に係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガライト 2 の選択があったものとみなして取り扱います。

(エ) ギガライトに係る一般契約の解除と同時に新たにギガライト 2 に係る定期契約を締結したときは、その定期契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してギガライトの選択があったものとみなして取り扱います。

(オ) ケータイプランからケータイプラン 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプランに係る定期契約の解除と同時に新たにケータイプラン 2 に係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してケータイプラン 2 の選択があったものとみなして取り扱います。

(カ) ケータイプランに係る一般契約の解除と同時に新たにケータイプラン 2 に係る定期契約を締結したときは、その定期契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してケータイプランの選択があったものとみなして取り扱います。

(キ) データプラスからデータ専用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はデータプラスに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続してデータ専用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

ウ 当社は、指定元 X i について、その指定元 X i に係る指定先 X i が次のいずれかに該当することが判明したときは、当社がそのことを確認した日において、その指定元 X i に係る基本使用料の料金種別をデータ専用プランからギガライト 2 へ変更します。

(ア) 契約の解除があったとき。

(イ) 基本使用料の料金種別がギガホ、ギガライト、ギガホ 2 又はギガライト 2 以外となったとき。

(ウ) 電話番号保管があったとき。

エ 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する X i データプラン等、経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）に規定するタイプ X i 等及び経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する X i カケホータイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにギガホ等相互間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

オ 身体障がい者等割引（ハーフ割引）の適用は、次に定めるところによります。

(ア) 身体障がい者等割引を選択しているギガホ等について、次表に規定する額の割引を適用します。

基本使用料の割引額（月額）
1,520 円（税込額 1,672 円）

(イ) (ア)以外の提供条件については、改正後の規定における X i の場合に準じて取り扱います。

カ アからオ以外のギガホ等に係る基本使用料の適用については、次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別に応じて、同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別に係る X i の場合に準じて取り扱います。

ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定する d カードお支払割は適用しません。

ギガホ ギガライト ケータイプラン データプラス	ギガホ 2 ギガライト 2 ケータイプラン 2 データ専用プラン
-----------------------------------	---

(2) 通信料

ア データプラス若しくはケータイプランからギガホ 2 若しくはギガライト 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はデータプラス若しくはケータイプランに係る X i 契約の解除と同時に新たにギガホ 2 若しくはギガライト 2 に係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガホ 2 又はギガライト 2 の選択があったものとみなして取り扱います。この場合において、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結があった日を含む料金月においてデータプラスを選択していた間におけるその指定元 X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信については、その指定元 X i に係る指定先 X i に関する課金対象データ量の測定から除外します。

イ アの規定によるほか、ギガホ等に係る通信料の適用については、次のとおりとします。

(ア) ギガホからギガホ 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はギガホに係る X i 契約の解除と同時に新たにギガホ 2 に係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガホ 2 の選択があったものとみなして取り扱います。

(イ) ギガライトからギガライト 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はギガライトに係る X i 契約の解除と同時に新たにギガライト 2 に係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してギガライト 2 の選択があったものとみなして取り扱います。

(ウ) ケータイプランからケータイプラン 2 へ基本使用料の料金種別を変更又はケータイプランに係る X i 契約の解除と同時に新たにケータイプラン 2 に係る X i 契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は X i 契約の締結のあった日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してケータイプラン 2 の選択があったものとみなして取り扱います。

(エ) データプラスからデータ専用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はデータプラスに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む料金月のその X i の契約者回線との間のデータ通信モードによる通信について、継続してデータ専用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

ウ ア及びイ以外のギガホ等に係る通信料の適用については、次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別に応じて、同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別に係る X i の場合に準じて取り扱います。

ギガホ	ギガホ 2
ギガライト	ギガライト 2
ケータイプラン	ケータイプラン 2
データプラス	データ専用プラン

(3) 定期契約に係る解約金

ア 定期契約に係る解約金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	解約金の額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
定期契約に係る解約金	9,500 円 (10,450 円)

イ X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、アの規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

(ア) 更新期間（定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。）において、その定期契約の解除に係る申出又は電話番号保管の請求があったとき。

(イ) 定期契約の解除と同時に新たに F O M A サービス契約約款に規定する定期契約等を締結するとき。

(ウ) 定期契約の解除と同時に一般契約を締結する場合であって、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

(エ) 定期契約の解除と同時に新たに F O M A に係る一般契約又は F O M A ユビキタス一般契約を締結する場合であって、F O M A サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

(オ) X i 契約者又は登録利用者等（第 74 条の 2（利用者登録）に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりそ

- の契約に係るX i サービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この附則において同じとします。)の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。
- ウ イの規定によるほか、当社は、次のいずれかに該当するとき(イの(ア)の規定に該当するときを除きます。)、アの規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを留保し、留保解約金として登録します。
- (ア) ギガホ等から総合利用プラン若しくはデータ専用プランへ基本使用料の料金種別を変更又は定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結するとき。
- (イ) 定期契約の解除と同時に新たにF O M Aサービス契約約款に規定するデータ専用プラン(定額データプランを除きます。)
又は限定利用プランに係る一般契約を締結するとき。
- (ウ) 電話番号保管の請求があったとき。
- エ ウの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、留保解約金の登録を削除します。
- (ア) その留保解約金に係る定期契約の満了日(定期契約のX i において電話番号保管を行っているときは、電話番号保管を請求する前におけるその定期契約に係る満了日とします。以下この号において同じとします。)を含む暦月の前暦月の末日を経過したとき。
- (イ) そのX i 契約又はF O M A契約の解除と同時に新たにF O M Aサービス契約約款に規定する定期契約等を締結するとき。
- (ウ) その一般契約に係るX i において、料金表第1表第1(基本使用料)の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時、又はそのX i 契約の解除と同時に新たに一般契約若しくはF O M Aサービス契約約款に規定する一般契約若しくはF O M Aユビキタス一般契約を締結する場合であって、この約款若しくはF O M Aサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。
- (エ) その一般契約に係るF O M Aにおいて、F O M Aサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時又はそのF O M A契約の解除と同時に新たに一般契約若しくはF O M Aユビキタス一般契約を締結する場合であって、この約款若しくはF O M Aサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。
- (オ) そのX i 契約者若しくはF O M A契約者又はそのX i 契約若しくはF O M A契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にそのX i 契約又はF O M A契約の解除があったとき。
- (カ) 定期契約のX i において、電話番号保管の解除の請求があった場合であって、第19条(定期契約の満了)第6項の適用を受けることとなる時。
- オ ウの場合において、X i 契約者又はF O M A契約者は、留保解約金に係る定期契約の満了日を含む暦月の前暦月の末日までの間に、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、イからエのいずれかに該当する場合を除き、留保解約金の支払いを要します。この場合において、2以上の留保解約金及び解約金がある場合は、当該留保解約金及び解約金のうち最も高額となる留保解約金又は解約金の支払いを要します。
- (ア) そのX i 契約において契約の解除があったとき(その一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき又はそのX i 契約の解除と同時に新たにF O M Aサービス契約約款に規定するデータ専用プラン(定額データプランを除きます。))若しくは限定利用プランに係る一般契約を締結するときを除きます。)
- (イ) そのF O M A契約において契約の解除があったとき(そのF O M A契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結するときを除きます。))又は基本使用料の料金種別の変更があったとき(基本使用料の料金種別を定額データプランへ変更するときに限ります。))。
- カ X i 契約者は、X i 契約を解除した後イからオの規定の適用を受けるものとします。
- (4) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、次表に規定する額を適用します。

料 金 種 別	単 位	料 金 額(月額)
		次の税抜額(かつこ内は税込額)
携帯電話番号・PHSポータビリティ手数料	1契約ごとに	2,000円(2,200円)

- (5) X i 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるX i の場合に準じるものとします。
- (6) 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において当社に申し出てください。この場合において、次の表の左欄に規定する基本使用料の料金種別を選択している定期契約者は、一般契約の締結において同表の右欄に規定する基本使用料の料金種別を選択

したものとみなします。

定期契約 ギガホ ギガライト ケータイプラン データプラス	一般契約 ギガホ ギガライト ケータイプラン データプラス
---	---

- (7) 前号の規定による場合を除き、新たにギガホ等に係るX i 契約を締結する申込みを行うことはできません。
- (8) (1)から(7)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。
(電話番号保管の適用に係る経過措置)
- 4 改正前の規定により定期契約の解除と同時に一般契約を締結及びその一般契約の締結と同時に電話番号保管の開始があったX i 契約は、この改正規定実施の日において、X i に係る定期契約を締結したものと取り扱います。
(その他)
- 5 経企第 1251 号(平成 26 年 1 月 10 日)の附則第 4 項を次のように改めます。
- (1) 第 3 号のオを次のように改めます。
オ X i データプランにねんに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するギガホ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。
- (2) 第 8 号を次のように改めます。
(8) 経企第 702 号(平成 26 年 8 月 8 日)に規定するタイプX i 等、経企第 406 号(令和元年 5 月 21 日)に規定する X i カケホーダイプラン等及び経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにX i データプラン等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。
- (3) 第 10 号を次のように改めます。
(10) 携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第 406 号(令和元年 5 月 21 日)に規定するX i カケホーダイプラン等のX i の場合に準じるものとします。
- (4) 第 12 号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の一号を加えます。
(12) 新たにX i データプラン等に係るX i 契約を締結する申込みを行うことはできません。
- 6 経企第 702 号(平成 26 年 8 月 8 日)の附則第 4 項を次のように改めます。
- (1) 第 1 号のウを次のように改めます。
ウ 経企第 1251 号(平成 26 年 1 月 10 日)に規定するX i データプラン等、経企第 406 号(令和元年 5 月 21 日)に規定するX i カケホーダイプラン等及び経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更並びにタイプX i 等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。
- (2) 第 3 号を次のように改めます。
ア ウを次のように改めます。
ウ タイプX i にねんに係る定期契約(経過期間が、120 ヶ月超であるものに限ります。)の解除と同時に新たにX i ユビキタス定期契約(トランシーバプランに係るものを除きます。)を締結するときは、アに規定にかかわらず、解約金の支払いを要しません。
イ ウの次に次のエを加えます。
エ ウの規定によるほか、タイプX i 等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するギガホ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。
ただし、タイプX i にねんに係る定期契約(経過期間が、120 ヶ月超であるものに限ります。)において留保解約金を登録した場合におけるその留保解約金に係る定期契約の満了日は、その定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日とします。
- (3) 第 6 号を次のように改めます。
(6) 携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第 406 号(令和元年 5 月 21 日)に規定するX i カケホーダイプラン等のX i の場合に準じるものとします。
- (4) 第 9 号中、「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の一号を加えます。
(9) 新たにタイプX i 等に係るX i 契約を締結する申込みを行うことはできません。

7 経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則を次のように改めます。

(1) 第 4 項を次のように改めます。

ア 第 4 項中「この改正実施の日から令和元年 9 月 30 日の間」を「この改正実施の日から当社が別に定める日」に、「ギガホであること」を「ギガホ 2 であること」にそれぞれ改めます。

イ 次の注を加えます。

(注) 第 4 項に規定する当社が別に定める日は、当社がこの割引の適用開始を終了する日の 30 日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。

(2) 第 5 項中及び第 7 項中「ギガホ」を「ギガホ 2」に改めます。

(3) 第 8 項中「ギガホ若しくはギガライト」を「ギガホ 2 若しくはギガライト 2」に改めます。

(4) 第 9 項中及び第 10 項中「ギガホ又はギガライト」を「ギガホ 2 又はギガライト 2」に改めます。

(5) 第 11 項中「ギガホ又はギガライト」を「ギガホ 2 又はギガライト 2」に、「ギガホ若しくはギガライト」を「ギガホ 2 若しくはギガライト 2」にそれぞれ改めます。

(6) 第 20 項を次のように改めます。

ア 第 1 号を次のように改めます。

(ア) エを次のように改めます。

エ 削除

(イ) シを次のように改めます。

シ 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する X i データプラン等、経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）に規定するタイプ X i 等及び経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

イ 第 4 号のイを次のように改めます。

イ X i カケホーダイプラン等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）に規定するギガホ等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

ウ 第 6 号のイ及びカを次のように改めます。

イ 削除

カ 削除

エ 第 9 号を次のように改めます。

(9) 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する X i データプラン等、経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）に規定するタイプ X i 等及び経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）に規定するギガホ等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

オ 第 11 号中「(1)から(10)」を「(1)から(12)」へ変更し、同号を第 13 号とし、第 10 号の次に次の二号を加えます。

(11) 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ手数料は、次表に規定する額を適用します。

料 金 種 別	単 位	料 金 額(月額)
		次の税抜額(かつこ内は税込額)
携帯電話番号・PHS ポータビリティ手数料	1契約ごとに	2,000円(2,200円)

(12) 新たに X i カケホーダイプラン等に係る X i 契約を締結する申込みを行うことはできません。

(7) 第 21 項を次のように改めます。

ア 第 1 号のキ及びクを次のように改めます。

キ 削除

ク 削除

イ 第 4 号を次のように改めます。

(4) 新たに X i デバイスプラス等に係る X i ユビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>目次</p> <p>第1章 総則 第1条～第3条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約 第1節 (略) 第2節 (略) 第8条～第12条 (略) 第13条 <u>削除</u> 第14条 (略) 第14条の2 <u>削除</u> 第15条～第19条 (略) 第3節 定期契約 (略)</p> <p>第4章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 第1条～第3条 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約 第1節 (略) 第2節 (略) 第8条～第12条 (略) 第13条 <u>2in1 利用</u> 第14条 (略) 第14条の2 <u>FOMAの電話番号保管</u> 第15条～第19条 (略) 第3節 定期契約 (略)</p> <p>第4章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略) 別表 (略) 附則 (略)</p>

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～3 (略)	(略)
4 FOMAサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、X i サービス (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸 FOMA サービス及び卸 X i サービス (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) 以外のもの
5～18 (略)	(略)
19～39 (略)	(略)

第2章 FOMAサービスの種類等

第4条～第6条 (略)

第3章 FOMA契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 FOMA契約には、次の種別があります。

(1)～(2) (略)

第2節 一般契約 (略)

第8条～第12条 (略)

第13条 削除

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～3 (略)	(略)
4 FOMAサービス	モバイルマルチメディア通信網を使用して行う電気通信サービスであって、X i サービス (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、JWS I Mサービス (Japan Welcome SIMサービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、JWS I M-0サービス (Japan Welcome SIM-0サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)、卸 FOMA サービス及び卸 X i サービス (卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。) 以外のもの
5～18 (略)	(略)
19 1年定期契約	契約期間が1年となる定期契約
20 1年定期契約者	当社と1年定期契約を締結している者
21～41 (略)	(略)

第2章 FOMAサービスの種類等

第4条～第6条 (略)

第3章 FOMA契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第7条 FOMA契約には、次の種別があります。

(1)～(2) (略)

2 前項に規定する定期契約には、次の種別があります。

(1) 1年定期契約

(2) 2年定期契約

第2節 一般契約 (略)

第8条～第12条 (略)

(2in1 利用)

第13条 一般契約者は、そのFOMA契約に係るFOMAカードを返却し、他のFOMA契約に係るFOMAカードを共用すること (以下「2in1 利用」といいます。) ができます。この場合において、その一般契約者が 2in1 利用を申し出た FOMA を共用 FOMA、FOMAカードの共用を受けることとなる FOMA を被共用 FOMA といいます。

2 契約者は、前項の規定により 2in1 利用をするときは、1 の被共用 FOMA を指定し、当社に申し出ていただきます。

3 当社は、前項に規定する申出があったときは、次の場合を除き、その申出を承諾します。

(1) 被共用 FOMA に係る FOMA 契約者の承諾がないとき。

(2) 被共用 F O M A が次のいずれかに該当するとき。

① 現に他の F O M A と F O M A カードを共用しているとき。

② 基本使用料の料金種別が、料金表第 1 表第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定するデータ専用プランであるとき。

③ 第 98 条 (料金明細内訳書の発行等) に規定する用途別集計又は別表 2 (付加機能) に規定する複数番号機能の提供を受けているとき。

(3) その共用 F O M A 及び被共用 F O M A の契約者名義が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。) 以外である場合であって、共用 F O M A の契約者名義が被共用 F O M A の契約者名義と異なるとき。

4 契約者は、被共用 F O M A の変更を請求することができます。この場合において、当社は、その請求を第 2 項に係る申出とみなして、同項及び第 3 項の規定を適用します。

5 当社は、F O M A カードを共用している F O M A に係る契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、2in1 利用を廃止します。

(1) F O M A カードを共用している F O M A の電話番号保管又は契約の解除があったとき。

(2) F O M A カードを共用している F O M A の名義変更により、第 3 項第 3 号の規定に該当することとなったとき。

(F O M A の利用の一時中断)

第 14 条 当社は、一般契約者から請求があったときは、F O M A の利用の一時中断 (その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、第 14 条の 2 (F O M A の電話番号保管) に規定する電話番号保管を除きます。以下同じとします。) を行います。

2 当社は、前項の場合において、その F O M A が F O M A カードを共用しているときは、その F O M A と F O M A カードを共用する F O M A の利用の一時中断を行います。

(F O M A の電話番号保管)

第 14 条の 2 当社は、一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係る F O M A (F O M A カードを共用しているものを除きます。以下この条において同じとします。) の電話番号保管 (その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その F O M A を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

2 当社が電話番号保管を行った期間 (以下「電話番号保管期間」といいます。) が 3 年を経過したときは、電話番号保管期間が 3 年を経過した日においてその F O M A 契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が 3 年を経過する前にあらかじめそのことを一般契約者に通知します。

3 前項に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

第 15 条～16 条 (略)

(一般契約に係る名義変更)

第 17 条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更 (氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。) を請求することができます。

2～3 (略)

4 当社は、共用 F O M A に係る一般契約者が一般契約に係る名義変更を請求する場合において、その契約者が被共用 F O M A の契約者から名義変更の請求に係る承諾を得ていないときは、前項の規定にかかわらず、その請求を承諾しません。

5 (略)

6 前 5 項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割 (以下「相続等」といいます。) に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

第 18 条～第 19 条 (略)

(F O M A の利用の一時中断)

第 14 条 当社は、契約者から請求があったときは、F O M A の利用の一時中断 (その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。) を行います。

第 14 条の 2 削除

第 15 条～16 条 (略)

(一般契約に係る名義変更)

第 17 条 一般契約者は、一般契約に係る名義変更 (氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。) を請求することができます。

2～3 (略)

4 (略)

5 前 4 項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割 (以下「相続等」といいます。) に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

第 18 条～第 19 条 (略)

第3節 定期契約

第20条～第21条 (略)
(定期契約の満了)

第22条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

- 2 前項の規定によるほか、その定期契約が第23条(定期契約の満了に伴う契約の更新等)の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第1項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。
- 3 基本使用料の料金種別をデータ専用プランの料金種別相互間で変更したFOMAに係る2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日(その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その2年定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として前項の規定を適用します
- 4 当社は、第3項に規定する定期契約の満了について、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。

(注1) 2年定期契約(フリーコースを選択しているものを除きます。)に係るFOMAの基本使用料の料金種別を附則に規定するFOMAKakuhōダイプラン(スマホ/タブ)若しくはFOMAKakuhōダイプラン(ケータイ)からデータ専用プランへ変更したとき、附則に規定するFOMAデータプラン(スマホ/タブ)若しくはFOMAデータプラン(ルーター)からデータ専用プランへ変更したとき又は附則に規定するFOMAKizzケータイプラスからデータ専用プランへ変更したときのその2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日(その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その2年定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として第3項の規定を適用します。

(注2) 2年定期契約(フリーコースを選択しているものに限ります。)に係るFOMAの基本使用料の料金種別を附則に規定するFOMAKakuhōダイプラン(スマホ/タブ)若しくはFOMAKakuhōダイプラン(ケータイ)からデータ専用プランへ変更したとき又は附則に規定するFOMAデータプラン(スマホ/タブ)若しくはFOMAデータプラン(ルーター)からデータ専用プランへ変更したときのその2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日(その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その2年定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として第3項の規定を適用します。

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

- 第23条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。
- 2 当社は、定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

第3節 定期契約

第20条～第21条 (略)
(定期契約の満了)

第22条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

区 分	期 間
1年定期契約	1年
2年定期契約	2年

- 2 第1項の規定にかかわらず、Xiに係る定期契約(Xiサービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限ります。)の解除と同時に新たに締結したFOMAに係る2年定期契約(総合利用プランに係るものに限ります。)は、契約の解除があった定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。
- 3 前2項の規定によるほか、その定期契約が第23条(定期契約の満了に伴う契約の更新等)の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第1項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。
- 4 基本使用料の料金種別を総合利用プランからデータ専用プラン若しくは限定利用プランへ変更、データ専用プランから総合利用プラン若しくは限定利用プランへ変更、限定利用プランからデータ専用プランへ変更又はデータ専用プランの料金種別相互間で変更したFOMAに係る2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日(その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その2年定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として前項の規定を適用します。
- 5 当社は、第4項に規定する定期契約の満了について、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。

(注1) Xiサービス契約約款に規定するXiKakuhōダイプラン(スマホ/タブ)、XiKakuhōダイプラン(ケータイ)、XiKakuhōダイプラン(SIMフリー)、XiKakuhōダイライトプラン、XiKakuhōダイライトプラン(ケータイ)若しくはXiシンプルプランに係る定期契約(フリーコースを選択しているものを除きます。)の解除と同時に新たに総合利用プランに係る2年定期契約を締結したときは、契約の解除があった定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(注2) 2年定期契約(フリーコースを選択しているものを除きます。)に係るFOMAの基本使用料の料金種別を附則に規定するFOMAKakuhōダイプラン(スマホ/タブ)若しくはFOMAKakuhōダイプラン(ケータイ)からデータ専用プラン若しくは限定利用プランへ変更したとき、附則に規定するFOMAデータプラン(スマホ/タブ)若しくはFOMAデータプラン(ルーター)からデータ専用プランへ変更したとき又は附則に規定するFOMAKizzケータイプラスからデータ専用プランへ変更したときのその2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日(その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その2年定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として第5項の規定を適用します。

(注3) 2年定期契約(フリーコースを選択しているものに限ります。)に係るFOMAの基本使用料の料金種別を附則に規定するFOMAKakuhōダイプラン(スマホ/タブ)若しくはFOMAKakuhōダイプラン(ケータイ)からデータ専用プラン若しくは限定利用プランへ変更したとき又は附則に規定するFOMAデータプラン(スマホ/タブ)若しくはFOMAデータプラン(ルーター)から総合利用プラン、データ専用プラン若しくは限定利用プランへ変更したときのその2年定期契約は、その基本使用料の料金種別の変更があった日を含む暦月の翌暦月の初日(その変更があった日が暦月の初日となる場合はその日)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。この場合において、その2年定期契約が第23条の規定により更新されたものであるときは、その起算日を更新日として第5項の規定を適用します。

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

- 第23条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約又は定期契約を締結するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。
- 2 当社は、定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に同一種別の定期契約に更新します。
ただし、料金表第1表第1(基本使用料)の1(適用)の(3)に規定する複数回線複数割引を選択しているFOMAに係

3 当社は、前2項の規定により、定期契約を更新するときは、第21条（定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第24条 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、名義変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

第4章 FOMAコピキタス契約 第1節（略）

第2節 FOMAコピキタス一般契約

第24条の2～第24条の6（略）

（その他の提供条件）

第24条の7 当社は、FOMAコピキタス一般契約のFOMAコピキタスにおけるその他の提供条件（料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、FOMAの場合に準ずるものとします。
ただし、FOMAの場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第3節 FOMAコピキタス定期契約

第24条の8～第24条の13（略）

（その他の提供条件）

第24条の14 その他の提供条件（料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、FOMAの場合に準ずるものとします。
ただし、FOMAの場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第4章の2 FOMA位置情報契約

第24条の27～第24条の30（略）

（その他の提供条件）

第24条の31 当社は、FOMA位置情報におけるその他の提供条件（料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、FOMAの場合に準ずるものとします。
ただし、FOMAの場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第4章の3～第4章の4（略）

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第45条 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。

2～5（略）

る2年定期契約について、その契約に係る経過期間（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(2)に規定するものをいいます。）が120か月超であるときは、その契約の更新の際に、1年定期契約に更新します。

3 当社は、前項の規定により、定期契約を更新するときは、第21条（定期契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の提供条件）

第24条 契約申込の方法、契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、2in1の利用、名義変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

第4章 FOMAコピキタス契約 第1節（略）

第2節 FOMAコピキタス一般契約

第24条の2～第24条の6（略）

（その他の提供条件）

第24条の7 当社は、FOMAコピキタス一般契約のFOMAコピキタスにおけるその他の提供条件（FOMAの電話番号保管、定期契約者が行うフリーコースの選択、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、FOMAの場合に準ずるものとします。
ただし、FOMAの場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第3節 FOMAコピキタス定期契約

第24条の8～第24条の13（略）

（その他の提供条件）

第24条の14 その他の提供条件（FOMAの電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、FOMAの場合に準ずるものとします。
ただし、FOMAの場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第4章の2 FOMA位置情報契約

第24条の27～第24条の30（略）

（その他の提供条件）

第24条の31 当社は、FOMA位置情報におけるその他の提供条件（FOMAの電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、FOMAの場合に準ずるものとします。
ただし、FOMAの場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。

第4章の3～第4章の4（略）

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第45条 当社は、FOMA契約者から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能（別表2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）に限り、請求することができます。

2～5（略）

6 当社は、付加機能（通話録音機能を除きます。）を提供しているFOMAにおいて、2in1利用の承諾をしたときは、その付加機能を廃止します。

7 前項の規定にかかわらず、被共用FOMAが提供を受けている付加機能（通話録音機能及び別表2に別段の定めがあるものを

6～7 (略)
(注) (略)

第46条～第47条 削除

第6章 FOMAカードの貸与等

第1節 FOMAカードの貸与等

第48条 (略)

(契約者識別番号の登録等)

第49条 当社は、次の場合には、FOMAカードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1) (略)

(2) (略)

2 (略)

(FOMAカードの返還)

第50条 FOMAカードの貸与を受けているFOMA契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのFOMAカードを当社が指定するFOMAサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(1) (略)

(2) (略)

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第50条の2 FOMA契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合していることが確認できるもの及び当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限り。）を接続するときは、契約事務を行うFOMAサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が別表3の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2～6 (略)

第50条の3～5 (略)

第7章～第8章 (略)

除きます。）については、その付加機能を共用FOMAへ提供します。

8 当社は、付加機能を提供しているFOMAの電話番号保管があったときは、その付加機能を廃止します。

ただし、付加機能のうち当社が別に定めるものについては、この限りではありません。

9～10 (略)

(注1) (略)

(注2) 本条第8項に規定する当社が別に定めるものは、別表2（付加機能）に規定するiモード機能（別表2に規定するiモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合であって、基本機能及びアクセス制限に係るものに限り。）、spモード機能（別表2に規定するspモード電子メールのメールアドレス保管を行っている場合に限り。）及び遠隔管理機能とします。

第46条～第47条 削除

第6章 FOMAカードの貸与等

第1節 FOMAカードの貸与等

第48条 (略)

(契約者識別番号の登録等)

第49条 当社は、次の場合には、FOMAカードについて契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1) (略)

(2) 2in1利用を廃止するとき（そのFOMAカードが、被共用FOMAに係るものである場合を除きます。）。

(3) (略)

2 (略)

(FOMAカードの返還)

第50条 FOMAカードの貸与を受けているFOMA契約者は、次の場合には、当社が別に定める方法によりそのFOMAカードを当社が指定するFOMAサービス取扱所へ速やかに返還していただきます。

(1) (略)

(2) 2in1利用の承諾を受けたとき。

(3) (略)

第2節 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第50条の2 FOMA契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号。以下「技術基準適合証明規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合していることが確認できるもの及び当社のFOMAサービスの契約者回線に接続することができるものに限り。）を接続するときは、契約事務を行うFOMAサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は様式第14号の表示等により当社が別表3の技術基準及び技術的条件に適合していることが確認できる端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。以下この条において同じとします。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2～6 (略)

7 当社が提供する共用FOMAの契約者回線に自営端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」といいます。）を接続している者は、当社の被共用FOMAの契約者回線に端末設備等を接続していることとなります。

第50条の3～5 (略)

第7章～第8章 (略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第54条 通信には、次の種類があります。

ただし、FOMAコピキタス(トランシーバプランを除きます。)に係る通信の種類は、パケット通信モード(128k通信モード及びハイスピードモードを除きます。)及びショートメッセージ通信モードに、FOMAコピキタス(トランシーバプランに限ります。)に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、FOMA位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、FOMA特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード(128k通信モードを除きます。)に限ります。

表(略)

2(略)

3 前項に規定する災害等の情報は、第14条(FOMAの利用の一時中断)、第24条(その他の提供条件)又は第53条(利用停止)の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

4(略)

(注1)(略)

(注2) 定額データプラン(料金表第1表第1の(1)に規定するものをいい、特定接続事業者の契約約款等に規定するFOMA特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。)を選択している場合は、通信のふくそうの状況により、定額データプランを選択していない場合と比べ、一定期間内においてその契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信に係るデータ量に応じてパケット通信モードの通信の伝送速度が低下することがあります。

(契約者回線との間の通信)

第55条 FOMAの契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が、営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第56条～第58条(略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、回線卸FOMA及び回線卸Xi(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているFOMA(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることができます。

2～4(略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第54条 通信には、次の種類があります。

ただし、共用FOMAに係る通信の種類は、通話モード、64kb/sデジタル通信モード及びショートメッセージ通信モードに、FOMAコピキタス(トランシーバプランを除きます。)に係る通信の種類は、パケット通信モード(128k通信モード及びハイスピードモードを除きます。)及びショートメッセージ通信モードに、FOMAコピキタス(トランシーバプランに限ります。)に係る通信の種類は、トランシーバ通信モードに、FOMA位置情報に係る通信の種類は、ショートメッセージ通信モードに、FOMA特定接続に係る通信の種類はパケット通信モード(128k通信モードを除きます。)に限ります。

表(略)

2(略)

3 前項に規定する災害等の情報は、第14条の2(FOMAの電話番号保管)、第14条(FOMAの利用の一時中断)、第24条(その他の提供条件)又は第53条(利用停止)の規定にかかわらず、電話番号保管がされている場合、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

4(略)

(注1)(略)

(注2) 定額データプラン(料金表第1表第1の(1)に規定するものをいい、特定接続事業者の契約約款等に規定するFOMA特定接続に係る料金がこれに相当するものと当社が認めるものを含みます。)を選択している場合又はパケット定額(料金表第1表第3の(7)の2に規定するものをいいます。)を選択している場合は、通信のふくそうの状況により、定額データプラン及びパケット定額を選択していない場合と比べ、一定期間内においてその契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信に係るデータ量に応じてパケット通信モードの通信の伝送速度が低下することがあります。

(注3) 共用FOMAで行うことができる通信の種類は、端末設備におけるモードとは異なる場合があります。

(契約者回線との間の通信)

第55条 FOMAの契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が、営業区域内に在圏の場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 前項の規定にかかわらず、その移動無線装置が、OFFICEEDサービスの通信中であるときは、通話モード又は64kb/sデジタル通信モードによる通信を行うことができません。

第56条～第58条(略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第59条 FOMAサービス、Xiサービス、JWSIMサービス、JWSIM-0サービス及び回線卸FOMA及び回線卸Xi(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表6(通信の優先的取扱いに係る機関名)に掲げる機関に提供しているFOMA(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。)をとることができます。

2～4(略)

5 当社は、前4項の規定によるほか、パケット定額(料金表第1表第3(通信料)の(7)の2に規定するものをいいます。)を選択している場合のFOMAサービスの通信(パケット通信モードに限ります。以下この項において同じとします。)に関して、次の措置をとることができます。

(1) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

(2) セッション(パケット通信モードにより通信を行うことができる契約者回線の状態をいいます。以下この条において同じとします。)の設定が長時間継続されたとき当社が認める場合において、その契約者回線からの通信の利用を中止する措置

5

6 当社は、前 5 項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為又はその他法令に違反する行為により取得されたと当社が判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、F O M A サービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

7～8（略）

（注 1）（略）

（注 2）料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(13)又は(22)の規定に係る通信（通話モードによるものに限りま

す。）は、通信のふくそう状況によって、その規定の適用を受けていない通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

（通信の切断）

第 59 条の 2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2 当社は、前項の規定によるほか、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(13)又は(22)の規定に係る通信（通話モードによるものに限りま

す。）について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。

第 60 条（略）

第 3 節 通信時間等の測定等

（通信時間等の測定等）

第 61 条 通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第 59 条の 2（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

2（略）

3 パケット通信モードに係る課金対象パケット数については、前項の規定により測定した情報量を i モードブラウザ（i モード機能等を利用するためのプログラムであって当社が指定するものをいいます。以下同じとします。）を使用した i モード等通信（i モード機能（附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る通信及び I S P 接続通信（i モード機能の利用に係る通信以外の通信であって当社が別に定めるプロトコルを使用して行うものをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）、それ以外の i モード等通信、並びにそれら以外の通信に、当社が定める方法により区分し、それぞれの 1 料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）における総情報量について、128 バイトまでごとに 1 の課金対象パケットとして算出します。

4～5（略）

第 4 節（略）

第 10 章 料金等

第 1 節（略）

第 2 節 料金等の支払義務

（基本使用料等の支払義務）

第 64 条 F O M A 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1（基本使用料）及び第 6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、料金表第 1 表（料金）及び別表 2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) 通信がふくそうする場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置

6（略）

7 当社は、前 6 項の規定によるほか、窃盗若しくは詐欺等の犯罪行為又はその他法令に違反する行為により取得されたと当社が判断し又は代金債務（端末設備に係る分割支払金、割引金額及びその違約金等、F O M A サービス取扱所における端末設備の購入に係る債務をいいます。）の履行が為されていない又は履行が為されない恐れがあると当社が判断して取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続されたときは、その自営端末設備が接続された契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

8～9（略）

（注 1）（略）

（注 2）料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(13)、(14)又は(22)の規定に係る通信（通話モードによるものに限りま

す。）は、通信のふくそう状況によって、その規定の適用を受けていない通信と比べ通信の利用を中止する措置が異なることがあります。

（通信の切断）

第 59 条の 2 当社は、通信中に電波状況が著しく悪化したときは、その通信を切断することがあります。

2 当社は、前項の規定によるほか、料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(13)、(14)若しくは(22)の規定に係る通信（通話モードによるものに限りま

す。）について、その契約者回線からの通信の利用が当社が定める時間を超えたときは、その通信を切断することがあります。

第 60 条（略）

第 3 節 通信時間等の測定等

（通信時間等の測定等）

第 61 条 通話モード及び 64kb/s デジタル通信モードに係る通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備の通信終了ボタンを押す等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第 59 条の 2（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。

2（略）

3 パケット通信モードに係る課金対象パケット数については、前項の規定により測定した情報量を i モードブラウザ（i モード機能等を利用するためのプログラムであって当社が指定するものをいいます。以下同じとします。）を使用した i モード等通信（別表 2（付加機能）に規定する i モード機能の利用に係る通信及び I S P 接続通信（i モード機能の利用に係る通信以外の通信であって当社が別に定めるプロトコルを使用して行うものをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）、それ以外の i モード等通信、並びにそれら以外の通信に、当社が定める方法により区分し、それぞれの 1 料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）における総情報量について、128 バイトまでごとに 1 の課金対象パケットとして算出します。

4～5（略）

第 4 節（略）

第 10 章 料金等

第 1 節（略）

第 2 節 料金等の支払義務

（基本使用料等の支払義務）

第 64 条 F O M A 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 1（基本使用料）及び第 6（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表第 2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、料金表第 1 表（料金）及び別表 2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりFOMAサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(1)～(2) (略)

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、FOMAサービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのFOMAサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	(略)

3 (略)

第65条～第69条 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

(発信者番号通知等)

第81条の2 (略)

2～7 (略)

(注1) (略)

(注2) (略)

第82条～第82条の2 (略)

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第82条の3 FOMA契約者（FOMAユビキタス契約者（トランシーバプランに限ります。）を除きます。）は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。）の受信をすることができます。

2～3 (略)

第83条～第84条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第85条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(12) (略)

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりFOMAサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

(1)～(2) (略)

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、FOMAサービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのFOMAサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	(略)
2 FOMAの電話番号保管をしたとき。	電話番号保管をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのFOMAについての基本使用料及び付加機能使用料（別表2（付加機能）に規定する遠隔管理機能に係るものを除きます。）

3 (略)

第65条～第69条 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

(発信者番号通知等)

第81条の2 (略)

2～7 (略)

(注1) (略)

(注2) 2in1 利用に係るFOMAカードを利用して緊急通報を行った場合は、端末設備のモードにかかわらず、被共用FOMAからの通信となります。

(注3) (略)

第82条～第82条の2 (略)

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第82条の3 FOMA契約者（共用FOMAに係る契約者及びFOMAユビキタス契約者（トランシーバプランに限ります。）を除きます。）は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。）の受信をすることができます。

2～3 (略)

第83条～第84条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第85条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(12) (略)

(13) 電子メール（別表 2（付加機能）に定めるものをいい、i モード電子メール（附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）及び別表 2 に規定する sp モード電子メールを含みます。以下この条において同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

(14)～(16)（略）
2～6（略）

(注 1)～(注 2)（略）

第 85 条の 2～第 86 条（略）

（当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等）

第 87 条 F O M A 契約（F O M A 位置情報契約を除きます。以下この条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(4)（略）

2（略）

(注) 本条第 1 項第 2 号に規定する当社が別に定めるものは、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定するお便りフォトプランフラットとします。

第 88 条（略）

（国際アウトローミングの利用等）

第 88 条の 2 F O M A 契約者は、別表 2（付加機能）に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング（別表 9 に定める外国の電気通信事業者が、F O M A カードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～14（略）

(注 1)～(注 3)（略）

（無線 I P アクセスサービスの利用等）

第 88 条の 3 F O M A 契約者は、別表 2（付加機能）に規定する moperaU 機能（ライトプランに係るものを除きます。以下この条において同じとします。）、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の提供を受けているときは、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～7（略）

8（略）

（利用者登録）

第 88 条の 4 F O M A 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～8（略）

(13) 電子メール（別表 2（付加機能）に定めるものをいい、i モード電子メール及び sp モード電子メールを含みます。以下この条において同じとします。）の送信は当社が別に定める方法により行うこと。

(14)～(16)（略）
2～6（略）

(注 1) 本条第 1 項第 7 号に定める当社が別に定めるものは、料金表第 1 表第 3（通信料）の(7)の 2 に規定するパケット定額の適用対象となる通信（F O M A サービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）及び別表 2（付加機能）に規定する i モード機能の利用に係る通信とします。

(注 2)～(注 3)（略）

第 85 条の 2～第 86 条（略）

（当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等）

第 87 条 F O M A 契約（F O M A 位置情報契約を除きます。以下この条において同じとします。）の申込みの承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(4)（略）

(5) 1 年定期契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約を締結する場合又は 2 年定期契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結する場合であって、当社が別に定めるとき。

(6) 2 年定期契約者が総合利用プラン若しくは限定利用プランからデータ専用プランへ料金種別変更を行った場合又はデータ専用プランから総合利用プラン若しくは限定利用プランへ料金種別変更を行った場合であって、当社が別に定めるとき。

2（略）

(注) 本条第 1 項第 2 号に規定する当社が別に定めるものは、F O M A においては、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定するタイプリミット、F O M A コピキタスにおいては、料金表第 1 表第 1（基本使用料）に規定するお便りフォトプランフラットとします。

第 88 条（略）

（国際アウトローミングの利用等）

第 88 条の 2 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、別表 2（付加機能）に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、国際アウトローミング（別表 9 に定める外国の電気通信事業者が、F O M A カードを装着した移動無線装置との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～14（略）

(注 1)～(注 3)（略）

（無線 I P アクセスサービスの利用等）

第 88 条の 3 F O M A 契約者（共用 F O M A に係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、別表 2（付加機能）に規定する moperaU 機能（ライトプランに係るものを除きます。以下この条において同じとします。）、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能の提供を受けているときは、無線 I P アクセスサービス（当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能、ビジネス mopera インターネット機能又は sp モード機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2～7（略）

8 電話番号保管があったときは、無線 I P アクセスサービスの提供を廃止します。

9（略）

（利用者登録）

第 88 条の 4 F O M A 契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る F O M A サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～8（略）

9 当社は、F O M A 契約者から登録利用者の登録を削除する申出があった場合のほか、利用者登録が行われている F O M A、F O M A コピキタス及び F O M A 位置情報について名義変更があったときは、登録利用者の登録を削除します。

(注) (略)

第 88 条の 5～第 91 条の 4 (略)

(おまかせロック等)

第 91 条の 5 F O M A 契約者 (F O M A コピキタス契約者及び F O M A 位置情報契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、おまかせロック (契約者からの請求により、端末設備 (当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。) の一部の機能を停止するための信号及び F O M A カード (当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。) の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2～8 (略)

(注 1)～(注 4) (略)

(ケータイお探しサービス)

第 91 条の 6 F O M A 契約者は、i モード機能又は別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス (契約者からの申出により、その契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の所在に係る緯度及び経度等の情報 (以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスを利用することができます。以下同じとします。) を利用することができます。

2～7 (略)

第 91 条の 7～第 93 条 (略)

第 14 章 その他のサービス

第 94 条～第 96 条 (略)

(情報提供サービス)

第 97 条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。

種 類	内 容
i Bodymo	当社が定める機能を有する端末設備及び蓄積装置 (当社が設置した電気通信設備であって、F O M A 契約者又は情報提供者 (第 100 条 (回収代行等の承諾等) に規定するものをいい、当社が定める基準に適合するものに限ります。以下この条において同じとします。) により登録されたデータ (以下この条において「蓄積データ」といいます。) を蓄積するものをいいます。) を利用して情報を受信するもの

(d カード mini)

第 97 条の 2 当社は、F O M A 契約者からあらかじめ請求があったときは、d カード mini (当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う際に、その商品等を販売又は提供する者 (以下この条において「加盟店」といいます。) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を提供します。

第 98 条～99 条 (略)

(回収代行等の承諾等)

第 100 条 F O M A 契約者は、有料情報サービス (F O M A 等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。)

9 当社は、F O M A 契約者から登録利用者の登録を削除する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、登録利用者の登録を削除します。

(1) 電話番号保管があったとき。

(2) 名義変更があったとき。

(注) (略)

第 88 条の 5～第 91 条の 4 (略)

(おまかせロック等)

第 91 条の 5 F O M A 契約者 (共用 F O M A に係る契約者、F O M A コピキタス契約者及び F O M A 位置情報契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、おまかせロック (契約者からの請求により、端末設備 (当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。) の一部の機能を停止するための信号及び F O M A カード (当社が定めるものに限ります。以下この条において同じとします。) の一部の機能を停止するための信号を、その契約者に係る契約者回線に送出するサービスをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。

2～8 (略)

(注 1)～(注 4) (略)

(ケータイお探しサービス)

第 91 条の 6 F O M A 契約者 (共用 F O M A に係る契約者を除きます。) は、別表 2 (付加機能) に規定する i モード機能又は sp モード機能の提供を受けているときは、ケータイお探しサービス (契約者からの申出により、その契約者に係る契約者回線に接続された端末設備 (当社が別に定めるものに限ります。) の所在に係る緯度及び経度等の情報 (以下この条において「位置情報」といいます。) を、当社が通知するサービスを利用することができます。以下同じとします。) を利用することができます。

2～7 (略)

第 91 条の 7～第 93 条 (略)

第 14 章 その他のサービス

第 94 条～第 96 条 (略)

(情報提供サービス)

第 97 条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。

種 類	内 容
i Bodymo	当社が定める機能を有する端末設備及び蓄積装置 (当社が設置した電気通信設備であって、F O M A 契約者 (共用 F O M A に係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。) 又は情報提供者 (第 100 条 (回収代行等の承諾等) に規定するものをいい、当社が定める基準に適合するものに限ります。以下この条において同じとします。) により登録されたデータ (以下この条において「蓄積データ」といいます。) を蓄積するものをいいます。) を利用して情報を受信するもの

(d カード mini)

第 97 条の 2 当社は、F O M A 契約者 (共用 F O M A に係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。) からあらかじめ請求があったときは、d カード mini (当社が定める商品又は権利の購入若しくは役務提供その他の取引を行う際に、その商品等を販売又は提供する者 (以下この条において「加盟店」といいます。) との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。) を提供します。

第 98 条～99 条 (略)

(回収代行等の承諾等)

第 100 条 F O M A 契約者 (共用 F O M A に係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。) は、有料情報サービス

す。以下同じとします。)を利用したときのその有料情報サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)について、その有料情報等を提供する者(以下「情報提供者」といいます。)が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

2～8 (略)
(注) (略)

(ケータイ払い)

第100条の2 FOMA契約者(iモード機能又は別表2(付加機能)に規定するspモード機能の提供を受けている者に限るものとします。以下この条において同じとします。)は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い(商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、FOMAを利用してその商品等を販売又は提供する者(以下「商品提供者」といいます。))との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～11 (略)
(注) (略)

(協定事業者が提供する電報サービスの利用等)

第101条 FOMA契約者(FOMAコピキタス契約者及びFOMA位置情報契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2～5 (略)

(FOMA等を利用して有料で情報等の提供を受けることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用したときのその有料情報サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に通知される料金をいい、その契約者回線の契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)について、その有料情報等を提供する者(以下「情報提供者」といいます。)が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得ているときは、当社がその情報提供者の代理人としてその料金を回収することを承諾していただきます。

2～8 (略)
(注) (略)

(ケータイ払い)

第100条の2 FOMA契約者(別表2(付加機能)に規定するiモード機能又はspモード機能の提供を受けている者に限るものとし、共用FOMAに係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が別に定めるところにより、ケータイ払い(商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供等を受ける場合において、FOMAを利用してその商品等を販売又は提供する者(以下「商品提供者」といいます。))との間の代金の決済を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2～11 (略)
(注) (略)

(協定事業者が提供する電報サービスの利用等)

第101条 FOMA契約者(共用FOMAに係る契約者、FOMAコピキタス契約者及びFOMA位置情報契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2～5 (略)

料金表

通則

1～11 (略)

12 当社は、1のFOMAにおいて、iモード機能、別表2（付加機能）に規定するmoperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、そのFOMAについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(3) (略)

13～26 (略)

(割引額又は割引予定額の開示)

27 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している2以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属するXi又はFOMAに係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者（以下この項において「Xi契約者等」といいます。）に対し、そのXi契約者等がXiサービス契約約款に規定するdカードお支払割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となるXi、Xiユビキタス、FOMA、FOMAYユビキタス、FOMA位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用				
(1) FOMAの基本使用料の適用	ア FOMAの基本使用料には、次の料金種別があります。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料の料金種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FOMA</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本使用料の料金種別	FOMA
区分	基本使用料の料金種別			
FOMA				

料金表

通則

1～11 (略)

12 当社は、1のFOMAにおいて、別表2（付加機能）に規定するiモード機能、moperaU機能、ビジネスmoperaインターネット機能若しくはspモード機能の提供を受けていること及び料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、そのFOMAについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1)～(3) (略)

(4) そのXiについて、当社が電話番号保管を行っているとき（別表2（付加機能）に規定するメールアドレス保管を行っているときを除きます。）。

13～26 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用			
(1) FOMAの基本使用料の適用	ア FOMAの基本使用料には、次の料金種別があります。		
	<u>(ア) (イ)以外のもの</u>		
	区分	基本使用料の料金種別	
FOMA	総合利用プラン	バリュープラン	タイプSS
			タイプS
			タイプM

									タイプL
									タイプLL
									タイプシンプル
									タイプリミット
									タイプビジネス
							バリュープラン以外のもの		タイプSS
								タイプS	
								タイプM	
								タイプL	
								タイプLL	
								タイプシンプル	
								タイプリミット	
								タイプビジネス	
		限定利用プラン	キッズケータイプラン2			限定利用プラン	キッズケータイプラン		
		(略)	(略)			(略)	(略)		

イ～オ（略）

カ 基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。

(ア) 定期契約を締結しているときは、限定利用プラン又はデータ専用プラン（定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128K（以下「定額データプラン」といいます。）を除きます。）を選択できません。

(イ) iモード機能又は別表2（付加機能）に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、通話録音機能の提供を受けているときは、データ専用プランを選択できません。

(ウ) 別表2に規定する即時接続機能の提供を受けているときは、限定利用プランを選択できません。

(イ) 共用FOMAに係るもの

区分	基本使用料の料金種別	
FOMA	総合利用プラン	タイプSS 2in1
		タイプS 2in1
		タイプM 2in1
		タイプL 2in1
		タイプLL 2in1
		タイプビジネス 2in1
		タイプ2in1

イ～オ（略）

カ ウからオの規定によるほか、基本使用料の料金種別の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。

(ア) 定期契約を締結しているときは、データ専用プラン（定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128K（以下「定額データプラン」といいます。）を除きます。）又はタイプ2in1を選択できません。

(イ) 被共用FOMAであるときは、タイプSS、タイプS、タイプM、タイプL、タイプLL、タイプシンプル、タイプリミット及びタイプビジネスに限り選択することができます。

(ウ) 別表2（付加機能）に規定する通信中着信機能、留守番電話及び不在案内機能、iモード機能又は通話録音機能の提供を受けているときは、データ専用プランを選択できません。

(エ) 別表2に規定する自動着信転送機能の提供を受けているときは、タイプリミットを選択できません。

(オ) 別表2に規定する国際ローミング機能の提供を受けているときは、タイプリミットを選択できません。

(カ) 別表2に規定する即時接続機能の提供を受けているときは、総合利用プラン又は限定利用プランを選択できません。

(キ) 別表2に規定する位置情報受信機能（タイプ1に係るものに限ります。）の提供を受けているときは、タイプリミットを選択できません。

	<p>(工) (略)</p> <p>(オ) (略)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>サ 定額データプランスタンダード若しくは定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAに係る一般契約者が基本使用料の料金種別を定額データプランスタンダード2に変更した場合、又は定額データプランスタンダード若しくは定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAに係る契約者が、その契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2のFOMAに係る一般契約若しくは2年定期契約を締結した場合における当該暦月のFOMAの基本使用料については、その契約者が定額データプランスタンダード2を継続して選択したものとみなして計算した額を適用します。</p>		<p>(ク) (略)</p> <p>ケ 第3 (通信料) の(7)の2に規定するパケ・ホーダイダブルを選択しているときは、タイプシンプルを選択することができません。</p> <p>コ 第3 (通信料) の(7)の2に規定するパケ・ホーダイシンプルを選択しているときは、タイプシンプルに限り選択することができます。</p> <p>(サ) (略)</p> <p>キ タイプリミットを選択している契約者は、利用限度額 (通信及び有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。以下この欄において同じとします。) をあらかじめ設定することにより、当社が請求することとなる通信に関する料金及び有料情報サービスの料金等の概算額 (当社が別に定める方法により算定した額とします。以下この欄において同じとします。) が利用限度額を超えたことを当社が確認した後の別に定めるときから当該料金月の末日までの間 (当該料金月の末日までの間に利用限度額の増額によってその概算額が増額後の利用限度額を下回ったときは、そのことを当社が確認するまでの間)、そのFOMAに係る通信をできないようにすることができます。</p> <p>ただし、通話モード、64kb/sデジタル通信モード若しくはショートメッセージ通信モードによる契約者回線への通信、利用限度額の変更若しくは付加機能の利用に係る設定等に係る通信、契約者があらかじめ指定した3以内の契約者回線への通信又は第3 (通信料) の(7)の2に規定するパケット定額、(13)のイの適用を受ける通信若しくは(14)のアの(イ)の適用を受ける通信等については、この限りではありません。</p> <p>ク 利用限度額に係る設定方法については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ケ タイプリミットを選択している契約者は、キの規定によりあらかじめ設定した利用限度額を、当社が別に定める方法によりその料金月において増額することができます。</p> <p>コ タイプリミットを選択している契約者が未成年者であるときは、基本使用料の料金種別の変更、利用限度額の増額等を行う場合において、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。</p> <p>サ～セ (略)</p> <p>ソ 定額データプランスタンダード若しくは定額データプランHIGH-SPEEDのFOMA (利用休止となっているものを除きます。) に係る一般契約者が基本使用料の料金種別を定額データプランスタンダード2に変更した場合、又は定額データプランスタンダード若しくは定額データプランHIGH-SPEEDのFOMA (利用休止となっているものを除きます。) に係る契約者が、その契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2のFOMAに係る一般契約若しくは2年定期契約を締結した場合における当該暦月のFOMAの基本使用料については、その契約者が定額データプランスタンダード2を継続して選択したものとみなして計算した額を適用します。</p> <p>タ 2年定期契約者は、総合利用プラン並びに定額データプランスタンダード2若しくは定額データプラン128Kの間の料金種別の変更は行うことができません。</p> <p>チ 契約者が、定額データプランスタンダード又は定額データプランHIGH-SPEEDに係るFOMAの再利用の請求をし、その承諾を受けた場合であって、その承諾を受けた暦月において、基本使用料の料金種別を定額データプランスタンダード2に変更した場合、又はそのFOMA契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2のFOMAに係る一般契約若し</p>
--	---	--	--

	<p>シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>セ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるFOMA契約の締結及び基本使用料の料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ソ～タ (略)</p> <p>チ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、限定利用プランを提供します。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) タの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>(注) (略)</p>		<p>くは2年定期契約を締結した場合における当該暦月のFOMAの基本使用料については、再び利用できる状態にした日からその契約者が定額データプランスタンダード2を継続して選択したものとみなして計算した額を適用します。</p> <p>ツ (略)</p> <p>テ 2in1利用をしているFOMAにおいて2in1利用の廃止があったときは、本則第49条（契約者識別番号の登録等）に規定する契約者識別番号の登録等が行われるまでの間に限り、2in1利用が廃止される際に選択していた基本使用料の料金種別を継続して適用します。</p> <p>ト (略)</p> <p>ナ 契約者は、一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結、データ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結又は基本使用料の料金種別を変更する場合であって、当該月におけるFOMA契約の締結及び基本使用料の料金種別の変更の合計回数が当社が別に定める回数を超えるときは、第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。</p> <p>ニ～ヌ (略)</p> <p>ネ 当社は、次の全てに該当する場合に限り、限定利用プランを提供します。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) ヌの規定により指定した利用者の利用者情報が登録されているとき。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) キの場合において、通話モード又は64kb/sデジタル通信モードに係る通信が切断されるまでの間は、通信の利用が継続されます。</p> <p>(注3) クに規定する当社が別に定めるところ及びケに規定する当社が別に定める方法は、タイプリミットに係る操作ガイドに定めるところによります。</p>							
(1) の 2 ～ 3 (略)	(略)		(1) の 2 ～ 3 (略)							
(2) 削除			<p>(2) 総合利用プランの基本使用料の減額適用</p> <p>ア 当社は、総合利用プランのFOMAの基本使用料（料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、当該暦月のそのFOMA契約に係る経過期間に応じて、次の（ア）又は（イ）に定める額を減額します。</p> <p>（ア）（イ）以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="1361 1189 2042 1385"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">経過期間</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">基本使用料の減額（月額）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">2（料金額）の規定の額に次の係数を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般契約に係るもの （継続利用割引サ ービス）</td> <td style="text-align: center;">1年定期契約に係るもの（いちねん割引）</td> </tr> </table>	経過期間	基本使用料の減額（月額）		2（料金額）の規定の額に次の係数を乗じて得た額		一般契約に係るもの （継続利用割引サ ービス）	1年定期契約に係るもの（いちねん割引）
経過期間	基本使用料の減額（月額）									
	2（料金額）の規定の額に次の係数を乗じて得た額									
	一般契約に係るもの （継続利用割引サ ービス）	1年定期契約に係るもの（いちねん割引）								

12か月まで	—	0.10
12か月超え24か月まで	0.07	0.12
24か月超え36か月まで	0.08	0.14
36か月超え48か月まで	0.10	0.16
48か月超え60か月まで	0.12	0.18
60か月超え72か月まで	0.15	0.20
72か月超え84か月まで	0.15	0.21
84か月超え96か月まで	0.15	0.22
96か月超え108か月まで	0.15	0.23
108か月超え120か月まで	0.15	0.24
120か月超	0.15	0.25

(イ) 2年定期契約に係るもの（ひとりでも割50/ファミ割M A X 50/ビジネス割50）

基本使用料の減額	(月額)
2（料金額）の規定の額に0.50を乗じて得た額	

イ アに規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算します。

ウ 契約者回線の提供の開始があった日を含む暦月の基本使用料については、イの規定にかかわらず、アに規定する12か月までの基本使用料の減額を適用します。

エ 定期契約の満了に伴いその契約の更新があった場合の更新後の定期契約に係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、更新前の定期契約に係る経過期間の起算月から起算するものとします。

オ 定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときの新たに契約を締結したF O M Aに係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、契約の解除があったF O M Aに係る経過期間の起算月から通算するものとします。

カ 1年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき又は2年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したときの新たに契約を締結したF O M Aに係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、契約の解除があったF O M Aに係る経過期間の起算月から通算するものとします。

キ X i サービスに係る一般契約又は定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにF O M A契約を締結したときのそのF O M Aに係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、契約の解除があったX i サービスに係る経過期間の起算月から通算するものとします。

ク F O M Aユビキタス契約若しくはF O M A位置情報契約（以下「F O M Aユビキタス契約等」といいます。）又はワイドスター通信サービスに係る契約を締結している者が、その契約の

				<p>解除と同時に新たに F O M A 契約を締結したときのその F O M A に係る経過期間は、イ及びウの規定にかかわらず、契約の解除があったその契約を締結した日（その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契約を締結した日と当社がみなす日）を含む暦月の翌暦月（当該契約を締結した日が暦月の初日となる場合はその暦月とします。）から起算します。</p> <p>ケ 定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合（一般契約の締結と同時に(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受ける場合を除きます。）において、その新たに締結した一般契約に係る当該暦月の基本使用料の減額については、アの規定にかかわらず、定期契約に係る減額を適用します。</p> <p>コ 2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結した場合において、その新たに締結した1年定期契約に係る当該暦月の基本使用料の減額については、アの規定にかかわらず、2年定期契約に係る減額を適用します。</p> <p>サ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により基本使用料を日割するとき、アの規定により算定した額を日割して適用します。</p>										
(2)の2～(2)の3(略)	(略)		(2)の2～(2)の3(略)	(略)										
(3)複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用	<p>ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引回線群（イに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄、第3（通信料）の(10)の2及び(13)において同じとします。）を構成する F O M A の基本使用料（基本使用料の料金種別が定額データプラン、限定利用プランであるもの、2年定期契約を締結しているもの及び(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。）から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>基本使用料の割引額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数回線複合割引</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>2（料金額）の規定の額に0.25を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ（略）</p> <p>エ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の割引回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申出が新たに割引回線群を構成する申出であるときは、その割引代表回線（割引回線群を代表する1の F O M A 若しくは X i をいいます。以下この欄及び第3（通信料）の(13)において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>(ウ) 指定した割引回線群に係る割引選択回線（その基本使用料の料金種別が定額データプラン、限定利用プランであるもの、2年定期契約を締結しているもの、(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているもの及び当該暦月においてその割引回線群に係る本割引の適用を廃止する申出があったものを含みます。）の数が2以上20以下とならないと</p>	区 分	単 位	基本使用料の割引額（月額）	複数回線複合割引	1 契約ごとに	2（料金額）の規定の額に0.25を乗じて得た額	<p>ア 複数回線複合割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引回線群（イに規定する割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄、第3（通信料）の(10)の2及び(13)において同じとします。）を構成する F O M A の基本使用料（基本使用料の料金種別が定額データプラン、タイプ2in1若しくは限定利用プランであるもの、2年定期契約を締結しているもの及び(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。）から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>基本使用料の割引額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数回線複合割引</td> <td>1 契約ごとに</td> <td>2（料金額）の規定の額に0.25を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ（略）</p> <p>エ 本割引を選択するときは、あらかじめ1の割引回線群を指定して当社に申し出ていただきます。この場合、その申出が新たに割引回線群を構成する申出であるときは、その割引代表回線（割引回線群を代表する1の F O M A <u>（共用 F O M A（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるものを除きます。）に係るものを除きます。）</u>若しくは X i をいいます。以下この欄及び第3（通信料）の(13)において同じとします。）を合わせて申し出ていただきます。</p> <p>オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(ア)～(イ)（略）</p> <p>(ウ) 指定した割引回線群に係る割引選択回線（その基本使用料の料金種別が定額データプラン、タイプ2in1若しくは限定利用プランであるもの、2年定期契約を締結しているもの、(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているもの及び当該暦月においてその割</p>	区 分	単 位	基本使用料の割引額（月額）	複数回線複合割引	1 契約ごとに	2（料金額）の規定の額に0.25を乗じて得た額
区 分	単 位	基本使用料の割引額（月額）												
複数回線複合割引	1 契約ごとに	2（料金額）の規定の額に0.25を乗じて得た額												
区 分	単 位	基本使用料の割引額（月額）												
複数回線複合割引	1 契約ごとに	2（料金額）の規定の額に0.25を乗じて得た額												

	き。 (工)～(カ) (略) カ～シ (略)			引回線群に係る本割引の適用を廃止する申出があったものを含みます。)の数が2以上20以下とならないとき。 (工)～(カ) (略) カ～シ (略)	
(4) (略)			(4) (略)		
(5) 定期包括割引 (ビジネスサーバ)の適用	<p>ア 定期包括割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、契約者からあらかじめ申出のあった割引選択期間及び最低利用額(次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求(以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限り)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)しているFOMAの基本使用料(料金種別が定額データプラン、限定利用プランであるものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表(略)</p> <p>イ(略)</p> <p>ウ 契約者は、その一括請求に係るFOMA(基本使用料の料金種別が定額データプランであるもの又は限定利用プランに係るものを除きます。)及び国際電話サービス(当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限り)の当該月における基本使用料及び通信に関する料金(FOMAパケットバックに係る定額通信料を加算した額とし、当社が別に定めるものを除きます。)の合計額(以下この欄において「月間利用額」といいます。)があらかじめ申出のあった最低利用額に満たないときは、アの規定にかかわらず、その月間利用額に代えて、その最低利用額からあらかじめ申出のあったアの表の区分に該当する係数をその最低利用額に乗じて得た額を控除した額(当該契約約款に規定する控除可能額、控除残額、繰越額及びパケット繰越額がある場合は、その額を当社が定める方法により適用した後の額とします。)を適用します(一括請求に係る契約者が2以上となる場合は、それぞれの月間利用額に応じた額を適用します。)</p> <p>エ～ヌ(略)</p>		(5) 定期包括割引 (ビジネスサーバ)の適用	<p>ア 定期包括割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、契約者からあらかじめ申出のあった割引選択期間及び最低利用額(次表に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に応じて、当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求(以下この欄において「一括請求」といい、その契約者以外の者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限り)に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。)しているFOMAの基本使用料(料金種別が定額データプラン、<u>タイプ2in1</u>又は限定利用プランであるものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p>表(略)</p> <p>イ(略)</p> <p>ウ 契約者は、その一括請求に係るFOMA(基本使用料の料金種別が定額データプランであるもの又は限定利用プランに係るものを除きます。)及び国際電話サービス(当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限り)の当該月における基本使用料(料金種別がタイプ2in1であるものを除きます。)及び通信に関する料金(FOMAパケットバックに係る定額通信料を加算した額とし、当社が別に定めるものを除きます。)の合計額(以下この欄において「月間利用額」といいます。)があらかじめ申出のあった最低利用額に満たないときは、アの規定にかかわらず、その月間利用額に代えて、その最低利用額からあらかじめ申出のあったアの表の区分に該当する係数をその最低利用額に乗じて得た額を控除した額(当該契約約款に規定する控除可能額、控除残額、繰越額及びパケット繰越額がある場合は、その額を当社が定める方法により適用した後の額とします。)を適用します(一括請求に係る契約者が2以上となる場合は、それぞれの月間利用額に応じた額を適用します。)</p> <p>エ～ヌ(略)</p>	
(5)の2～(6) (略)	(略)	(5)の2～(6) (略)	(略)		
(7) 身体障がい者等 割引(ハータ割引)の適用	<p>ア 身体障がい者等割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、身体障がい者等(身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、知的障がい者(療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交</p>		(7) 身体障がい者等 割引(ハータ割引)の適用	<p>ア 身体障がい者等割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、身体障がい者等(身体障がい者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、知的障がい者(療育手帳制度について(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)、精神障がい者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25</p>	

付を受けている者をいいます。以下同じとします。)又は特定疾患患者(特定疾患治療研究事業について(昭和48年厚生省衛発242号)に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書(以下特定疾患患者証明書と申します。)の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)又は指定難病患者(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)をいいます。以下同じとします。)が当社と締結しているFOMA等(一般契約のFOMA(基本使用料の料金種別がデータ専用プランであるものに限ります。))又はFOMACUBIKITAS一般契約のFOMACUBIKITAS(基本使用料の料金種別がお使いフォトプランフラットであるものに限ります。)に限り、以下この欄において同じとします。)又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているFOMA等の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

基本使用料の割引額 (月額)
2(料金額)の規定の額に0.60を乗じて得た額

イ〜キ(略)

ク 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。この場合において、FOMA等に係る契約者がその契約の解除と同時に新たに当社と定期契約等を締結したときのその月の定期契約等に係る基本使用料については、本割引を適用するものとし、(2)の2及び(2)の3に規定する定期契約等に係るFOMAの基本使用料の減額を適用しません。

ケ(略)

コ(略)

(8) 損害賠償額等の算定に係る適用

FOMA(限定利用プランに係るものを除きます。)又はFOMACUBIKITASにおいて、第54条(通信の種類等)に規定する通信の種類のうち次のアからウに区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第64条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する支払いを要しない料金及び第80条(責任の制限)第2項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次のアからウに規定する額とみなします。

ただし、基本使用料の料金種別が定額データプランのFOMAについては、イの(ア)に準じて取り扱うこととします。

年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)又は特定疾患患者(特定疾患治療研究事業について(昭和48年厚生省衛発242号)に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書(以下特定疾患患者証明書と申します。)の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)又は指定難病患者(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。)をいいます。以下同じとします。)が当社と締結しているFOMA等(一般契約のFOMA又はFOMACUBIKITAS一般契約のFOMACUBIKITASであって、基本使用料の料金種別がお使いフォトプランフラットであるものをいいます。以下この欄において同じとします。)又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているFOMA等の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を行うことをいいます。

(ア) 一般契約に係るもの

① ②以外のもの

基本使用料の割引額 (月額)
2(料金額)の規定の額に0.60を乗じて得た額

② 限定利用プランに係るもの

基本使用料の割引額 (月額)
税抜額 500円 (税込額 524円)

イ〜キ(略)

ク 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引の対象とします。この場合において、FOMA等に係る契約者がその契約の解除と同時に新たに当社と定期契約等を締結したときのその月の定期契約等に係る基本使用料については、本割引を適用するものとし、(2)、(2)の2及び(2)の3に規定する定期契約等に係るFOMAの基本使用料の減額を適用しません。

ケ(略)

コ 本割引の適用を受けているFOMAについては、(2)に規定する一般契約に係る基本使用料の減額は適用しません。

サ(略)

(8) 損害賠償額等の算定に係る適用

FOMA(限定利用プランに係るものを除きます。)又はFOMACUBIKITASにおいて、第54条(通信の種類等)に規定する通信の種類のうち次のアからウに区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第64条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する支払いを要しない料金及び第80条(責任の制限)第2項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次のアからウに規定する額とみなします。

ただし、基本使用料の料金種別が定額データプランのFOMAについては、イの(ア)に準じて取り扱うこととします。

ア データ専用プランに係るもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
（略）	（略）

イ （略）

ア FOMAに係るもの

（ア）総合利用プラン

① ②以外のもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	そのFOMAの基本使用料から410円を 控除した額
64kb/sデジタル通信モード	200円（216円）
パケット通信モード	200円（216円）
ショートメッセージ通信モード	10円（10.8円）

② 共用FOMAに係るもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	そのFOMAの基本使用料から210円を 控除した額
64kb/sデジタル通信モード	200円（216円）
ショートメッセージ通信モード	10円（10.8円）

（イ）データ専用プラン

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
（略）	（略）

イ （略）

2 料金額

2-1 FOMAに係るもの

1 契約ごとに

区 分	料金額 (月額)
	次の税抜額 (かっ こ内は税込額)
FOMA	

2 料金額

2-1 FOMAに係るもの

1 契約ごとに

区 分	料金額 (月額)			
	次の税抜額 (かっ こ内は税込額)			
FOMA 総合利用プ ラ ン	共用FOMA以外 の もの	バリュープラン タイプSS	1,864円 (2,013.12円)	
		タイプS	3,000円 (3,240 円)	
		タイプM	5,000円 (5,400 円)	
		タイプL	8,000円 (8,640 円)	
		タイプLL	13,000円 (14,040円)	
		タイプシンプル	1,483円 (1,601.64円)	
		タイプリミット	2,600円 (2,808 円)	
		タイプビジネス	8,200円 (8,856 円)	
		バリュープラン以 外のもの	タイプSS	3,600円 (3,888 円)
			タイプS	4,600円 (4,968 円)

								タイプM	6,600円 (7,128円)
								タイプL	9,600円 (10,368円)
								タイプL L	14,600円 (15,768円)
								タイプシンプル	3,083円 (3,329.64円)
								タイプリミット	4,200円 (4,536円)
								タイプビジネス	9,800円 (10,584円)
							共用FOMAに係るもの	タイプS S 2in1	1,864円 (2,013.12円)
								タイプS 2in1	3,000円 (3,240円)
								タイプM 2in1	5,000円 (5,400円)
								タイプL 2in1	8,000円 (8,640円)
								タイプL L 2in1	13,000円 (14,040円)
								タイプビジネス 2in1	8,200円 (8,856円)
								タイプ2in1	800円 (864円)

限定利用プラン	一般契約に係るもの	キッズケータイプラン2	500円(550円)
	(略)	(略)	(略)

2-2-3 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1)~(4) (略)	
(4) iモード電子メール等音声文字変換機能に係る付加機能使用料の減額適用	ア~ウ (略)
(5) 付加機能使用料の減額適用	ア~エ (略)
(6) (略)	(略)
(7) 付加機能使用料の31日間減額適用	ア~ウ (略)

限定利用プラン	一般契約に係るもの	キッズケータイプラン	1,000円(1,080円)
	定期契約に係るもの	キッズケータイプラン	500円(540円)
	(略)	(略)	(略)

2-2-3 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1)~(3) (略)	
(4) iモード電子メール等音声文字変換機能に係る付加機能使用料の減額適用	ア~ウ (略) <u>エ</u> 次の場合には、契約の解除があったFOMA契約を締結した日（そのFOMA契約を継続して締結している当社が認める場合は、そのFOMA契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してFOMA契約を締結しているものとみなして、 <u>ア</u> の規定を適用します。 <u>(ア)</u> そのFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。 <u>(イ)</u> そのFOMA契約者が、1年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき、又は2年定期契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したとき。 <u>(ウ)</u> そのFOMA契約者が、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。
(5) 付加機能使用料の減額適用	ア~エ (略) <u>オ</u> 共用FOMAに提供する付加機能に係る付加機能使用料については、別表2に規定する通話録音機能に係るものを除き、支払いを要しません。
(6) (略)	(略)
(7) 付加機能使用料の31日間減額適用	ア~ウ (略) <u>エ</u> 次の場合には、契約の解除があったFOMA契約を締結した日（そのFOMA契約を継続して締結している当社が認める場合は、そのFOMA契約を締結した日と当社がみなす日）から継続してFOMA契約を締結していたものとみなして、 <u>ア</u> の(ア)から

(8)～(14) (略)	(略)

	(キ)の規定を適用します。 (ア) その F O M A 契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。 (イ) その F O M A 契約者が、1 年定期契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約を締結したとき又は 2 年定期契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結したとき。 (ウ) その F O M A 契約者が、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。
(8)～(14) (略)	(略)

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (月額)
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
i モード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)	1 契約ごとに	(略)
i モード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)	1 契約ごとに	(略)
(略)	(略)	(略)

2 料金額

区 分	単 位	料金額 (月額)	
		次の税抜額 (かつこ内は税込額)	
(略)	(略)	(略)	
i モード機能	基本機能	基本額 (1 契約ごとに) 300円 (324円)	
	追加機能	i モード電子メール転送機能 (メアド変えても転送サービス)	加算額 (1 契約ごとに) 100円 (108円)
		i モード電子メール等音声文字変換機能 (音声入力メール)	加算額 (1 契約ごとに) 200円 (216円)
(略)	(略)	(略)	

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ 128k 通信モードによる通信は、基本使用料の料金種別が定額データプラン 128K の F O M A に係るものである場合に限り、行うことができます。</p> <p>ク～ソ (略)</p> <p>タ～ヌ (略)</p> <p>(注 1) ～ (注 2) (略)</p>
(2)～(6) (略)	
(7) パケット通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ データ専用プラン、F O M A コピキタス又は F O M A 位置情報に係る基本使用料の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、それぞれの基本使用料の料金種別を選択している期間又は選択していない期間ごとに料金を算定します。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 当社は、契約者から、第 1 表第 1 (基本使用料) の(1)に規定する定額データプランスタンダード 2 への基本使用料の料金種別の変更と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき (その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。) は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月 (以下この欄において「当該料金月」といいます。) におけるパケット通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) について、当社が定める方法により、パケット定額を選択があったものとみなして料金を算定します。</p>

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1) 通信の条件	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ 128k 通信モードによる通信は、基本使用料の料金種別が定額データプラン 128K の F O M A に係るものである場合、(7)の 2 に規定するパケット定額の適用を受けている場合に限り、行うことができます。</p> <p>ク～ソ (略)</p> <p>タ 共用 F O M A に係る契約者回線からのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージ (契約者回線等から送信された文字、数字及び記号等をいいます。以下同じとします。) の送信は、行うことができません。</p> <p>チ～ネ (略)</p> <p>ノ らくらくパケ・ホーダイ ((7)の 2 に規定するものをいいます。以下同じとします。) の適用を受けている F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信は、別表 2 に規定する sp モード機能の利用に係る通信に限り、行うことができます。</p> <p>ハ らくらくパケ・ホーダイの適用を受けている F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信の 1 料金月における累計の課金対象パケット量が 4,096,000 課金対象パケットを超えたことを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間において、その F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信を 128k 通信モードによる通信とする取扱い (以下この欄において「128k 通信」といいます。) を適用します。</p> <p>ヒ 128k 通信の適用を受けている F O M A について、らくらくパケ・ホーダイの適用を廃止したことを当社が確認したときは、128k 通信の適用を解除します。</p> <p>(注 1) ～ (注 2) (略)</p>
(2)～(6) (略)	
(7) パケット通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 1 年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約を締結したとき又は 2 年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結したときの累計課金対象パケット数は、イの規定に準じて取り扱います。</p> <p>エ データ専用プラン、共用 F O M A に係る総合利用プラン、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報に係る基本使用料の料金種別の変更があった場合又はパケット定額に係る選択等があった場合は、アの規定にかかわらず、それぞれの基本使用料の料金種別、パケット定額を選択している期間又は選択していない期間ごとに料金を算定します。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 当社は、契約者から、第 1 表第 1 (基本使用料) の(1)に規定する定額データプランスタンダード 2 への基本使用料の料金種別の変更又は(7)の 2 に規定するパケット定額を選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき (その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限ります。) は、その申出のあった日を含む料金月及びその前料金月 (以下この欄において「当該料金月」といいます。) におけるパケット通信モードに係る通信 (当社が別に定める通信を除きます。) について、当社が定める方法により、パケット定額を選択があったものとみなして料金を算定します。</p>

を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(注1) (略)

(注2) エの規定により、基本使用料の料金種別を選択している期間若しくは選択していない期間ごとに料金を算定する場合において、当社は、1のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）の設定中に基本使用料の料金種別の変更等があったときは、当社が定める方法により料金を算定するものとします。

(注3) (略)

ケット定額の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

キ カの規定によるほか、当社は、X i 契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結した契約者であって、その F O M A 契約締結の際にパケット定額の選択を行った者から、そのパケット定額の選択と同時に、その料金の適用に係る申出があったとき（その契約者からの最初の申出であると当社が認める場合に限り。）は、当該料金月におけるパケット通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）及びデータ通信モード（X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る通信（当社が別に定める通信を除きます。）について、当社が定める方法により、パケット定額の選択があったものとみなして料金を算定します。この場合において、当該料金月におけるその通信に係る料金額がその算定額を超える場合は、その料金額と算定額の差額の支払いを要しないものとし、その額を返還します。

(注1) (略)

(注2) エの規定により、基本使用料の料金種別又はパケット定額を選択している期間若しくは選択していない期間ごとに料金を算定する場合において、当社は、1のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）の設定中に基本使用料の料金種別の変更又はパケット定額に係る選択等があったときは、当社が定める方法により料金を算定するものとします。

(注3) (略)

(7)の2 パケット通信モードに係る定額通信料の適用等

ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの F O M A（共用 F O M A に係るものを除きます。）に係る契約者は、(ア)に規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、(イ)の規定により算定した額を適用する取扱い（以下「パケット定額」といいます。）を選択することができます。この場合において、パケット定額にはパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイフラット及びびらくらパケ・ホーダイがあり、いずれか1つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ア) 定額通信料

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
パケ・ホーダイダブル	税抜額 372円（税込額 401.76円）
パケ・ホーダイシンプル	＝
パケ・ホーダイフラット	税抜額 5,200円（税込額 5,616円）

らくらくパケ・ホーダイ

税抜額 5,200円 (税込額 5,616円)

(イ) パケット通信料

① パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプルに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
spモード機能の利用に係る通信 (パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り、) に関する F O M A パケット通信料	税抜額 0.004 円 (税込額 0.00432 円)
上記以外のもの	税抜額 0.08 円 (税込額 0.0864 円)

② パケ・ホーダイフラットに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
F O M A パケット通信料	税抜額 0.05 円 (税込額 0.054 円)

③ らくらくパケ・ホーダイに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
F O M A パケット通信料	—

イ アの規定によるほか、パケット定額の選択に関して次に該当するときは、その定めるところによります。

(ア) 基本使用料の料金種別がタイプシンプルの F O M A に係る契約者は、パケット定額 (パケ・ホーダイダブルを除きます。) のうち、いずれか 1 つを選択していただきます。

(イ) パケ・ホーダイシンプルについては、基本使用料の料金種別がタイプシンプルの F O M A に係る契約者に限り選択することができます。

(ウ) らくらくパケ・ホーダイについては、別表 2 に規定する sp モード機能の提供を受けている場合に限り、選択することができます。

ウ 料金月の初日以外にパケ・ホーダイダブルの選択があったときは、通則第 3 項 (料金の計算方法等) 及び第 4 項の規定に準じて、定額通信料をその選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

エ 同一料金月内において、パケ・ホーダイダブル及びシに規定するパケ・ホーダイシンプルの両方の選択があったときは、ア及びウの規定にかかわらず、当該料金月におけるパケ・ホーダイダブルに係る定額通信料の支払いを要しません。

オ 同一料金月内において、パケ・ホーダイフラット及びらくらくパケ・ホーダイの両方の選択が

						<p>あったときは、アの規定にかかわらず、当該料金月におけるらくらくパケ・ホーダイに係る定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>カ バケット定額に係る変更等があった場合は、(7)のエの規定にかかわらず、それぞれのバケット定額を選択している期間又はバケット定額を選択していない期間ごとに料金を算定します。</p> <p>キ 当社は、バケット定額を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、バケット定額を廃止します。 (ア) 基本使用料の料金種別が総合利用プラン（共用 F O M A に係るものを除きます。）以外となったとき。 (イ) 電話番号保管があったとき。 (ウ) 契約の解除があったとき。</p> <p>ク キの規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、sp モード機能（別表 2 に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。</p> <p>ケ 一般契約者がその契約の解除と同時に新たに定期契約を締結した場合、又は定期契約者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合は、バケット定額を継続して選択しているものとみなして取り扱います。</p> <p>コ 1 年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに 2 年定期契約を締結した場合、又は 2 年定期契約者がその契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結した場合は、ケに規定する場合に準じて取り扱います。</p> <p>サ F O M A を利用することができない期間があった場合のバケット定額に係る定額通信料の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</p> <p>シ ウ及びサに規定する場合を除き、定額通信料については日割しませんが、</p> <p>ス パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル（以下「パケ・ホーダイダブル等」といいます。）に係る適用は次のとおりとします。 (ア) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信（i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限り。）及び sp モード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限り。）に関する料金（(8)の 2 に規定する料金を除きます。）については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。 (イ) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信（i モードフルブラウザを使用した通信に限り。）、sp モード機能の利用に係る通信（(ア)の規定が適用される通信を除きます。）、128k 通信モードによる通信及びその他バケット通信モードによる通信（F O M A サービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったバケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額と(ア)の規定により算定した料金の月間累計額の合計額（以下この欄において「i モード等通信月間累計額」といいます。）が 5,700 円を超える場合は、5,700 円をその合計額とみなして取り扱います。 (ウ) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行ったパケ</p>
--	--	--	--	--	--	--

ット通信モードによる通信（iモード等通信以外のものをいい、(イ)に規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、(イ)の規定により算定したiモード等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。

ただし、iモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合であって、そのiモード等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超えるときは、5,700円を超える部分の料金について、次表に規定するiモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合に適用される料金額を適用します。

1 課金対象バケットごとに

区 分		料 金 額
F O M A バケット通 信料	iモード等通信月間累計額が 5,700円未満の場合	Aに規定する料金額と同額
	iモード等通信月間累計額が 5,700円以上の場合	税抜額 0.02円 (税込額 0.0216円)

(エ) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているF O M Aの契約者回線から行ったバケット通信モードによる通信の一部に関する料金は、iモード等通信月間累計額と(ウ)の規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が7,800円を超える場合は、7,800円をその合計額とみなして取り扱います。）から、次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。

ただし、その合計額が次表に規定する控除可能額に満たないときは、その合計額を控除します。

1 契約ごとに

区 分	控除可能額
パケ・ホーダイダブル	372円
パケ・ホーダイシンプル	—

(オ) ウの規定により定額通信料を日割するときは、(エ)に規定する控除可能額をウに規定する日数に応じて日割するものとし、同表中「372円」を「372円を日割した額」に読み替えて適用します。

(カ) (ア)から(オ)の場合において、同一料金月内にパケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプルの両方の選択があったときは、オ及び(フ)のイの規定にかかわらず、当該料金月におけるパケ・ホーダイダブルを選択している期間の課金対象バケット数とパケ・ホーダイシンプルを選択している期間の課金対象バケット数を合算して料金を算定します。

(キ) パケ・ホーダイダブルに係る適用について、イの適用を受けるときは、(エ)に規定する控除は行いません。

(ク) パケ・ホーダイシンプルの適用を受けているF O M Aの契約者回線から行ったバケット通信モードによる通信の料金のうち、iモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、iモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、spモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、spモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、インターネットメール機能（別表2に規定

					<p>するものをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る電子メール(以下この欄において「moperaU 電子メール」といいます。)の送受信に関する通信(FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。)の一部に関する料金については、moperaU機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、アの(イ)の規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。</p> <p>ただし、電波状態、若しくはiモード機能、spモード機能若しくはmoperaU機能の利用に係る設定等によりiモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが蓄積されなかったとき、又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが送信されたときは、この限りではありません。</p> <p>(ケ) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったspモード機能の利用に係る通信(パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。)に関するパケット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数として計算(その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。)するものとし、アの(イ)の①に規定する「<u>税抜額 0.004 円(税込額 0.00432 円)</u>」を「<u>税抜額 0.08 円(税込額 0.0864 円)</u>」に読み替えて適用します。</p> <p>セ パケ・ホーダイフラットに係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信(iモードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。)に関する料金((8)の2に規定する料金を除きます。)、spモード機能の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信(FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。)については、アの規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(イ) パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信(iモードフルブラウザを使用した通信に限ります。)及び128k通信モードによる通信に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額(以下この欄において「iモードフルブラウザ等通信月間累計額」といいます。が500円を超える場合は、500円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>(ウ) パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信(iモード等通信以外のものをいい、(イ)に規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。)に関する料金については、(イ)の規定により算定したiモードフルブラウザ等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。</p> <p>ただし、iモードフルブラウザ等通信月間累計額が500円未満の場合であって、そのiモードフルブラウザ等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が500円を超えるときは、500円を超える部分の料金について、次</p>
--	--	--	--	--	---

表に規定するiモードブラウザ等通信月間累計額が500円以上の場合に適用される料金額を適用します。

1 課金対象バケットごとに

区 分		料 金 額
FOMAバケ ット通信料	iモードブラウザ等通信 月間累計額が500円未満 の場合	アに規定する料金額と同額
	iモードブラウザ等通信 月間累計額が500円以上 の場合	税抜額 0.02円 (税込額 0.0216円)

(エ) バケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったバケット通信モードによる通信の一部に関する料金は、(イ)と(ウ)の規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が2,600円を超える場合は、2,600円をその合計額とみなして取り扱います。）を適用します。

ソ 当該料金月において、らくらくバケ・ホーダイの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったバケット通信モードによる通信について、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したときは、アの規定にかかわらず、次表に規定する定額通信料を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
らくらくバケ・ホーダイ	税抜額 2,839円 (税込額 3,066.12円)

(注) iモード電子メール、spモード電子メール又はmoperaU電子メールの本文に記述されたURLから接続した場合の通信（当社が定める通信を除きます。）に関する料金については、スの(ク)の規定を適用しません。

(8) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用

ア (略)
イ 基本使用料の料金種別が限定利用プランのFOMAの国際ショートメッセージ通信モードに係る通信の料金は、(9)、(10)及び(10)の3に規定する控除残額及び繰越残額（当社の提供する電気通信サービスに係るその他の料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。）があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。
ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

(8)の2 (略)

(8) ショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用

ア (略)
イ 基本使用料の料金種別が総合利用プラン又は限定利用プランのFOMA（共用FOMAに係るものを除きます。）の国際ショートメッセージ通信モードに係る通信の料金は、(9)、(10)及び(10)の3に規定する控除残額及び繰越残額（当社の提供する電気通信サービスに係るその他の料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。）があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。
ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

(8)の2 (略)

(9) 削除

。

(9) 総合利用プラン
等における通信料
の適用

ア 基本使用料の料金種別が総合利用プランの F O M A の通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄、(10)及び(10)の3において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）については、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する控除可能額（(10)に規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）とイに規定する繰越額又は引継繰越額（サに規定するものをいい、当該料金月に生じたものに限り、）を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
タイプ S S 及びタイプ S S 2in1	1,000円
タイプ S 及びタイプ S 2in1	2,000円
タイプ M 及びタイプ M 2in1	4,000円
タイプ L 及びタイプ L 2in1	6,000円
タイプ L L 及びタイプ L L 2in1	11,000円
タイプシンプル	—
タイプリミット	2,200円
タイプビジネス及びタイプビジネス 2in1	5,500円
タイプ2in1	—

イ この欄において繰越額とは、アの表中のただし書の場合におけるその控除可能額（(10)に規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）及びサに規定する引継繰越額の合計額と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいいます。

ただし、エの規定によりその繰越額が国際アウトローミング利用料等から控除されたとき又は第 1（基本使用料）の(5)のエの規定の適用を受けたときは、その控除された額を繰越額から差し引いて適用します。

ウ イの規定にかかわらず、基本使用料の料金種別を総合利用プランからデータ専用プランへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額及び引継繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。

ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日において総合利用プランを選択している場合は、この限りではありません。

エ 総合利用プランの F O M A の通信に関する料金の月間累計額が控除可能額と繰越額及び引継繰越額の合計額に満たない場合は、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、その F O M A に係る国際アウトローミング利用等に係る

料金（国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料又は国際MMS通信料をいいます。以下同じとします。）から控除残額（控除可能額と繰越額及び引継繰越額の合計額からその月間累計額を差し引いた額をいいます。）を控除します。

オ 定期契約の解除と同時に一般契約を締結した場合、一般契約の解除と同時に定期契約を締結した場合又はX i 契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結した場合のそのFOMAに係る控除可能額、繰越額及び引継繰越額の適用については、FOMAに係る基本使用料の料金種別の変更の場合に準じて取り扱います。

カ (12)に規定する特定電話番号への通信料の月極割引、(13)に規定する複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引又は(15)に規定する定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用を受けている場合は、FOMAに係る通信に関する料金の月間累計額に代えて、その月間累計額からそれぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額についてアからオの規定を適用します。

ただし、第1（基本使用料）の(5)のイの規定の適用を受けるときは、この限りではありません。

キ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「1,000円」を「1,000円を日割した額」に、「2,000円」を「2,000円を日割した額」に、「4,000円」を「4,000円を日割した額」に、「6,000円」を「6,000円を日割した額」に、「11,000円」を「11,000円を日割した額」に、「2,200円」を「2,200円を日割した額」に、「5,500円」を「5,500円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

ク 基本使用料の料金種別が総合利用プランの共用FOMAの通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）については、その共用FOMAに係る基本使用料の料金種別に応じて、その通信を次表に規定するFOMAに係る通信とみなして、アの規定により算定した額を適用します。

区 分	共用FOMAの通信
タイプSS 2in1又はタイプ2in1	タイプSSのFOMAに係る通信
タイプS 2in1	タイプSのFOMAに係る通信
タイプM 2in1	タイプMのFOMAに係る通信
タイプL 2in1	タイプLのFOMAに係る通信
タイプLL 2in1	タイプLLのFOMAに係る通信
タイプビジネス 2in1	タイプビジネスのFOMAに係る通信

ケ クの規定にかかわらず、被共用FOMAに係る契約者が、その被共用FOMAに係る共用FOMAの契約を締結している場合において、タイプ2in1を選択しているとき

				<p>は、契約者からあらかじめ申出があった場合に限り、その共用 F O M A の通信に関する料金について、その通信を被共用 F O M A の契約者回線からの通信とみなして、当社が定める方法によりこの欄及び 2（料金額）の規定により算定した額を適用することができます。</p> <p>コ 総合利用プランの F O M A が、第 1（基本使用料）の 1（適用）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているときは、その F O M A の契約者回線からの 64kb/s デジタル通信モードによる通信（3G-324M の通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信であって、当該料金月の末日までに終了したものに限り）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。）については、2（料金額）の規定にかかわらず、2 の 2 - 1 の規定により算定した額を適用します。</p> <p>サ この欄において引継繰越額とは、F O M A 契約（基本使用料の料金種別が総合利用プランに係るものに限り）の解除と同時に新たに X i 契約（基本使用料の料金種別が、X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものに限り）を締結した場合における、その F O M A 契約に係る繰越額のことをいいます。</p> <p>シ イに規定する繰越額（(10)のイに規定する繰越額があるときは、その繰越額を加算した額とします。）は、当該料金月末日時点において、F O M A 契約者が選択している基本使用料の料金種別に係る控除可能額に 3 を乗じた額を上限とし、本欄の規定を適用します。</p> <p>ただし、2 年定期契約等に係る通信料の月極割引（(14)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているときはこの限りでありません。</p> <p>ス 2 年定期契約等に係る通信料の月極割引の適用を受けている場合の繰越額は、翌料金月又は翌々料金月の総合利用プランに係る月間累計額から控除するものとします。この場合において、当該料金月において控除できなかった前々々料金月又は前々々料金月における繰越額があるときの当該料金月における繰越額は、イの規定により算定した繰越額からその控除できなかった繰越額を差し引いた額とします。</p> <p>セ 総合利用プラン又は限定利用プランに係る契約者が、基本使用料の料金種別を変更する場合及び F O M A 契約の解除と同時に新たに X i 契約又は F O M A 契約を締結する場合の繰越額、引継繰越額及び控除可能額の取扱いは当社が定めるところによります。</p> <p>（注）アに規定する当社が別に定める通信は、I S P 料金支払いに係る通信、i モードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信、(7)の 2 の適用を受ける通信、(13)のイの適用を受ける通信（通話モードによるものに限り）及び(22)の適用を受ける通信等とします。</p>
	<p>(9)の 2 データ専用プランにおける通信料の適用</p>	<p>ア～イ（略）</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をデータ専用プラン（定額データプランスタンダード 2 及び定額データプラン 128 K を除きます。）から定額データプランスタンダード 2 若しくは定額データプラン 128 K へ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降におけ</p>	<p>(9)の 2 データ専用プランにおける通信料の適用</p>	<p>ア～イ（略）</p> <p>ウ イの規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をデータ専用プラン（定額データプランスタンダード 2 及び定額データプラン 128 K を除きます。）から総合利用プラン等、定額データプランスタンダード 2 若しくは定額データプラン 128 K へ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額は無効とし、当該料金月</p>

	<p>る控除は行いません。</p> <p>ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日においてデータ専用プラン（定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。）を選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（13）に規定する複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引又は（15）に規定する定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用を受けている場合は、FOMAに係る通信に関する料金の月間累計額に代えて、その月間累計額からそれぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額についてアからウの規定を適用します。</p> <p>ただし、第1（基本使用料）の（5）のエの規定の適用を受けるときは、この限りではありません。</p> <p>カ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「5,000円」を「5,000円を日割した額」に、「9,000円」を「9,000円を日割した額」に、「18,000円」を「18,000円を日割した額」に、「30,000円」を「30,000円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。</p> <p>キ 定額データプランスタンダード若しくは定額データプランHIGHSPEEDのFOMAに係る一般契約者が基本使用料の料金種別を定額データプランスタンダード2に変更したとき、又は定額データプランスタンダード若しくは定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAに係る契約者が、その契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2のFOMAに係る一般契約若しくは2年定期契約を締結したときの累計課金対象パケット数は、定額データプランスタンダード又は定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAに係る累計課金対象パケット数と定額データプランスタンダード2のFOMAに係る累計課金対象パケット数を合算して適用します。</p> <p>ク～ス （略）</p>			<p>の翌料金月以降における控除は行いません。</p> <p>ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日においてデータ専用プラン（定額データプランスタンダード2及び定額データプラン128Kを除きます。）を選択している場合は、この限りではありません。</p> <p>エ（略）</p> <p>オ（12）に規定する特定電話番号への通信料の月極割引、（13）に規定する複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引又は（15）に規定する定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用を受けている場合は、FOMAに係る通信に関する料金の月間累計額に代えて、その月間累計額からそれぞれの月極割引に係る割引額を差し引いた額についてアからウの規定を適用します。</p> <p>ただし、第1（基本使用料）の（5）のエの規定の適用を受けるときは、この限りではありません。</p> <p>カ 通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額を総合利用プランの場合に準じて日割して適用します。</p> <p>キ 定額データプランスタンダード若しくは定額データプランHIGHSPEEDのFOMA（利用休止となっているものを除きます。）に係る一般契約者が基本使用料の料金種別を定額データプランスタンダード2に変更したとき、又は定額データプランスタンダード若しくは定額データプランHIGH-SPEEDのFOMA（利用休止となっているものを除きます。）に係る契約者が、その契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2のFOMAに係る一般契約若しくは2年定期契約を締結したときの累計課金対象パケット数は、定額データプランスタンダード又は定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAに係る累計課金対象パケット数と定額データプランスタンダード2のFOMAに係る累計課金対象パケット数を合算して適用します。</p> <p>ク 契約者が、定額データプランスタンダード若しくは定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAの再利用の請求をし、その承諾を受けた場合であって、その承諾を受けた暦月において、基本使用料の料金種別を定額データプランスタンダード2に変更したとき、又はその契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2のFOMAに係る一般契約若しくは2年定期契約を締結したときの累計課金対象パケット数は、定額データプランスタンダード又は定額データプランHIGH-SPEEDのFOMAに係る累計課金対象パケット数と定額データプランスタンダード2のFOMAに係る累計課金対象パケット数を合算して適用します。</p> <p>ケ～セ （略）</p>
--	---	--	--	---

(9)の3 (略)	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額をデータ専用プランの場合に準じて日割して適用します。</p> <p>エ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	(9)の3 (略)	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、アに規定する控除可能額をFOMAの総合利用プランの場合に準じて日割して適用します。</p> <p>エ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(9)の3 (略)		(9)の4 (略)	
(10) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用	<p>基本使用料の料金種別が限定利用プランのFOMAの通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。)については、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とします。以下この欄において同じとします。)から次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。この場合において、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。</p> <p>表(略)</p>	(10) 特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信に関する料金の適用	<p>総合利用プラン又は限定利用プランのFOMAについて、FOMAサービス(基本使用料の料金種別がプラン39等(附則に規定するものをいいます。)のFOMAに限りません。)及びワイドスター通信サービスに関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信(通信時間が3分を超えるものに限りません。)の着信を受けた場合(当社が別に定める場合を除きます。)は、次表に規定する控除可能額を(9)に規定する控除可能額に加算します。</p> <p>ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。</p> <p>表(略)</p>
(10)の2 (略)		(10)の2 (略)	
(10)の3 定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けているFOMAに係る繰越額の適用	<p>ア FOMA契約者が、(14)に規定する定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、その限定利用プランを選択しているFOMAの通信に関する料金については、2(料金額)及び(14)の規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とし、控除可能額及び繰越額((10)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～エ (略)</p>	(10)の3 定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けているFOMAに係る繰越額の適用	<p>ア FOMA契約者が、(14)に規定する定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合は、その総合利用プラン又は限定利用プランを選択しているFOMAの通信に関する料金については、2(料金額)及び(14)の規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とし、控除可能額及び繰越額((9)及び(10)に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)からイに規定する繰越共有額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>イ～エ (略)</p>
(11) (略)		(11) (略)	
(12) 削除		(12) 特定電話番号	<p>ア 特定電話番号への通信料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、FOMA(限定利用プラン</p>

への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用

に係るものを除きます。）の契約者回線からの特定電話番号（FOMA契約者があらかじめ指定したFOMA、Xi若しくは回線卸携帯電話の契約者識別番号等、当社が提供する電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。）をいいます。以下この欄から(15)欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額	定額料(月額)
(ア) FOMA、Xi、専用回線等接続サービス（第9種接続装置に係るものに限ります。）、回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	税抜額 180円 (税込額 194.4円)
(イ) (ア)以外の通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	

イ 特定電話番号の数は、1の契約について5以内とします。

ウ 特定電話番号に係る契約回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

エ 本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

オ 当社は、本割引の適用を受けているFOMAについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) 一般契約若しくは定期契約に係る名義変更があったとき。

(イ) 電話番号保管があったとき。

(ウ) FOMAの契約の解除があったとき。

カ オの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表の1欄の左欄の規定により月極割引の適用を廃止した後、2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄の規定

によるものとします。

区 分	月 極 割 引 の 適 用
1 2以外により、本割引の適用を廃止したとき。	本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。以下この欄において同じとします。）又はFOMAの契約の解除があったとき。	その名義変更の承諾日又はFOMAの契約の解除日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

キ 本割引を選択している契約者が、そのFOMAの契約の解除と同時に新たにX iに係る契約を締結したときは、カの規定にかかわらず、本割引の適用を廃止した日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ク 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

ケ 本割引を選択した契約者は、本割引が適用される料金月について、利用の一時中断、利用停止等によりFOMAを利用することができなかった期間があった場合でも、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、FOMAを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部

				<p>分に限りず。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。</p> <p>コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>サ 定額料については、日割は行いません。</p> <p>ただし、本割引を選択している契約者が、料金表第1表第1（基本使用料）の（1）（適用）のハの適用を受けるときは、定額通信料の支払いを要しません。</p> <p>（注1）アに規定する当社が別に定める通信は、64kb/sデジタル通信モードによる通信（3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通信として取り扱うものを除きます。）、パケット通信モードによる通信及びショートメッセージ通信モードによる通信とします。</p> <p>（注2）アの表中に規定する当社が別に定めるものは、第97条（情報提供サービス）に規定する情報提供サービスに係る電気通信設備等とします。</p>						
<p>(13) 複数回線複合割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の適用</p>	<p>ア 第1（基本使用料）の(3)に規定する複数回線複合割引に係る割引回線群（以下この欄において「指定割引回線群」といいます。）に属する F O M A（基本使用料の料金種別が限定利用プランに係るものに限りず。）の契約者回線から、その割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号（イの規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した1の電気通信番号であって当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係る契約者回線等への通信</p>		<p>(13) 複数回線複合割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の適用</p>	<p>ア 第1（基本使用料）の1に規定する複数回線複合割引の適用を受けている F O M A の契約者回線から、その契約者が指定した割引回線群（以下この欄及び次欄において「指定割引回線群」といいます。）に係る契約者回線等及び特定電話番号（ウの規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した1の電気通信番号であって当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この欄及び次欄において同じとします。）に係る契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（(12)に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている通信に関する料金を除きます。）については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。この場合、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="1429 970 2110 1129"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 指定割引回線群に係る契約者回線等への通信</td> <td>その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 特定電話番号に係る契約者回線等への通信</td> <td>その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの規定にかかわらず、複数回線複合割引の適用を受けている F O M A（総合利用プラン又は限定利用プランに係るものに限りず。）が、1年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間（第1（基本使用料）の1の(2)に規定するものをいいます。）が120ヶ月超であるとき又は基本使用料の料金種別が限定利用プランを選択しているときは、その F O M A の契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、次表のとおり取扱います。</p>	区 分	割引額	(ア) 指定割引回線群に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	(イ) 特定電話番号に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額
区 分	割引額									
(ア) 指定割引回線群に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額									
(イ) 特定電話番号に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額									

(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。この場合、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

区 分		割引額
(ア) 指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	(略)
	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	(略)
(イ) 特定電話番号に係る契約者回線等への通信		その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額

イ～エ (略)

オ (略)
(注) (略)

区 分		割引額
指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	(略)
	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	(略)

ウ～オ (略)

カ アからオの規定によるほか、複数回線複合割引の適用を受けているFOMAのパケット通信モードによる通信の料金のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線等のiモード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とするiモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、iモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、2(料金額)の規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態若しくは、iモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりiモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

キ 指定割引回線群に属するFOMA(基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの、2年定期契約を締結しているもの及び第1(基本使用料)の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。)に係る通信に関する料金については、アからカの規定(そのFOMAの基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるときは、イの規定を除きます。)に準じて取り扱います。

ク (略)

(注1) (略)

(注2) iモード電子メールの本文に記述されたURLから接続した場合の通信(当社が定める通信を除きます。)に関する料金については、カの規定を適用しません。

(14) 削除

(14) 定期契約等に
係る通信料月極割
引（ビジネス通話割
引）の適用

ア 定期契約等に係る通信料月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、2年定期契約（ひとりでも割50及びファミ割MAX50に係るものを除きます。ビジネス割50に係るものに限りません。）を締結しているFOMA契約者が、次表に規定する定額料を支払うことにより、そのFOMAが属する割引回線群（以下この欄において「指定割引回線群」といいます。）に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、その月間累計額から同表に規定する額の割引を行うことをいいます。

1契約ごとに

区 分	定額料 (月額)	割 引 額			
		(ア) (イ) 以外のもの	(イ) 指定割引回線群 に係る契約者回線への 通信		
			通話モー ドに係る もの	64kb/ sデジタ ル通信 モードに 係るもの	
指 定 割 引 回 線 群 に 係 る F O M A の 数	2～ 30	二	その通信 に関する 料金の月 間累計額 に0.10を 乗じて得 た額	その通信 (料金 月の末 日までに 終了した 通信に 限りま す。)に 関する料 金につい て、支払 いを要し ません。	その通 信に関 する料 金の月 間累計 額に 0.60を 乗じて 得た額
	31～ 100	税抜額 477円 (税込 額 515.1 6円)	その通信 に関する 料金の月 間累計額 に0.20を 乗じて得 た額		
	101	税抜額	その通信		

～	667円	に関する
1000	(税込	料金の月
	額	間累計額
	720.3	に0.30を
	6円)	乗じて得
		た額

イ この欄において指定割引回線群とは、本割引を選択する F O M A 及び X i (同一の契約者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)) に係るものに限ります。以下この欄において「X i 等」といいます。) により構成される回線群をいいます。

ウ 本割引を選択するときは、あらかじめ 1 の指定割引回線群 (その契約者が提供を受けている F O M A 等により構成されるものに限ります。) を指定して当社に申し出ていただきます。

エ アからウの規定によるほか、本割引の適用を受けている F O M A のパケット通信モードによる通信の料金のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線の i モード機能又は sp モード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金については、i モード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、2 (料金額) の規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、i モード機能若しくは sp モード機能の利用に係る設定等により i モード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりその i モード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

オ 本割引は、アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。

(ア) その F O M A の契約者名義が、法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。) 以外であるとき。

(イ) その F O M A の基本使用料の料金種別が、第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(1)に規定する総合利用プラン (タイプ 2in1 を除きます。以下この欄において「適用対象プラン」といいます。) 以外であるとき。

(ウ) その F O M A が、(12)に規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けているとき。

(エ) 本割引を選択した場合において、指定割引回線群に係る F O M A 等の数が 2 以上 1,000 以下とならないとき。

(オ) 契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(カ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の適用の開始は、アに規定する選択があった日からとします。

					<p><u>ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から本割引を適用します。</u></p> <p><u>(ア) 本割引の適用を廃止する申出があった F O M A について、その申出があった日を含む料金月に、ウに規定する申出があったとき。</u></p> <p><u>(イ) 定期一括通信料割引 (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) の適用を受けている X i に係る契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結した場合であって、その契約の締結があった日を含む暦月に、その F O M A についてウに規定する申出があったとき。</u></p> <p><u>(ウ) 第 1 (基本使用料) の 1 (適用) の(3)に規定する複数回線複合割引の適用の廃止があった F O M A について、その廃止があった日を含む料金月に、ウに規定する申出があったとき。</u></p> <p><u>(エ) 複数回線複合割引 (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。) の適用を受けている X i に係る契約の解除と同時に新たに F O M A 契約を締結した場合であって、その契約の締結があった日を含む料金月に、その F O M A についてウに規定する申出があったとき。</u></p> <p><u>キ 当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。</u></p> <p><u>(ア) ビジネス割 50 以外の 2 年定期契約に変更したとき。</u></p> <p><u>(イ) 基本使用料の料金種別が適用対象プラン以外となったとき。</u></p> <p><u>(ウ) 名義変更があったとき。</u></p> <p><u>(エ) 電話番号保管があったとき。</u></p> <p><u>(オ) 契約の解除があったとき。</u></p> <p><u>(カ) その他オの規定のいずれかに該当することが判明したとき。</u></p> <p><u>ク 本割引を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について、本割引の適用対象とします。</u></p> <p><u>ただし、基本使用料の料金種別が適用対象プラン (総合利用プランに限ります。) 以外となったときは、本割引を適用しません。</u></p> <p><u>ケ クの規定にかかわらず、本割引の適用の廃止日を含む料金月において、その F O M A に係る契約の解除と同時に新たに X i 契約を締結した場合であって、その契約の締結があった日を含む暦月に、その X i について定期一括通信料割引を選択する申出があったときは、その廃止日を含む料金月の前料金月の末日までに終了した通信に関する料金を割引の対象とします。</u></p> <p><u>コ F O M A を利用することができない期間があった場合の本割引に係る定額料の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。</u></p> <p><u>サ コに規定する場合を除き、定額料については日割しません。</u></p> <p><u>シ 定期契約に係る通信料月極割引 (X i サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。) を選択している X i 契約者が、その X i 契約</u></p>
--	--	--	--	--	--

(15) 定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用	ア～エ (略)	(注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P料金支払いに係る通信、iモードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信及び(22)の適用を受ける通信等とします。
(16) ～ (17) 削除		
(18) ～ (25) (略)		(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

(1) FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

ア以外のもの

料 金 種 別	料 金 額
	30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)

		<p>の解除と同時に新たにFOMA契約を締結する場合であって、その新たにFOMA契約を締結した日を含む料金月において本割引を選択するときは、アの規定にかかわらず、当該料金月の定額料の支払いを要しません。</p> <p>ス 当社は、本割引に係る1の指定割引回線群を構成するFOMA等に関するFOMA契約者若しくはXi契約者又はその指定割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者（以下この欄において「FOMA契約者等」といいます。）に対し、そのFOMA契約者等がXiサービス契約約款に規定する複数回線複合割引等の適用を受けているXiに係る基本使用料割引又は特定Xi等のXiに係る基本使用料割引の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その指定割引回線群を構成するXi等に係る契約に関する事項を開示することがあります。</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定める通信は、(6)に規定する料金着信払通信、(7)の2の適用を受ける通信、(8)に規定する国際ショートメッセージ通信、(22)の適用を受ける通信、I S P料金支払いに係る通信、iモードパケットフリー通信等とします。</p>
(15) 定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用	ア～エ (略)	<p>オ 基本使用料の料金種別がタイプ2in1である共用FOMAに関する料金等を、定期包括割引の適用を受けているFOMAに一括請求している場合のその共用FOMAに係る通信に関する料金については、アからエの規定に準じて取り扱います。</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定める通信は、I S P料金支払いに係る通信、iモードパケットフリー通信、国際ショートメッセージ通信、(7)の2の適用を受ける通信及び(22)の適用を受ける通信等とします。</p>
(16) ～ (17) 削除		
(18) ～ (25) (略)		(略)

2 料金額

2-1 通話モードに係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

(1) (2)以外のもの

ア以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMA 通信料	FOMAからの通信	
	タイプS S及びタイプシンプル	20円 (21.6円)
	タイプS	18円 (19.44円)

F O M A通信料	20円 (22円)
------------	------------

(2) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア (略)

イ ア以外のもの

料 金 種 別	料 金 額
	30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A通信料	50円 (55円)

タイプM	14円 (15.12円)
タイプL	10円 (10.8円)
タイプLL	7.5円 (8.1円)
タイプリミット	20円 (21.6円)
(略)	(略)

イ タイプビジネスのF O M Aからの通信に係るもの

料 金 種 別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
F O M A通信料	10円 (10.8円)	30円 (32.4円)	30円 (32.4円)

(2) ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

ア (略)

イ ア以外のもの

(ア) (イ)以外のもの

料 金 種 別	料 金 額	
	30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
F O M A 通信料	F O M Aからの通信	
	タイプSS及びタイプシンプル	50円 (54円)
	タイプS	45円 (48.6円)
	タイプM	35円 (37.8円)
	タイプL	25円 (27円)
	タイプLL	19円 (20.52円)
	タイプリミット	50円 (54円)
	(略)	(略)

2-1-2 相互接続通信に係るもの
 (1) (2)以外のもの
 ア FOMAの契約者回線からの通信に係るもの
 表 (略)

イ (略)

(2) (略)

2-2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの
 2-2-1 2-2-2以外のもの

(イ) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMA通信料	25円 (27円)	75円 (81円)	75円 (81円)

2-1-2 相互接続通信に係るもの
 (1) (2)以外のもの
 ア FOMAの契約者回線からの通信に係るもの
(ア) (イ)以外のもの
 表 (略)

(イ) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別		料 金 額		
		1分までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
		昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMA通信料	FOMAからの通信	15円 (16.2円)	30円 (32.4円)	30円 (32.4円)

イ (略)

(2) (略)

2-2 64kb/sデジタル通信モードに係るもの
 2-2-1 2-2-2以外のもの
(1) (2)以外のもの

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA デジタル通信 料	FOMAからの通信	
	(略)	(略)
	キッズケータイプラン2	(略)

2-2-2 相互接続通信に係るもの

(1) (2)以外のもの

ア FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

表(略)

料金種別		料金額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA デジタル通信 料	FOMAからの通信	
	タイプSS及びタイプシンプル	36円 (38.88円)
	タイプS	32円 (34.56円)
	タイプM	25円 (27円)
	タイプL	18円 (19.44円)
	タイプLL	14円 (15.12円)
	タイプリミット	36円 (38.88円)
	(略)	(略)
	キッズケータイプラン	(略)

(2) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料金額		
	1分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
	昼間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMAデジタル通信料	18円 (19.44円)	54円 (58.32円)	54円 (58.32円)

2-2-2 相互接続通信に係るもの

(1) (2)以外のもの

ア FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

(ア) (イ)以外のもの

表(略)

(イ) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

イ (略)

(2) (略)

2-3 パケット通信モードに係るもの
 (1) (2)以外のもの

ア～ウ (略)

(2) (略)

2-4～2-5 (略)

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMAデジタル通信料	27円 (29.16円)	54円 (58.32円)	54円 (58.32円)

イ (略)

(2) (略)

2-3 パケット通信モードに係るもの
 (1) (2)以外のもの

ア イからエ以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
FOMAパケット通信料	
累計課金対象パケット数	
150,000課金対象パケット以下の部分	0.2円 (0.216円)
150,000課金対象パケットを超え600,000課金対象パケット以下の部分	0.1円 (0.108円)
600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分	0.05円 (0.054円)
2,000,000課金対象パケットを超える部分	0.02円 (0.0216円)

イ～エ (略)

(2) (略)

2-4～2-5 (略)

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金の適用	
定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次のいずれかに該当するときは、2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 更新期間（定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日までの間をいいます。以下同じとします。）において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。</p> <p>(イ) 2年定期契約の解除と同時に新たにFOMAコビキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>(ウ) FOMAコビキタス定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) 定期契約等の解除と同時に新たに一般契約又はFOMAコビキタス一般契約を締結し、第1（基本使用料）の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(カ) (略)</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、定期契約又はFOMAコビキタス定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにデータ専用プラン（定額データプランを除きます。以下この欄において同じとします。）若しくは限定利用プランに係る一般契約又はXiサービス契約約款に規定するXi契約を締結するとき(アの(ア)の規定に該当するときは除きます。)、2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約等に係る解約金の支払いを留保し、留保解約金として登録します。</p> <p>ウ イの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、留保解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) その留保解約金に係る定期契約等の満了日を含む暦月の前暦月の末日を経過したとき。</p>

第4 定期契約等に係る解約金

1 適用

定期契約等に係る解約金の適用	
定期契約等に係る解約金の適用除外	<p>ア 契約者は、次の場合には2（料金額）の規定にかかわらずその定期契約等に係る解約金の支払いを要しません。</p> <p>(ア) 更新期間において、その定期契約等の解除に係る申出があったとき。</p> <p>(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約若しくはFOMAコビキタス定期契約又はXiサービス契約約款に規定する定期契約若しくはXiコビキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）を締結するとき。</p> <p>(ウ) 2年定期契約の解除と同時に新たにFOMAコビキタス定期契約又はXiサービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) FOMAコビキタス定期契約の解除と同時に新たに2年定期契約又はXiサービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>(カ) 定期契約等の解除と同時に一般契約又はFOMAコビキタス一般契約を締結し、第1（基本使用料）に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(キ) (略)</p> <p>(ク) 第23条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により、当社がFOMAに係る2年定期契約を1年定期契約に更新した場合において、その2年定期契約の更新日を含む暦月又はその翌暦月において、その1年定期契約の解除があったとき。</p> <p>(ケ) 契約期間が起算日（第23条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）に規定するものをいいます。）から起算して2年を超えている2年定期契約（限定利用プランに係るものに限り、）の解除があったとき。</p> <p>(コ) タイプ2in1又はデータ専用プランに係る一般契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定するXiコビキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>イ アの規定によるほか、当社は、定期契約又はFOMAコビキタス定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにタイプ2in1又はデータ専用プラン（定額データプランを除きます。以下この欄において同じとします。）に係る一般契約を締結するときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを留保し、フラット型留保解約金として登録します。</p> <p>ウ イの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、フラット型留保解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) そのフラット型留保解約金に係る定期契約の満了日を経過したとき。</p> <p>(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たにタイプ2in1又はデータ専用プランに係る一般契約を締結したFOMA契約者が、その一般契約の解除と同時に新たに定期契約、FOMAコビキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）又はXiサービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。</p>

	<p>(イ) その一般契約又はX i 契約の解除と同時に新たに2年定期契約、FOMAコピキタス定期契約を締結するとき。</p> <p>(イ) その一般契約若しくはX i 契約を締結した者又はその一般契約若しくはX i 契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) その一般契約を締結したFOMA契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時、又はその一般契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス一般契約若しくはX i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款若しくはX i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>(オ) そのX i 契約を締結したX i 契約者が、X i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時又はそのX i 契約の解除と同時に新たにFOMA契約、FOMAコピキタス一般契約若しくはX i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款若しくはX i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>エ イの場合において、一般契約者又はX i 契約者は、留保解約金に係る定期契約等の満了日を含む暦月の前暦月の末日までの間に、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、アからウのいずれかに該当する場合を除き、留保解約金の支払いを要します。この場合において、2以上の留保解約金及び解約金がある場合は、当該留保解約金及び解約金のうち最も高額となる留保解約金又は解約金の支払いを要します。</p> <p>(ア) その一般契約において契約の解除があったとき（その一般契約の解除と同時に新たにX i 契約を締結するときを除きます。）又は基本使用料の料金種別の変更があったとき（基本使用料の料金種別を定額データプランへ変更するときに限ります。）。</p> <p>(イ) そのX i 契約において契約の解除があったとき（その一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結若しくはその定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結するとき又はそのX i 契約の解除と同時に新たにFOMAサービス契約約款に規定するデータ専用プラン若しくは限定利用プランに係る一般契約を締結するときを除きます。）。</p> <p>オ 契約者は、FOMA契約又はFOMAコピキタス契約を解除した後モイからオの規定の適用を受けるものとします。</p>		<p>(ウ) 2年定期契約の解除と同時に新たにタイプ2in1又はデータ専用プランに係る一般契約を締結したFOMA契約者が、その一般契約の解除と同時に新たに2年定期契約、FOMAコピキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）又はX i サービス契約約款に規定する定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) その一般契約を締結した者又はその一般契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) その一般契約を締結したFOMA契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>(カ) その一般契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス一般契約又はX i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又はX i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>エ イの場合において、契約者は、フラット型留保解約金に係る定期契約の満了日までの間に、新たに契約した一般契約のFOMAの契約の解除又は基本使用料の料金種別の変更があったときは、ウの(イ)から(カ)のいずれかに該当する場合を除き、フラット型留保解約金を支払っていただきます。</p> <p>オ アからエの規定によるほか、当社は、X i サービス契約約款の規定によりフラット型留保解約金が登録されたタイプ2in1又はデータ専用プランに係る一般契約のFOMAについて、次のいずれかに該当するときは、フラット型留保解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) そのフラット型留保解約金に係るX i の定期契約の満了日を経過したとき。</p> <p>(イ) その一般契約の解除と同時に新たにX i に係る定期契約、FOMAに係る2年定期契約又はFOMAコピキタス定期契約（トランシーバプランに係るものを除きます。）を締結するとき。</p> <p>(ウ) その一般契約を締結した者又はその一般契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) その一般契約に係るFOMAにおいて、身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>(オ) その一般契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス一般契約又はX i サービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又はX i サービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなる時。</p> <p>カ オの場合において、契約者は、フラット型留保解約金に係る定期契約の満了日までの間に、新たに契約した一般契約のFOMAの契約の解除又は基本使用料の料金種別の変</p>
--	--	--	---

--	--

	<p>更があったときは、オの(イ)から(オ)のいずれかに該当する場合を除き、フラット型保留解約金を支払っていただきます。</p> <p>キ アからカの規定によるほか、当社は、総合利用プランに係る定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る一般契約を締結する場合であって、その一般契約の締結と同時に電話番号保管を請求するときは、2（料金額）の規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを保留し、フラット型保留解約金として登録します。</p> <p>ク キの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、フラット型保留解約金の登録を削除します。</p> <p>(ア) そのフラット型保留解約金に係る定期契約の満了日を経過したとき。</p> <p>(イ) 総合利用プランに係る2年定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る一般契約を締結した場合であって、その一般契約の締結と同時に電話番号保管を請求したFOMAにおいて、その一般契約の解除と同時に新たに2年定期契約又はXiに係る定期契約を締結するとき。</p> <p>(エ) その一般契約を締結した者又はその一般契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。</p> <p>(オ) その一般契約に係るFOMAにおいて、身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>(カ) その一般契約の解除と同時に新たにFOMACoビキタス一般契約又はXiに係る一般契約を締結する場合であって、この約款又はXiサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。</p> <p>ケ ケの場合において、契約者は、フラット型保留解約金に係る定期契約の満了日までの間に、FOMAの契約を解除したとき又は電話番号保管を廃止したときは、クの(イ)から(カ)のいずれかに該当する場合を除き、フラット型保留解約金を支払っていただきます。</p> <p>コ ケの場合において、当社は、電話番号保管の廃止と同時に基本使用料の料金種別をデータ専用プラン又はタイプ2in1へ変更したときは、ケの規定にかかわらず、フラット型保留解約金の支払を保留し、継続してフラット型保留解約金として登録します。この場合において、フラット型保留解約金については、イからエの規定に準じて取り扱います。</p>
--	--

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	解 約 金 の 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
(略)	(略)

2 料金額

1 契約ごとに

区 分	解 約 金 の 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
1年定期契約に係るもの	3,000円（3,240円）
(略)	(略)

第5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用													
(1) 手続きに関する料金の種別	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ カード発行手数料</td> <td>F O M Aカードの貸与に関する請求（ア欄若しくはオ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ウ～エ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>オ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カ その他の手数料</td> <td>契約者識別番号の変更の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき（イ欄に該当する場合を除きます。）又は第91条の6（ケータイお探しサービス）に規定するケータイお探しサービスを利用したときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	ア(略)	(略)	イ カード発行手数料	F O M Aカードの貸与に関する請求（ア欄若しくはオ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ウ～エ (略)	(略)	オ (略)	(略)	カ その他の手数料	契約者識別番号の変更の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき（イ欄に該当する場合を除きます。）又は第91条の6（ケータイお探しサービス）に規定するケータイお探しサービスを利用したときに支払いを要する料金
料金種別	内 容												
ア(略)	(略)												
イ カード発行手数料	F O M Aカードの貸与に関する請求（ア欄若しくはオ欄の申込みと同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金												
ウ～エ (略)	(略)												
オ (略)	(略)												
カ その他の手数料	契約者識別番号の変更の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき（イ欄に該当する場合を除きます。）又は第91条の6（ケータイお探しサービス）に規定するケータイお探しサービスを利用したときに支払いを要する料金												
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 一般契約の締結と同時に第1（基本使用料）に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなった場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。</p>												

第5 手続きに関する料金

1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用															
(1) 手続きに関する料金の種別	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ カード発行手数料</td> <td>F O M Aカードの貸与に関する請求（ア欄若しくはカ欄の申込み又はF O M Aサービスの利用休止に係る再利用の請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>ウ～エ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>オ 保管手数料</td> <td>第14条の2（F O M Aの電話番号保管）に規定する電話番号保管又は別表2（付加機能）に規定するメールアドレス保管（以下「電話番号保管等」といいます。）を行っている期間において支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>カ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>キ その他の手数料</td> <td>電話番号保管の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき（イ欄に該当する場合を除きます。）又は第91条の6（ケータイお探しサービス）に規定するケータイお探しサービスを利用したときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	ア (略)	(略)	イ カード発行手数料	F O M Aカードの貸与に関する請求（ア欄若しくはカ欄の申込み又はF O M Aサービスの利用休止に係る再利用の請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	ウ～エ (略)	(略)	オ 保管手数料	第14条の2（F O M Aの電話番号保管）に規定する電話番号保管又は別表2（付加機能）に規定するメールアドレス保管（以下「電話番号保管等」といいます。）を行っている期間において支払いを要する料金	カ (略)	(略)	キ その他の手数料	電話番号保管の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき（イ欄に該当する場合を除きます。）又は第91条の6（ケータイお探しサービス）に規定するケータイお探しサービスを利用したときに支払いを要する料金
料金種別	内 容														
ア (略)	(略)														
イ カード発行手数料	F O M Aカードの貸与に関する請求（ア欄若しくはカ欄の申込み又はF O M Aサービスの利用休止に係る再利用の請求と同時に行われたものを除きます。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金														
ウ～エ (略)	(略)														
オ 保管手数料	第14条の2（F O M Aの電話番号保管）に規定する電話番号保管又は別表2（付加機能）に規定するメールアドレス保管（以下「電話番号保管等」といいます。）を行っている期間において支払いを要する料金														
カ (略)	(略)														
キ その他の手数料	電話番号保管の請求その他当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたとき（イ欄に該当する場合を除きます。）又は第91条の6（ケータイお探しサービス）に規定するケータイお探しサービスを利用したときに支払いを要する料金														
(2) 契約事務手数料の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 1年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結する場合及び2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2（料金額）の規定にかかわらず、適用しません。</p> <p>ウ 総合利用プランに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る2年定期契約を締結する場合、データ専用プランに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る2年定期契約を締結する場合、定額データプランスタンダードに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダード2、定額データプランフラット若しくは定額データプラン128Kに係る2年定期契約を締結する場合、定額データプラン</p>														

	ウ (略)	
(3) (略)	(略)	
(4) 携帯電話番号・P H S ポータビリティ手数料の適用 除外	ア 携帯電話・P H S 番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯 電話・P H S 番号ポータビリティ手数料は、(1)欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。	
(5) (略)	(略)	
(6) ~ (7) (略)	(略)	

2 料金額

区 分	料 金 額	
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(1)~(3) (略)	(略)	(略)

	スタンダード 2 及び定額データプランフラット若しくは定額データプラン128 Kに係る2年定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに定額データプランスタンダードに係る2年定期契約を締結する場合の契約事務手数料については、(1)欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。 エ (略) オ F O M A 契約の申込みの承諾を受けた者が、その承諾と同時に2in1利用の申出の承諾を受けた場合の契約事務手数料については、2 (料金額) の規定にかかわらず、1の契約ごとに税抜額 1,000円 (税込額 1,080円)とします。 <u>ただし、当社が別に定める場合は適用しません。</u>	
(3) (略)	(略)	
(4) 携帯電話番号・P H S ポータビリティ手数料の適用 除外	ア 携帯電話・P H S 番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯 電話・P H S 番号ポータビリティ手数料は、(1)欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。 イ F O M A サービスに係る契約 (その契約の締結と同時に2in1利用の申出の承諾を受けたもの又はその契約の締結と同時に契約者が端末設備を購入したことを当社が確認できなかったものに限ります。) について、その契約を締結した日又はその契約を締結したと当社が認める日から起算して90日以内に携帯電話・P H S 番号ポータビリティが行われた場合の携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料は、2 (料金額) の規定にかかわらず、1の契約ごとに税抜額5,000円 (税込額 5,400円)とします。	
(5) (略)	(略)	
(6) 保管手数料の適用	ア F O M A 契約者は、当社が電話番号保管等を開始した日から起算して電話番号保管等を取りやめる請求があった日までの期間について、2 - 2 に規定する料金の支払いを要します。 イ 当社は次のいずれかに該当するときは、2 - 2 に規定する料金を電話番号保管等の日数に応じて日割します。 (ア) 暦月の初日以外の日に電話番号保管等の開始があったとき。 (イ) 暦月の初日以外の日に電話番号保管等を取りやめる請求があったとき。	
(7) ~ (8) (略)	(略)	

2 料金額

2 - 1 2 - 2 以外のもの

区 分	料 金 額	
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(1)~(3) (略)	(略)	(略)

(4) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	アイ以外のもの	1 契約ごとに	2,000 円 (2,200 円)
	イ キッズケータイプラン2に係るもの	1 契約ごとに	3,000円 (3,300円)
(5)～(6) (略)		(略)	(略)

第6～第7 (略)

第2～3表 (略)

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 国際アウトローミング利用料の適用等	<p>ア (略)</p> <p>イ 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(10)の3に規定する控除残額及び繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計(請求の際に確認できなかった料金については確認ができた料金月に累計)した額とし、(5)又は(7)の適用を受ける通信に係るものを除きます。)からその控除残額及び繰越残額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(4) (略)	(略)

(4) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	1 契約ごとに	2,000 円 (2,160 円)
(5)～(6) (略)		(略)

2-2 保管手数料に係るもの

料金種別	単 位	料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
保管手数料	電話番号保管に係るもの	1 契約ごとに	400円 (432円)
	メールアドレス保管に係るもの	1 契約ごとに	100円 (108円)

第6～第7 (略)

第2～3表 (略)

第4表 国際アウトローミング利用料

1 適用

国際アウトローミング利用料の適用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 国際アウトローミング利用料の適用等	<p>ア (略)</p> <p>イ 料金表第1表第3(通信料)の1(適用)の(9)及び(10)の3に規定する控除残額及び繰越残額があるときは、アの規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計(請求の際に確認できなかった料金については確認ができた料金月に累計)した額とし、(5)又は(7)の適用を受ける通信に係るものを除きます。)からその控除残額及び繰越残額を控除した額を適用します。</p> <p>ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
(4) (略)	(略)

(5) パケット通信モードに係る国際アウトローミング利用料の適用	<p>ア 当社は、F O M A 契約者が定額データプランを選択しているとき又は当社が別に定めるパケット定額の適用を受けているときは、別表 9（国際アウトローミング又は国際ショートメッセージ通信に係る外国の電気通信事業者）において事業者名に●が付された外国の電気通信事業者（以下「定額対象事業者」といいます。）が提供する国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードによる通信（以下この欄において「対象通信」といいます。）に関する料金について、2（料金額）の規定にかかわらず、(ア)及び(イ)の規定により算定した額を適用する取扱い（以下「海外パケ・ホーダイ」といいます。）を適用します。</p> <p>表（略） イ～キ（略） （注 1）（略） （注 2） 1 のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）の設定中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、当社が定める方法により料金額を計算します。</p>
(6)～(7)（略）	（略）

2 料金額（略）

第 5 表～第 6 表（略）

第 7 表 その他のサービスに関する料金等

第 1～第 2（略）

第 3 情報料

1 適用

情報料の適用	
(1)～(2)（略）	（略）
(3) 情報料の減額適用	<p>ア F O M A 契約締結後、その F O M A において最初に i Bodymo 及び i モード機能の提供を同時に受けることとなったとき（別表 2（付加機能）に規定する sp モード機能の提供を受けている場合を除きます。）は、その i Bodymo に係る情報料について、その日から起算して 31 日間は支払いを要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。</p> <p>ただし、sp モード機能の提供を受けることとなった場合又は i Bodymo 若しくは i モード機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。</p>

(5) パケット通信モードに係る国際アウトローミング利用料の適用	<p>ア 当社は、F O M A 契約者が定額データプランを選択しているとき又はパケット定額の適用を受けているときは、別表 9（国際アウトローミング又は国際ショートメッセージ通信に係る外国の電気通信事業者）において事業者名に●が付された外国の電気通信事業者（以下「定額対象事業者」といいます。）が提供する国際アウトローミングを利用して行ったパケット通信モードによる通信（以下この欄において「対象通信」といいます。）に関する料金について、2（料金額）の規定にかかわらず、(ア)及び(イ)の規定により算定した額を適用する取扱い（以下「海外パケ・ホーダイ」といいます。）を適用します。</p> <p>表（略） イ～キ（略） （注 1）（略） （注 2） 1 のセッション（当社が通信をできる状態にした時刻から起算してその通信を切断した時刻までの間をいいます。）の設定中に基本使用料の料金種別の変更又はパケット定額に係る選択等があったときは、当社が定める方法により料金額を計算します。</p> <p><u>（注 3） 契約者は、当社がオに規定する料金の算定をするまでの間、当該料金月におけるパケット通信モード又はデータ通信モードに係る通信に関する料金の支払いを要します。</u></p>
(6)～(7)（略）	（略）

2 料金額（略）

第 5 表～第 6 表（略）

第 7 表 その他のサービスに関する料金等

第 1～第 2（略）

第 3 情報料

1 適用

情報料の適用	
(1)～(2)（略）	（略）
(3) 情報料の減額適用	<p>ア F O M A 契約締結後、その F O M A において最初に i Bodymo 及び別表 2（付加機能）に規定する i モード機能の提供を同時に受けることとなったとき（別表 2（付加機能）に規定する sp モード機能の提供を受けている場合を除きます。）は、その i Bodymo に係る情報料について、その日から起算して 31 日間は支払いを要しないものとし、2（料金額）に規定する額から減額して適用します。</p> <p>ただし、sp モード機能の提供を受けることとなった場合又は i Bodymo 若しくは i モード機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。</p>

イ～カ (略)

キ FOMA 契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したときは、契約の解除があった FOMA 契約を締結した日 (その FOMA 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その FOMA 契約を締結した日と当社がみなす日) から継続して FOMA 契約を締結していたものとみなして、アからエの規定を適用します。

2 (略)

第 4～第 5 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提供条件
1～3 (略)	(略)
4 着信短縮ダイヤル機能 (クイックナンバー) (略)	(1) FOMA に限り提供します。 (2)～(8) (略)
5 (略)	(略)
6 (略)	
7 削除	

イ～カ (略)

キ 次の場合には、契約の解除があった FOMA 契約を締結した日 (その FOMA 契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その FOMA 契約を締結した日と当社がみなす日) から継続して FOMA 契約を締結していたものとみなして、アからエの規定を適用します。
(ア) その FOMA 契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。
(イ) その FOMA 契約者が、1 年定期契約の解除と同時に新たに 2 定期契約を締結したとき又は 2 年定期契約の解除と同時に新たに 1 年定期契約を締結したとき。
(ウ) その FOMA 契約者が、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。

2 (略)

第 4～第 5 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能

種 類	提供条件
1～3 (略)	(略)
4 着信短縮ダイヤル機能 (クイックナンバー) (略)	(1) FOMA (共用 FOMA に係るものを除きます。) に限り提供します。 (2)～(8) (略)
5 (略)	(略)
6 (略)	
7 i モード機能 (1) 端末設備のボタン操作により、あらかじめ指定した情報又は選択した情報を i モードセンタを経由して受信 (パケット通信モード又は 64kb/s デジタル通信モードによるものに限ります。) することができるようにする機能 (基本機能) をいいます。 (2) この機能を利用している FOMA 契約者は、当社	(1) FOMA (共用 FOMA に係るもの及び限定利用プランに係るものを除きます。) に限り提供します。 (2) この機能により受けられる情報は、当社が別に定める者により作成されます。 (3) 当社は、i モード電子メールを利用するためのメールアドレスを当社が別に定めるところにより契約者識別番号 1 番号ごとに割り当てます。

				<p>が別に定めるところにより、インターネットサービスをパケット通信モードにより利用することができます。</p> <p>(3) この機能を利用している F O M A 契約者は、i モード電子メール (i モード機能用に当社が割り当てたメールアドレス及び当社が別に定めるメール・プロトコルを使用して当社が設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、受信又は転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)をパケット通信モードにより利用することができます。</p> <p>(4) この機能を利用している F O M A 契約者は、災害用伝言板サービス (災害が発生した場合であって当社が必要と認めるときに、安否に関する情報の登録等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>(5) この機能を利用している F O M A 契約者は、音声文字変換機能 (当社が定める機能を有する端末設備を利用して、パケット通信モードにより、音声 (当社が定める言語等に限り、以下この欄において同じとします。)に係る情報を送信し、その情報を文字、数字及び記号等 (以下この欄において「音声文字列」といいます。)に変換して受信する機能をいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>(6) この機能を利用している F O M A 契約者は、災害用音声お届けサービス (災害が発生した場合であって当社が必要と認めるときに、当社が設置する蓄積装置により、音声ファイル (当社が定める機能を有する端末設備を利用してパケット通信モードにより送信された音声に係る情報をいいます。以下この欄、15 欄及び33欄において同じとします。)の蓄積及び蓄積された音声ファイルの受信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。</p> <p>(7) この機能を利用している F O M A 契約者は、次の①から③に定める機能を追加機能として利用することができます。</p> <p>① i モード電子メール転送機能 i モード電子メールのメールアドレスを変更した場合において、変更前のメールアドレスへ送信された i モード電子メールを変更後のメールアドレスへ転送できるようにする機能をいいます。</p>	<p>ただし、被共用 F O M A については、2 のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(4) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。 ただし、1 の暦月におけるメールアドレス累計変更回数が、当社が定める回数を超えるときは、i モード電子メールアドレスの変更を行うことができない場合があります。</p> <p>(5) 蓄積できる i モード電子メール (i モード電子メールに添付された画像等の情報を含みます。以下 7 欄において同じとします。)の情報量又は数等は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(6) 契約者回線から送信できる i モード電子メールの数は、当社が別に定める数以内とします。</p> <p>(7) 蓄積した i モード電子メールは、当社が別に定める時間が経過したとき又は当社が別に定める回数の受信があったときは、消去されます。</p> <p>(8) (7)の規定によるほか、この機能の利用の中止又はこの機能の提供を受けている被共用 F O M A に係る共用 F O M A の契約の解除等があったときは、既に蓄積されている i モード電子メールが消去されることがあります。この場合、消去されたメールの復元はできません。</p> <p>(9) 当社が別に定める方法により指定した電子メールの蓄積を行わないようにすることができます。</p> <p>(10) (9)の規定によるほか、1 の契約者回線から当社が別に定める数を超える i モード電子メールの送信があった場合に、その数を超える部分の i モード電子メールの蓄積を行わないようにすることができます。</p> <p>(11) この機能を利用して、契約者回線 (当社が定める外国の電気通信事業者が提供する国際アウトローミングに係る電気通信回線を含みます。)に接続されている移動無線装置の所在に係る情報から特定された区域に関する情報を、当社が別に定める方法により送出することができます。</p> <p>(12) 当社は、この機能の利用に関して相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(13) 電波状態等により、この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(14) この機能を利用している契約者は、当社が指定する</p>
--	--	--	--	--	---

				<p>② <u>iモード電子メール等音声文字変換機能</u> <u>iモード電子メール及びショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの作成において、当社が定める機能を有する端末設備を利用して、パケット通信モードにより、音声に係る情報を送信し、その情報を音声文字列に変換して受信する機能をいいます。</u></p> <p>(8) <u>この機能を利用しているFOMA契約者は、特定送信元拒否設定機能（iモード電子メールの利用において、特定のIPアドレス（インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。以下同じとします。）から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があつたものとして取り扱います。</u></p>	<p>方法に限り情報（当社が別に定めるものに限り。）を受信できるようにすること、又は当社が指定する方法により分類された区分の属性を有する文字及び記号等を含む情報であると当社が認定したもの（以下「指定属性情報」といいます。）を受信できないようにすること、並びに当社が別に定める時間帯において情報を受信することができないようにすること（以下この欄において「アクセス制限」といいます。）ができます。</p> <p>(15) <u>アクセス制限（当社が別に定めるものに限り。）を利用して</u>いる契約者は、当社が別に定める方法により、受信できる情報、受信できない情報又は受信できない時間帯を、その契約者が指定すること（以下この欄において「アクセス制限カスタマイズ」といいます。）ができます。</p> <p>(16) <u>当社は、この機能を利用して</u>いる契約者（満18歳に満たない者（法律により成年に達したものとみなされる者を除きます。以下「青少年」といいます。）が利用すると申告した者に限り。）がそのFOMAにおいてアクセス制限を利用しない場合は、その青少年の親権者又は後見人から、当社所定の書面によりその旨を申出てください。</p> <p>(17) <u>契約者（未成年者である場合に限り。）が</u>アクセス制限の廃止又はアクセス制限カスタマイズの利用に関する請求を行うときは、その契約者の親権者又は後見人の同意を得てください。</p> <p>(18) <u>災害用伝言板サービスは、当社が定める期間に限り</u>利用することができます。</p> <p>(19) <u>災害用伝言板サービスを利用して登録された情報</u>については、当社が定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(20) <u>災害用伝言板サービスを利用して登録できる情報</u>の件数等については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(21) <u>当社は、他の契約者回線から災害用伝言板サービスに係る情報の登録の希望があつた旨をiモード電子メールを利用して送信します。</u></p> <p>(22) <u>当社は、災害用伝言板サービスを利用して登録された情報</u>について、その情報を登録した契約者回線に係る指定割引回線群（料金表第1表第3（通信料）に規定するものをいいます。）を構成する他の契約者回線及び(21)に規定する情報の登録の希望があつた契約者回</p>
--	--	--	--	---	--

					<p>線へ i モード電子メールを利用して送信します。</p> <p>ただし、情報を登録した者が送信を希望しない場合はこの限りではありません。</p> <p>(23) 当社は、音声文字変換機能を利用して行う音声文字列への変換の精度について、保証しません。</p> <p>(24) 災害用音声お届けサービスは、当社が定める期間に限り利用することができます。</p> <p>(25) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、F O M A（総合利用プランに係るものであって、i モード機能、15欄に規定するmoperaU機能又は33欄に規定するspモード機能の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線若しくはX i（X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものであって、X i サービス契約約款に規定するmoperaU機能、spモード機能又はiモード機能の提供を受けているものに限ります。）の契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます</p> <p>(26) 災害用音声お届けサービスにより蓄積できる音声ファイルの情報量及び数は、当社が定める数以内とします。</p> <p>(27) (26)に規定する数を超えて音声ファイルを蓄積しようとするときは、蓄積されている音声ファイルのうち、最初に蓄積したものをから順に消去して蓄積します。</p> <p>(28) (27)の規定によるほか、災害用音声お届けサービスを利用して蓄積された音声ファイルについては、当社が定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(29) 当社は、災害用音声お届けサービスにより音声ファイルが蓄積されたときは、ショートメッセージ通信モードにより、その契約者回線へその旨を通知します。</p> <p>(30) 当社は、災害用音声お届けサービスにより蓄積された音声ファイルを受信したときは、ショートメッセージ通信モードにより、音声ファイルの送信元となる契約者回線へその旨を通知します。</p> <p>(31) 契約者は、iモード電子メール転送機能を利用するときは、当社が定める方法により、その機能の利用に係る請求をしていただきます。</p> <p>(32) 当社は、(31)に規定する請求があったときは、その請求を当社が承諾した日から起算して60日間（以下この欄において「転送期間」といいます。）に限り、iモード電子メール転送機能を提供します。</p>
--	--	--	--	--	---

						<p>(33) <u>i モード電子メール転送機能は、転送期間が経過した場合又は契約者識別番号の変更があった場合、廃止されます。</u></p> <p>(34) <u>契約者は、i モード電子メール等音声文字変換機能を利用する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</u></p> <p>(35) <u>当社は、i モード電子メール等音声文字変換機能を利用して行う音声文字列への変換の精度について、保証しません。</u></p> <p>(36) <u>当社が一定時間内に大量又は多数の通信があったと認めた場合には、この機能の一部又は全部の利用を中止することがあります。</u></p> <p>(37) <u>この機能を利用している契約者は、国際ローミング機能の提供を受けている場合において、パケット通信モードによる国際アウトローミングを利用して外国からこの機能を利用することができます。</u> <u>ただし、一部の情報の受信又は送出不可能等、利用できる機能が制限されることがあります。</u></p> <p>(38) <u>この機能を利用している契約者は、64kb /sデジタル通信モードによりmopera機能を利用して特定された情報を受信するための番号の通知を受けることができます。</u></p> <p>(39) <u>一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。）があったときはこの機能は廃止されます。</u></p> <p>(40) <u>契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるこの機能、15欄に規定する moperaU機能、23欄に規定するビジネスmoperaインターネット機能及び33欄に規定するspモード機能の利用に係る請求を行った回数の累計（当社が定める方法により累計します。以下「i モード機能等累計請求回数」といいます。）が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</u></p> <p>(41) <u>当社は、契約者から第14条の2（FOMAの電話番号保管）に規定する電話番号保管の請求と同時に請求があった場合に限り、i モード電子メールのメールアドレス保管（そのメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間、この機能を利用でき</u></p>
--	--	--	--	--	--	--

					<p>ないようにすることをいいます。以下この欄において同じとします。)を行います。</p> <p>(42) 当社は、電話番号保管の請求と同時に i モード電子メールのメールアドレス保管の請求がなかったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(43) 電話番号保管期間が 3 年を経過したときは、電話番号保管期間が 3 年を経過した日においてこの機能は廃止されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が 3 年を経過する前にあらかじめそのことを契約者に通知します。</p> <p>(44) 当社は、契約者がインターネットサービスを利用する場合において、当社が指定する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体により児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判定された情報（以下「児童ポルノ情報」といいます。）を受信できないようにすることがあります。</p> <p>(45) この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(46) F O M A 契約者は、当社が別に定める方法により、特定送信元拒否設定機能を利用できないようにすることができます。</p> <p>(注 1) (14)に規定する当社が別に定めるもの、(15)に規定する当社が別に定めるもの並びに当社が別に定める方法及び(45)に規定する当社が別に定めるところは「i モードご利用規則」に定めるところによります。</p> <p>(注 2) (46)に規定する当社が別に定める方法は、当社のインターネットホームページに定めるところによります。</p>
8 接続先限定機能 (略)	(1) F O M A 及び F O M A コピキタスに限り提供します。 (2) (略)			8 接続先限定機能 (略)	(1) F O M A (共用 F O M A に係るものを除きます。)及び F O M A コピキタスに限り提供します。 (2) (略)
9 (略)				9 (略)	
10 グループ機能 (略)	(1) F O M A 及び F O M A コピキタス（当社が別に定めるものに限り提供します。）に限り提供します。 (2)～ (3) (略)			10 グループ機能 (略)	(1) F O M A (共用 F O M A に係るもの及び料金表第 1 表第 3 (通信料) の 1 (適用) の(7)の 2 に規定するらくらくパケ・ホーダイを選択しているものを除きます。)及び F O M A コピキタス（当社が別に定めるものに限り提供します。）に限り提供します。 (2)～ (3) (略)

<p>11 iモード電子メール転送機能</p> <p>iモード電子メールのメールアドレスを変更した場合において、変更前のメールアドレスへ送信されたiモード電子メールを変更後のメールアドレスへ転送できるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1) iモード機能の提供を受けているFOMAに限り提供します。</p> <p>(2) FOMA契約者は、iモード電子メール転送機能を利用するときは、当社が定める方法により、その機能の利用に係る請求をしていただきます。</p> <p>(3) 当社は、(2)に規定する請求があったときは、その請求を当社が承諾した日から起算して60日間（以下この欄において「転送期間」といいます。）に限り、iモード電子メール転送機能を提供します。</p> <p>(4) iモード電子メール転送機能は、転送期間が経過した場合又は契約者識別番号の変更があった場合、廃止されま</p> <p>す。</p> <p>(5) この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (5)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります。</p>	<p>11 削除</p>	
<p>12 iモード電子メール等音声文字変換機能</p> <p>iモード電子メール及びショートメッセージ通信モードに係る文字メッセージの作成において、当社が定める機能を有する端末設備を利用して、パケット通信モードにより、音声に係る情報を送信し、その情報を音声文字列に変換して受信する機能をいいます。</p>	<p>(1) iモード機能の提供を受けているFOMAに限り提供します。</p> <p>(2) FOMA契約者は、iモード電子メール等音声文字変換機能を利用する場合は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p>(3) 当社は、iモード電子メール等音声文字変換機能を利用して行う音声文字列への変換の精度について、保証しません。</p> <p>(4) この機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (4)に規定する当社が別に定めるところは、「iモードご利用規則」に定めるところによります。</p>	<p>12 削除</p>	
<p>13 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>13 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>14 呼出音選択機能（メロディコール）</p> <p>(略)</p>	<p>(1) spモード機能の提供を受けているFOMAに限り提供します。</p> <p>(2) ～(8) (略)</p> <p>(注1) ～ (注2) (略)</p>	<p>14 呼出音選択機能（メロディコール）</p> <p>(略)</p>	<p>(1) iモード機能又はspモード機能の提供を受けているFOMAに限り提供します。</p> <p>(2) ～(8) (略)</p> <p>(注1) ～ (注2) (略)</p>
<p>15 moperaU機能</p> <p>(1) ～(5) (略)</p>	<p>(1) ～(9) (略)</p> <p>(10) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、Xi（Xiサービス契約約款に規定する総合利</p>	<p>15 moperaU機能</p> <p>(1) ～(5) (略)</p>	<p>(1) ～(9) (略)</p> <p>(10) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、FOMA（総合利用プランに係るものであって、</p>

	<p>用プランに係るものであって、X i サービス契約約款に規定するmoperaU機能又はspモード機能の提供を受けているものに限ります。)の契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。</p> <p>(11)～(28) (略)</p> <p>(29) 当社は、契約者がインターネットサービスを利用する場合において、当社が指定する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体により児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判定された情報(以下「児童ポルノ情報」といいます。)を受信できないようにすることがあります。</p> <p>(30) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるこの機能、23欄に規定するビジネスmoperaインターネット機能及び33欄に規定するspモード機能の利用に係る請求を行った回数の累計(当社が定める方法により累計します。以下「spモード機能等累計請求回数」といいます。)が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</p> <p>(31)～(32) (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>		<p>moperaU機能、7欄に規定するiモード機能又は33欄に規定するspモード機能の提供を受けているものに限ります。)の契約者回線若しくはX i (X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものであって、X i サービス契約約款に規定するmoperaU機能、spモード機能又はiモード機能の提供を受けているものに限ります。)の契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。</p> <p>(11)～(28) (略)</p> <p>(29) 当社は、契約者がインターネット接続サービスを利用する場合において、児童ポルノ情報を受信できないようにすることがあります。</p> <p>(30) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるiモード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</p> <p>(31)～(32) (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>
16～19 (略)	(略)	16～19 (略)	(略)
20 位置情報受信機能 (略)	<p>(1) iモード機能又はspモード機能の提供を受けているFOMAに限り提供します。</p> <p>(2)～(18) (略)</p> <p>(注) (略)</p>	20 位置情報受信機能 (略)	<p>(1) iモード機能又はspモード機能の提供を受けているFOMA(共用FOMAに係るものを除きます。)に限り提供します。</p> <p>(2)～(18) (略)</p> <p>(注) (略)</p>
21～22 (略)	(略)	21～22 (略)	
23 ビジネスmoperaインターネット機能 (1)～(2) (略)	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるspモード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請</p>	23 ビジネスmoperaインターネット機能 (1)～(2) (略)	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるiモード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求</p>

	<p>求を行うことができない場合があります。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>		<p>を行うことができない場合があります。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(注1)～(注2) (略)</p>
24～27 (略)	(略)	24～27 (略)	(略)
28 情報自動受信機能 (i コンシェル)	<p>(1) i モード機能及び i モードケータイデータお預かり機能の提供を受けている F O M A 又は sp モード機能の提供を受けている F O M A 又は F O M A コピキタス (sp モードケータイデータお預かり機能を利用しているものに限り提供します。)</p> <p>(2) ～(9) (略)</p>	28 情報自動受信機能 (i コンシェル)	<p>(1) i モード機能及び i モードケータイデータお預かり機能の提供を受けている F O M A (共用 F O M A に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。) 又は sp モード機能の提供を受けている F O M A 又は F O M A コピキタス (sp モードケータイデータお預かり機能を利用しているものに限り提供します。)</p> <p>(2) ～(9) (略)</p>
31 番号変換機能 (F O M A オフィスリンク) (略)	<p>(1) F O M A に限り提供します。</p> <p>(2) ～(11) (略)</p>	31 番号変換機能 (F O M A オフィスリンク) (略)	<p>(1) F O M A (共用 F O M A に係るものを除きます。) に限り提供します。</p> <p>(2) ～(11) (略)</p>
32 (略)		32 (略)	
33 spモード機能	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この機能を利用している F O M A 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備 (この機能を利用するために必要な機能を有するものに限り提供します。以下この欄において同じとします。) 等に記録されたデータの一部を、当社が設置した電気通信設備 (以下この欄において「spモードケータイデータ蓄積装置」といいます。) において保存、編集若しくは削除等の管理又はその蓄積装置に保存されたデータを受信できる機能 (以下この欄において「spモードケータイデータお預かり機能」といいます。) を利用することができます。</p> <p>(5) この機能を利用している F O M A 契約者は、災害用伝言板サービスを利用することができます。(災害用伝言板サービス (災害が発生した場合で当社が必要と認めるときに、安否に関する情報の登録等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。))</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) この機能を利用している F O M A 契約者は、特定送信元/ウイルスメール拒否設定機能 (spモード</p>	33 spモード機能	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) メールアドレスの変更は、当社が別に定める場合に限り行うことができます。</p> <p>ただし、1 の暦月における spモード電子メールアドレスの変更を行った回数及び i モード電子メールアドレスの変更を行った回数の累計 (当社が定める方法により累計します。以下「メールアドレス累計変更回数」といいます。) が、当社が定める回数を超えるときは、spモード電子メールアドレスの変更を行うことができません。</p> <p>(7)～(23) (略)</p> <p>(24) 災害用音声お届けサービスによる音声ファイルの蓄積は、F O M A (通話モードによる通信を行うことができるものであって、spモード機能又は15欄に規定する moperaU機能の提供を受けているものに限り提供します。) の契約者回線若しくは X i (X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るものであって、X i サービス契約約款に規定する moperaU機能又は spモード機能の提供を受けているものに限り提供します。) の契約者回線又は当社が定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線からの音声ファイルの送信に限り、行うことができます。</p>

<p>電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、特定のIPアドレス（インターネットサービスに接続された通信機器を識別するための番号をいいます。）から送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があったものとして取り扱います。</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p>(25) ～(32) (略)</p> <p>(33) 当社は、この機能を利用している契約者（満18歳に満たない者（法律により成年に達したものとみなされる者を除きます。以下「青少年」といいます。）が利用すると申告した者に限ります。）がそのFOMAにおいてspモードフィルタを利用しない場合は、その青少年の親権者又は後見人から、当社所定の書面によりその旨を申出ていただきます。</p> <p>(34) ～(40) (略)</p> <p>(41) 当社は、電話番号保管の請求と同時にspモード電子メールアドレス保管の請求がなかったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(42) ～(44) (略)</p> <p>(45) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるspモード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</p> <p>(46) ～(49) (略)</p> <p>(注1) ～ (注3) (略)</p>	<p>電子メールの送受信時において、コンピュータウイルスについて当社が認定したものを検知し、それを消去若しくはそのコンピュータウイルスを含む電子メールの一部若しくは全部を消去する又はspモード電子メールの利用において、特定のIPアドレスから送信された電子メールを蓄積しない機能をいいます。）を利用する意思表示があったものとして取り扱います。</p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p>(25) ～(32) (略)</p> <p>(33) 当社は、この機能を利用している契約者（青少年が利用すると申告した者に限ります。）がそのFOMAにおいてspモードフィルタを利用しない場合は、その青少年の親権者又は後見人から、当社所定の書面によりその旨を申出ていただきます。</p> <p>(34) ～(40) (略)</p> <p>(41) 当社は、電話番号保管の請求と同時にspモード電子メールのメールアドレス保管の請求がなかったときは、この機能を廃止します。</p> <p>(42) ～(44) (略)</p> <p>(45) 契約者は、この機能の利用に係る請求を行う日を含む暦月におけるiモード機能等累計請求回数が当社が定める回数を超えるときは、この機能の利用に係る請求を行うことができない場合があります。</p> <p>(46) ～(49) (略)</p> <p>(注1) ～ (注3) (略)</p>
34～39 (略)		34～39 (略)	
40 はなして翻訳機能	<p>(1) moperaU機能又はspモード機能の提供を受けているFOMAに限り提供します。</p> <p>(2)</p> <p>(3) ～(5) (略)</p> <p>(注) (略)</p>	40 はなして翻訳機能	<p>(4) moperaU機能又はspモード機能の提供を受けているFOMA（共用FOMAに係るものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>(5) ～(5) (略)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>45 遠隔管理機能（あんしんマネージャー）</p> <p>(1) 基本機能</p> <p>当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(1) FOMAに限り提供します。</p> <p>(2) 遠隔管理機能には、タイプA（iモード機能の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプBに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）、タイプB（spモード機能（33欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）、（moperaU機能（15欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）又は（ビジネスmoperaインターネット機能（23欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプAに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）、タイ</p>	<p>45 遠隔管理機能（あんしんマネージャー）</p> <p>(1) 基本機能</p> <p>当社のインターネットホームページ等から、次のア又はイに定める機能のうち、契約者が選択した機能に係る操作を行うことができる機能をいいます。</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(1) FOMA（共用FOMAに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(2) 遠隔管理機能には、タイプA（iモード機能（7欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプBに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）、タイプB（spモード機能（33欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）、（moperaU機能（15欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）又は（ビジネスmoperaインターネット機能（23欄に規定するものをいいます。以下、この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限りま</p>

ブC（iモード機能、spモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているものに限り、）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプA又はタイプBに係るものを除きます。）の提供を受けているものに限り、）及びタイプD（spモード機能の提供を受けているものに限り、）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプA、タイプB又はタイプCに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）があります。

(3)～(16) (略)
(注) (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地		(略)			

す。）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプAに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）、タイプC（iモード機能、spモード機能、moperaU機能又はビジネスmoperaインターネット機能の提供を受けているものに限り、）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプA又はタイプBに係るものを除きます。）の提供を受けているものに限り、）及びタイプD（spモード機能の提供を受けているものに限り、）に接続されている端末設備（当社が定めるもの（タイプA、タイプB又はタイプCに係るものを除きます。）に限り利用することができます。）があります。

(3)～(16) (略)
(注) (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域	事業者名	(略)			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方		(略)			
アジア地		(略)			

オセアニア地方	大韓民国	(略)	(略)			
		LG Uplus Corp	△1	二	△A △● △☆	△
	(略)					
	(略)					
	キリバス共和国	Amalgamated Telecom Holdings Kiribati Limited	5	-	A	○
		(略)				
	ソロモン諸島	Solomon Telekom Company Ltd	(略)	(略)	A ● ★	(略)
		(略)	(略)			
		(略)				

オセアニア地方	大韓民国	(略)	(略)			
	(略)					
	(略)					
	キリバス共和国	Amalgamated Telecom Holdings Kiribati Limited	△5	-	△A	△
		(略)				
	ソロモン諸島	Solomon Telekom Company Ltd	(略)	(略)	△A △● △★	(略)
		(略)	(略)			
		(略)				

ヨーロッパ地方	(略)					
	ベラルーシ共和国	Unitary enterprise A1	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	Company for communication services A1 Makedonija DOOEL Skopje	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
アフリカ地方	(略)					
(略)						

ヨーロッパ地方	(略)					
	ベラルーシ共和国	Unitary enterprise velcom	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)			
	(略)					
	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	one.Vip DOOEL Skopje	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
アフリカ地方	(略)					
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 11 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、令和元年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

2 (略)

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

別表 10 通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係る取扱地域

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦（7）、キリバス共和国（7）クック諸島（7）、クリスマス島（7）、サモア独立国（7）、ソロモン諸島（7）、トンガ王国（7）、ナウル共和国（7）、ニューカレドニア（7）、ニュージーランド（7）、バヌアツ共和国（7）、パプアニューギニア独立国（4）、パラオ共和国（5）、フィジー共和国（7）、仏領ポリネシア（7）、△米領サモア（4）ミクロネシア連邦（4）
ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)

2 (略)

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、令和元年 11 月 30 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

1 通話モードに係るもの

区 分	取 扱 地 域
南・北アメリカ地方	(略)
アジア地方	(略)
オセアニア地方	オーストラリア連邦（7）、△キリバス共和国（7）クック諸島（7）、クリスマス島（7）、サモア独立国（7）、ソロモン諸島（7）、トンガ王国（7）、ナウル共和国（7）、ニューカレドニア（7）、ニュージーランド（7）、バヌアツ共和国（7）、パプアニューギニア独立国（4）、パラオ共和国（5）、フィジー共和国（7）、仏領ポリネシア（7）、△米領サモア（4）ミクロネシア連邦（4）
ヨーロッパ地方	(略)
アフリカ地方	(略)

2 (略)

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては、令和元年 7 月 31 日までの間において取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則（令和元年 9 月 24 日経企第 1605 号）

（実施期日）

- 1 この附則は、令和元年 10 月 1 日から実施します。
（料金の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のおとりとします。
（タイプ S S 等に係る経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているタイプ S S、タイプ S、タイプ M、タイプ L、タイプ L L、タイプシンプル、タイプリミット及びタイプビジネス（以下この附則において「タイプ S S 等」といいます。）の F O M A 並びにタイプ S S 2in1、タイプ S 2in1、タイプ M 2in1、タイプ L 2in1、タイプ L L 2in1、タイプビジネス 2in1 及びタイプ 2in1（以下この附則において「タイプ S S 2in1 等」といいます。）の F O M A（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 定期契約の満了

ア タイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等に係る定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して次表に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

区 分	期間
1 年定期契約	1 年
2 年定期契約	2 年

イ 当社は、定期契約について、その契約の満了日の翌日に同一種別の定期契約に更新します。

ただし、(2)のイに規定する複数回線複合割引を選択している F O M A に係る 2 年定期契約について、その契約に係る経過期間（(2)のウに規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が 120 か月超であるときは、その契約の更新の際に、1 年定期契約に更新します。

ウ イの規定により更新された定期契約は、その更新日から起算してアに規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

エ 当社は、アからウに規定する定期契約の満了について、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

(2) 基本使用料

ア 基本使用料は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により選択している基本使用料の料金種別に応じて次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料 金 額（月額）	
			次の税抜額（かっこ内は税込額）	
F O M A	共用 F O M A 以外のもの	バリュープラン	タイプ S S	1,864 円(2,050.4 円)
			タイプ S	3,000 円 (3,300 円)
			タイプ M	5,000 円 (5,500 円)
			タイプ L	8,000 円 (8,800 円)
			タイプ L L	13,000 円 (14,300 円)
			タイプシンプル	1,483 円(1,631.3 円)
			タイプリミット	2,600 円 (2,860 円)

		タイプビジネス	8,200 円 (9,020 円)
	バリュープラン 以外のもの	タイプS S	3,600 円 (3,960 円)
		タイプS	4,600 円 (5,060 円)
		タイプM	6,600 円 (7,260 円)
		タイプL	9,600 円 (10,560 円)
		タイプL L	14,600 円 (16,060 円)
		タイプシンプル	3,083 円(3,391.3 円)
		タイプリミット	4,200 円 (4,620 円)
		タイプビジネス	9,800 円 (10,780 円)
		共用 F O M Aに係るもの	タイプS S 2in1
	タイプS 2in1		3,000 円 (3,300 円)
	タイプM 2in1		5,000 円 (5,400 円)
	タイプL 2in1		8,000 円 (8,640 円)
	タイプL L 2in1		13,000 円 (14,300 円)
	タイプビジネス 2in1		8,200 円 (9,020 円)
	タイプ 2in1		800 円 (880 円)

イ アに規定する基本使用料の料金種別の選択については、次に定めるところによります。

(ア) バリュープランの選択については、F O M A サービス取扱所において当社が定める端末設備をF O M A 契約者又はその関係者が購入した際に限り、その購入者から指定のあった1のF O M Aにおいて、選択することができます。

ただし、バリュープランに係る料金種別相互間の変更を行うときは、この限りではありません。

(イ) (ア)の規定によるほか、F O M A 契約者から当社が定める端末設備（移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるものであって、技術基準適合証明規則様式第7号又は第14号の表示により、当社が無線設備規則に適合していることが確認できるもの及び当社のF O M Aサービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。）の提示があったときは、そのF O M A 契約者から指定のあった1のF O M Aにおいてバリュープランを選択することができます。

(ウ) 定期契約を締結しているときは、タイプ 2in1 を選択できません。

(エ) 被共用 F O M A であるときは、タイプS S等に限り選択することができます。

(オ) タイプリミットを選択している契約者は、利用限度額（通信及び有料情報の利用に関する限度となる額をいいます。以下この附則において同じとします。）をあらかじめ設定することにより、当社が請求することとなる通信に関する料金及び有料情報サービスの料金等の概算額（当社が別に定める方法により算定した額とします。以下この附則において同じとします。）が利用限度額を超えたことを当社が確認した後の別に定めるときから当該料金月の末日までの間（当該料金月の末日までの間に利用限度額の増額によってその概算額が増額後の利用限度額を下回ったときは、そのことを当社が確認するまでの間）、そのF O M Aに係る通信をできないようにすることができます。

ただし、通話モード、64kb/s デジタル通信モード若しくはショートメッセージ通信モードによる契約者回線への通信、利用限度額の変更若しくは付加機能の利用に係る設定等に係る通信、契約者があらかじめ指定した3以内の契約者回線への通信又は第4項に規定するパケ・ホーダイダブル等、(3)のイの(イ)の適用を受ける通信若しくは(3)のオの(ア)の①の適用を受ける通信等については、この限りではありません。

(カ) タイプS S等及びタイプS S 2in1 等に係るF O M A契約の解除と同時に新たにX i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係るX i 契約を締結したときは、そのX i 契約の締結の日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

ウ アに規定する基本使用料の減額適用及び割引の適用については次の(ア)から(オ)に定めるところによるほか、なお従前のとおりとし

ます。

(ア) タイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等の F O M A の基本使用料については、当該暦月のその F O M A 契約に係る経過期間に応じて次表に定める額を減額します。

① ②以外のもの

1 契約ごとに

経過期間	基本使用料の減額（月額）	
	アに規定する額に次の係数を乗じて得た額	
	一般契約に係るもの（継続利用割引サービス）	1年定期契約に係るもの（いちねん割引）
12か月まで	-	0.10
12か月超え24か月まで	0.07	0.12
24か月超え36か月まで	0.08	0.14
36か月超え48か月まで	0.10	0.16
48か月超え60か月まで	0.12	0.18
60か月超え72か月まで	0.15	0.20
72か月超え84か月まで	0.15	0.21
84か月超え96か月まで	0.15	0.22
96か月超え108か月まで	0.15	0.23
108か月超え120か月まで	0.15	0.24
120か月超	0.15	0.25

② 2年定期契約に係るもの（ひとりでも割 50/ファミ割 M A X 50/ビジネス割 50）

1 契約ごとに

基本使用料の減額（月額）
アに規定する額に0.50を乗じて得た額

(イ) (ア)に規定する経過期間は、その契約に基づき契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日のときはその暦月から、暦月の初日以外のときはその提供を開始した日を含む暦月の翌暦月から起算します。

(ウ) 契約者回線の提供の開始があった日を含む暦月の基本使用料については、(イ)の規定にかかわらず、(ア)に規定する12か月までの基本使用料の減額を適用します。

(エ) 定期契約の満了に伴いその契約の更新があった場合の更新後の定期契約に係る経過期間は、(イ)及び(ウ)の規定にかかわらず、更新前の定期契約に係る経過期間の起算月から起算するものとします。

(オ) 料金表通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算出した額を日割して適用します。

Ⅰ 複数回線複合割引（ファミリー割引）の適用は次に定めるところによります。

(ア) 割引回線群（複数回線複合割引を選択する F O M A 及び X i （以下この附則において「割引選択回線」といいます。）により構成される回線群をいいます。以下このⅠにおいて同じとします。）を構成するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等の F O M A の基本使用料（基本使用料の料金種別がタイプ 2in1 であるもの、2年定期契約を締結しているもの及びかに規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものを除きます。）から次表に規定する額の割引を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の減額（月額）

アに規定する額に0.25を乗じて得た額

(イ) 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定により基本使用料を日割するとき、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

(ウ) 当社は、複数回線複合割引に係る1の割引回線群を構成する割引選択回線に関するFOMA契約者若しくはXi契約者又はその割引回線群を指定して複数回線複合割引を選択する申出をすることができる者（以下このエにおいて「FOMA契約者等」といいます。）に対し、そのFOMA契約者等がXiサービス契約約款に規定する複数回線複合割引等の適用を受けているXiに係る基本使用料割引又は特定Xi等のXiに係る基本使用料割引の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その割引回線群を構成する割引選択回線に係る契約に関する事項を開示することがあります。

オ 定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用は、次に定めるとおりとします。

(ア) 当社が別に定める方法により料金その他の債務を契約者ごと一括して請求（以下この附則において「一括請求」といい、その契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者に限りま）に係る料金等と合わせて請求する場合を含みます。）しているタイプSS等及びタイプSS 2in1等のFOMAに係る基本使用料（料金種別がタイプ2in1プランであるものを除きます。以下このオにおいて同じとします。）について、次表に規定する額の割引を適用します。

一括請求ごとに

区 分		基本使用料の割引額（月額）
割引選択期間	最低利用額	一括請求に係る各々のFOMAの基本使用料に次の係数を乗じて得た額の合計額
1年	100万円	0.35
	500万円	0.36
	1,000万円	0.37
	3,000万円	0.38
	5,000万円	0.39
2年	10万円	0.32
	50万円	0.35
	100万円	0.38
	500万円	0.39
	1,000万円	0.40
	3,000万円	0.41
	5,000万円	0.42
3年	10万円	0.35
	50万円	0.38
	100万円	0.41
	500万円	0.42
	1,000万円	0.43

	3,000 万円	0.44
	5,000 万円	0.45

(イ) 契約者は、定期包括割引（以下このオにおいて「本割引」といいます。）を選択しているときは、一括請求ごとに月額で税抜額 3,000 円（税込額 3,300 円）を支払っていただきます。

ただし、その一括請求に係る料金その他の債務が X i に係る料金等一括して請求されている場合は、その支払いを要しません。

(ウ) 本割引は、次のいずれかに該当する場合は、選択することができません。

- ① その F O M A の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。
- ② その契約者が、一括請求に係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- ③ その F O M A が契約者以外の者（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものを除きます。以下この附則において同じとします。）の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。
- ④ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(エ) 本割引を選択している契約者は、(ア)に規定する区分の変更（割引選択期間を短縮する変更又は最低利用額を 100 万円以上から 10 万円若しくは 50 万円とする変更を除きます。）を行うことができます。この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む暦月の翌暦月から適用します。

(オ) 契約者は、その一括請求に係る全ての F O M A について、約款の規定により本割引の適用が開始された暦月から起算して、あらかじめ申出のあった割引選択期間が経過する前に、その全てについて本割引が廃止された場合は、その割引選択期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

一括請求ごとに

割引選択期間	支 払 い を 要 す る 額	
	本割引の適用を開始した暦月から起算してその廃止のあった暦月までの本割引に係る基本使用料の割引額を合計した額に次の係数を乗じて得た額	
1 年		0.75
2 年		0.73
3 年		0.71

(カ) 本割引の適用を受けている F O M A については、ウに規定する基本使用料の減額は適用しません。

(キ) (イ)に規定する定額料については、日割は行いません。

(ク) 料金表通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定により基本使用料を日割するときは、(ア)の規定により算定した額を日割して適用します。

カ 身体障がい者等割引（ハータ割引）の適用は次に定めるところによります。

(ア) 身体障がい者等（身体障がい者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、知的障がい者（療育手帳制度について（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）、精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は特定疾患患者（特定疾患治療研究事業について（昭和 48 年厚生省衛発 242 号）に規定される対象の疾患であることについて各都道府県から証明書（以下特定疾患患者証明書とします。）の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）又は指定難病患者（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 4 項の規定により各都道府県から医療受給者証の交付を受けている者をいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）が当社と締結している F O M A 又は身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われている F O M A の基本使用料について、契約者からの選択により次表に規定する額の割引を適用します。

1 契約ごとに

基本使用料の減額	(月額)
アに規定する額に0.60を乗じて得た額	

(イ) 身体障がい者等割引（以下このかにおいて「本割引」といいます。）を選択している契約者は、次のことを守っていただきます。
 ① 契約者（その F O M A 等において身体障がい者等を登録利用者として利用者登録が行われているときは、その登録利用者）が、障害者手帳等を返還した場合その他身体障がい者等に該当しなくなった場合は、遅滞なくその旨を当社に届け出ること。

② その他本割引の適用に関する取扱いを適正に運用するために必要な限りにおいて当社がとる措置に従っていただくこと。

(イ) 本割引の適用を受けている F O M A については、アに規定する一般契約に係る基本使用料の減額は適用しません。

(ウ) 料金表通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定により基本使用料を日割するときは、ウの規定により算定した額を日割して適用します。

キ 損害賠償額等の算定に係る適用は次のとおりとします。

(ア) タイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等の F O M A において、第 54 条（通信の種類等）に規定する通信の種類のうち次の①及び②に区分する種類の通信のみが利用できなかった場合の第 64 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する支払いを要しない料金及び第 80 条（責任の制限）第 2 項に規定する損害を賠償する額の算定に当たっては、その基本使用料の額を利用できなかった通信の種類に応じて、次の①及び②に規定する額とみなします。

① タイプ S S 等の F O M A に係るもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	その F O M A の基本使用料から 410 円を控除した額
64kb/s デジタル通信モード	200 円 (220 円)
パケット通信モード	200 円 (220 円)
ショートメッセージ通信モード	10 円 (11 円)

② タイプ S S 2in1 等の F O M A に係るもの

1 契約ごとに

区 分	基本使用料の額（月額）
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
通話モード	その F O M A の基本使用料から 210 円を控除した額
64kb/s デジタル通信モード	200 円 (220 円)
ショートメッセージ通信モード	10 円 (11 円)

(3) 通信料

ア 通信料の額は、次の(ア)から(エ)に定めるところによります。

(ア) 通話モードに係るもの

① ②以外のもの

A B 以外のもの

a b 以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30 秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M A 通信料	F O M A からの通信	20 円 (22 円)
	タイプ S S 及びタイプシンプル	

	タイプS	18円 (19.8円)
	タイプM	14円 (15.4円)
	タイプL	10円 (11円)
	タイプLL	7.5円 (8.25円)
	タイプリミット	20円 (22円)

b タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMA通信料	10円 (11円)	30円 (33円)	30円 (33円)

B ワイドスター通信サービスの契約者回線等への通信に係るもの

a ワイドスター通信サービス契約約款に規定する第1種ワイドスターの契約者回線等への通信に係るもの

料金種別	料金額	
FOMA通信料	FOMAからの通信	Aに規定する料金額と同額

b a以外のもの

(a) (b)以外のもの

料金種別	料 金 額	
	30秒までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
FOMA通信料	FOMAからの通信	
	タイプSS及びタイプシンプル	50円 (55円)
	タイプS	45円 (49.5円)
	タイプM	35円 (38.5円)
	タイプL	25円 (27.5円)
	タイプLL	19円 (20.9円)
	タイプリミット	50円 (55円)

(b) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMA通信料	25円 (27.5円)	75円 (82.5円)	75円 (82.5円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
FOMA通信料	FOMAからの通信	①のAのaに規定する料金額と同額

(b) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額		
		1分までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）		
		昼 間	夜間及び深夜・早朝	
土曜日・日曜日・祝日				
FOMA通信料	FOMAからの通信	15円 (16.5円)	30円 (33円)	30円 (33円)

b FOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)
FOMA通信料	FOMAへの通信	30秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		次の秒数までごとに税込額10円
FOMA通信料	FOMAへの通信	15.5秒

B KDDI株式会社との間に設置した相互接続点（当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限り、）への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料 金 額
FOMA通信料	FOMAからの通信	Aのaに規定する料金額と同額

(イ) 64kb/sデジタル通信モードに係るもの

① ②以外のもの

A B以外のもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の税抜額（かっこ内は税込額）
FOMA デジタル通信料	FOMAからの通信	
	タイプS S及びタイプシンプル	36円 (39.6円)
	タイプS	32円 (35.2円)
	タイプM	25円 (27.5円)

	タイプL	18円 (19.8円)
	タイプLL	14円 (15.4円)
	タイプリミット	36円 (39.6円)

B タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMAデジタル通信料	18円 (19.8円)	54円 (59.4円)	54円 (59.4円)

② 相互接続通信に係るもの

A B以外のもの

a FOMAの契約者回線からの通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料金額
FOMAデジタル通信料	FOMAからの通信	①のAのaに規定する料金額と同額

(b) タイプビジネスのFOMAからの通信に係るもの

料金種別	料 金 額		
	1分までごとに次の税抜額 (かっこ内は税込額)		
	昼 間	土曜日・日曜日・祝日	夜間及び深夜・早朝
FOMAデジタル通信料	27円 (29.7円)	54円 (59.4円)	54円 (59.4円)

b FOMAサービスの契約者回線等への通信に係るもの

(a) (b)以外のもの

料 金 種 別		料金額
		次の秒数までごとに税抜額10円 (税込額11円)
FOMAデジタル通信料	FOMAへの通信	16.5秒

(b) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する公衆電話の電話機等からの通信に係るもの

料 金 種 別		料金額
		次の秒数までごとに税込額10円
FOMAデジタル通信料	FOMAへの通信	8.5秒

B KDDI株式会社との間に設置した相互接続点 (当社が別に定める電気通信サービスに係るものに限り。.)への通信に係るもの

その相互接続通信に伴うKDDI株式会社の他社相互接続通信と合わせて次表により算定した額から、KDDI株式会社の契約約款の規定により算定したその他社相互接続通信の料金額を控除した額

料 金 種 別		料金額
F O M Aデジタル通信料	F O M Aからの通信	Aのaに規定する料金額と同額

(ウ) パケット通信モードに係るもの

① ②以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別		料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M Aパケット通信料		
累計課金対象パケット数		
150,000課金対象パケット以下の部分		0.2円 (0.22円)
150,000課金対象パケットを超え600,000課金対象パケット以下の部分		0.1円 (0.11円)
600,000課金対象パケットを超え2,000,000課金対象パケット以下の部分		0.05円 (0.055円)
2,000,000課金対象パケットを超える部分		0.02円 (0.022円)

② I S P料金支払いに係る通信又はiモードパケットフリー通信に関するもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	区 分	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M Aパケット通信料	下欄以外の場合	0.12円 (0.132円)
	その通信の相手先となるI S P接続通信に係る協定事業者又はiモードパケット・フリーサービスの利用者が、当社が別に定める料金の支払いを要する者である場合	0.012円 (0.0132円)

(エ) ショートメッセージ通信モードに係るもの

① ②以外のもの

送信1回ごとに

料 金 種 別		料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F	1～70文字	3円 (3.3円)
O	(半角英数字のみの場合1～160文字)	
M	71～134文字	6円 (6.6円)
A	(半角英数字のみの場合161～306文字)	
シ	135～201文字	9円 (9.9円)
ヨ	(半角英数字のみの場合307～459文字)	
ー	202～268文字	12円 (13.2円)
ト	(半角英数字のみの場合460～612文字)	

メッセージ通信料	269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)	15円 (16.5円)
	336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)	18円 (19.8円)
	403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)	21円 (23.1円)
	470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)	24円 (26.4円)
	537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1377文字)	27円 (29.7円)
	604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字)	30円 (33円)

② 国際ショートメッセージ通信に係るもの

送信1回ごとに

料金種別		料金額
FOMA国際ショートメッセージ通信料	1～70文字 (半角英数字のみの場合1～160文字)	50円
	71～134文字 (半角英数字のみの場合161～306文字)	100円
	135～201文字 (半角英数字のみの場合307～459文字)	150円
	202～268文字 (半角英数字のみの場合460～612文字)	200円
	269～335文字 (半角英数字のみの場合613～765文字)	250円
	336～402文字 (半角英数字のみの場合766～918文字)	300円
	403～469文字 (半角英数字のみの場合919～1071文字)	350円
	470～536文字 (半角英数字のみの場合1072～1224文字)	400円
537～603文字 (半角英数字のみの場合1225～1377文字)	450円	
604～670文字 (半角英数字のみの場合1378～1530文字)	500円	

イ 通信料に係る控除可能額の適用は次のとおりとします。

(ア) タイプS S等及びタイプS S 2in1等のFOMAの通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含まず。以下この欄において同じとします。)については、アの規定により算定した額の月間累計額(料金月単位で累計した額とします。以下このイにおいて同じとします。)から次表に規定する控除可能額(ウに規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。)と(イ)に規定する繰越額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

1契約ごとに

基本使用料の料金種別	控除可能額
タイプS S及びタイプS S 2in1	1,000円
タイプS S及びタイプS S 2in1	2,000円

タイプM及びタイプM 2in1	4,000円
タイプL及びタイプL 2in1	6,000円
タイプLL及びタイプLL 2in1	11,000円
タイプシンプル	-
タイプリミット	2,200円
タイプビジネス及びタイプビジネス 2in1	5,500円
タイプ2in1	-

(イ) この欄において繰越額とは、(ア)の表中のただし書の場合におけるその控除可能額（ウに規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）と月間累計額（当該料金月において控除可能な繰越額がある場合は、その額を控除した後の額とします。）の差額をいいます。

ただし、(エ)の規定によりその繰越額が国際アウトローミング利用料等から控除されたとき又は(2)のオの規定の適用を受けたときは、その控除された額を繰越額から差し引いて適用します。

(ウ) (イ)の規定にかかわらず、基本使用料の料金種別をタイプSS等又はタイプSS 2in1等からデータ専用プランへ変更したときは、その変更のあった料金月及びその前料金月において生じた繰越額は無効とし、当該料金月の翌料金月以降における控除は行いません。

ただし、再度基本使用料の料金種別を変更し、当社が定める日において総合利用プランを選択している場合は、この限りではありません。

(エ) タイプSS等又はタイプSS 2in1等のFOMAの通信に関する料金の月間累計額が控除可能額と繰越額の合計額に満たない場合は、この約款及び国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのFOMAに係る国際アウトローミング利用等に係る料金（国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料をいいます。）から控除残額（控除可能額と繰越額の合計額からその月間累計額を差し引いた額をいいます。）を控除します。

(オ) 料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定に基づき基本使用料を日割するときは、(ア)に規定する控除可能額をその利用日数に応じて日割するものとし、同表中「1,000円」を「1,000円を日割した額」に、「2,000円」を「2,000円を日割した額」に、「4,000円」を「4,000円を日割した額」に、「6,000円」を「6,000円を日割した額」に、「11,000円」を「11,000円を日割した額」に、「2,200円」を「2,200円を日割した額」に、「5,500円」を「5,500円を日割した額」に、それぞれ読み替えて適用します。

(カ) 基本使用料の料金種別がタイプSS 2in1等の共用FOMAの通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含みます。以下この欄において同じとします。）については、その共用FOMAに係る基本使用料の料金種別に応じて、その通信を次表に規定するFOMAに係る通信とみなして、(ア)の規定により算定した額を適用します。

区 分	共用FOMAの通信
タイプSS 2in1又はタイプ2in1	タイプSSのFOMAに係る通信
タイプS 2in1	タイプSのFOMAに係る通信
タイプM 2in1	タイプMのFOMAに係る通信
タイプL 2in1	タイプLのFOMAに係る通信
タイプLL 2in1	タイプLLのFOMAに係る通信
タイプビジネス 2in1	タイプビジネスのFOMAに係る通信

(キ) (イ)に規定する繰越額（ウに規定する控除可能額があるときは、その控除可能額を加算した額とします。）は、当該料金月末日時点において、FOMA契約者が選択している基本使用料の料金種別に係る控除可能額に3を乗じた額を上限とし、このイの規定を適用します。

(ク) (キ)の規定にかかわらず、オに規定する定期契約等に係る通信料月極割引の適用を受けている場合の繰越額は、翌料金月

又は翌々料金月のタイプ S S 等又はタイプ S S 2in1等に係る月間累計額から控除するものとします。この場合において、当該料金月において控除できなかった前々々料金月又は前々々料金月における繰越額があるときの当該料金月における繰越額は、(イ)の規定により算定した繰越額からその控除できなかった繰越額を差し引いた額とします。

ウ 特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用は、次のとおりとします。

(ア) 次表に規定する定額料を支払った場合に、FOMAの契約者回線からの特定電話番号（FOMA契約者があらかじめ指定したFOMA、X i 若しくは回線卸携帯電話の契約者識別番号等、当社が提供する電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含まず。）をいいます。以下このウからカにおいて同じとします。）について、同表に規定する額の割引を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割引額	定額料（月額）
		次の税抜額（かつこ内は税込額）
① FOMA、X i、専用回線等接続サービス（第9種接続装置に係るものに限り、）回線卸携帯電話及び電話サービスの契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	180円(198円)
② ①以外の通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	

(イ) 特定電話番号の数は、1の契約について5以内とします。

(ウ) 特定電話番号に係る契約回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

(エ) 特定電話番号への通信料の月極割引（以下このウにおいて「本割引」といいます。）の適用の開始は、その申出が当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

(オ) 当社は、本割引の適用を受けているFOMAについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

- ① 一般契約若しくは定期契約に係る名義変更があったとき。
- ② FOMAの契約の解除があったとき。

(カ) (オ)の規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。この場合において、同一料金月内において同表の①欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、②欄の左欄に該当する場合は生じたときは、②欄の規定によるものとします。

区 分	月 極 割 引 の 適 用
① ②以外により、本割引の適用を廃止したとき。	本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
② 一般契約又は定期契約に係る名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。以下この欄において同じとします。）又はFOMAの契約の解除があったとき。	その名義変更の承諾日又はFOMAの契約の解除日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

(キ) 本割引を選択している契約者が、そのFOMAの契約の解除と同時に新たにX iに係る契約を締結したときは、カの規定にかかわらず、本割引の適用を廃止した日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

(ク) 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への

通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

(ケ) 本割引を選択した契約者は、本割引が適用される料金月について、利用の一時中断、利用停止等によりFOMAを利用することができなかった期間があった場合でも、(ア)に規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、FOMAを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

(コ) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(ク) (ア)に規定する定額料については、日割は行いません。

(シ) FOMAプラン39等のFOMA及びワイドスター通信サービス契約約款に関する契約約款に規定する特定電話番号への通信料の月極割引が適用される通信（通信時間が3分を超えるものに限り。）の着信を受けたとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、次表に規定する控除可能額をイに規定する控除可能額に加算します。

ただし、契約の解除があったときは、この限りではありません。

控 除 可 能 額
1 通信につき3分を超える3分までごとに10円として算定した額を料金月単位で累計した額 ただし、月間累計額がその額と繰越額の合計額に満たない場合はその月間累計額

(注) (ア)の表中に規定する当社が別に定めるものは、第97条（情報提供サービス）に規定する情報提供サービスに係る電気通信設備等とします。

Ⅱ 複数回線複合割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の適用は、次のとおりとします。

(ア) (2)のⅡに規定する複数回線複合割引の適用を受けているFOMAの契約者回線から、その契約者が指定した割引回線群（以下このⅡ及びオにおいて「指定割引回線群」といいます。）に係る契約者回線等及び特定電話番号（(ウ)の規定により割引代表回線に係る契約者があらかじめ指定した1の電気通信番号であって、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスに係るもの又は専用回線等接続サービスに係るものをいいます。以下この欄及び次欄において同じとします。）に係る契約者回線等への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金（ウに規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている通信に関する料金を除きます。）については、その月間累計額から次表に規定する額の割引を行います。この場合において、指定割引回線群に係る契約者回線等及び特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額
① 指定割引回線群に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
② 特定電話番号に係る契約者回線等への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額

(イ) (ア)の規定にかかわらず、複数回線複合割引の適用を受けているFOMA（総合利用プラン又は限定利用プランに係るものに限り。）が、1年定期契約に係るものであって、その契約に係る経過期間が120ヶ月超であるときは、そのFOMAの契約者回線から指定割引回線群に係る契約者回線への通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金について、次表のとおり取扱います。

1 契約ごとに

区 分	割 引 額	
指定割引回線群に係る契約者回線への通信	通話モードに係るもの	その通信（料金月の末日までに終了した通信に限り。）に関する料金について、支払いを要しません。
	64kb/s デジタル通信モードに係るもの	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額をその月間累計額から差し引いた額を適用します。

(ウ) 特定電話番号を指定又は変更するときは、割引代表回線に係る契約者から申し出ていただきます。

(Ⅱ) 特定電話番号に係る契約者回線等への通信に係る割引の適用の開始は、その特定電話番号の指定の申出があった日からと

します。

(オ) (工)の規定にかかわらず、特定電話番号を変更する場合は、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金にあってはその変更の申出があった日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金にあってはその変更の申出があった日を含む料金月の翌料金月から、(ア)に規定する割引を適用します。

(カ) (ア)から(オ)の規定によるほか、複数回線複合割引の適用を受けている F O M A のパケット通信モードによる通信の料金のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線等の i モード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード電子メールの送受信に関する通信の料金については、i モード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、アの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態若しくは、i モード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等により i モード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりその i モード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

(キ) 指定割引回線群に属する F O M A (基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるもの、2年定期契約を締結しているもの及び(2)のかに規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものに限ります。)に係る通信に関する料金については、(ア)から(カ)の規定(2年定期契約を締結しているもの及び(2)のかに規定する身体障がい者等割引の適用を受けているものについては(ア)の①の規定、基本使用料の料金種別がタイプ2in1であるものについては(イ)の規定を除きます。)に準じて取り扱います。

オ 定期契約等に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用は、次のとおりとします。

(ア) 2年定期契約(ビジネス割50に係るものに限ります。)を締結している F O M A 契約者が、次表に規定する定額料を支払うことにより、その F O M A が属する割引回線群(以下この欄において「指定割引回線群」といいます。)に係る契約者回線又はその他の契約者回線等への通信(当社が別に定める通信を除きます。)に関する料金について、その月間累計額から同表に規定する額の割引を適用します。

1 契約ごとに

区 分		定額料(月額)	割 引 額		
			① ②以外のもの	② 指定割引回線群に係る契約者回線への通信	
次の税抜額 (かっこ内は税込額)				通話モードに係るもの	64kb/sデジタル通信モードに係るもの
指定割引回線群に係る F O M A の数	2～30	—	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	その通信(料金月の末日までに終了した通信に限ります。)に関する料金について、支払いを要しません。	その通信に関する料金の月間累計額に0.60を乗じて得た額
	31～100	477円(524.7円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.20を乗じて得た額		
	101～1000	667円(733.7円)	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額		

(イ) このオにおいて指定割引回線群とは、定期契約等に係る通信料月極割引(以下このオにおいて「本割引」といいます。)を選択する F O M A 及び X i (同一の契約者(契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。)に係るものに限ります。以下このオにおいて「F O M A 等」といいます。)により構成される回線群をいいます。

(ウ) 本割引を選択するときは、あらかじめ1の指定割引回線群(その契約者が提供を受けている F O M A 等により構成されるものに限ります。)を指定して当社に申し出てください。

(工) (ア)から(ウ)の規定によるほか、本割引の適用を受けている F O M A のパケット通信モードによる通信の料金のうち、指定割引回線群を構成する他の契約者回線のi モード機能又はspモード機能に係るメールアドレスを、送信先又は送信元とする i モード

電子メールの送受信に関する通信の料金については、iモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、アの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払を要しません。

ただし、電波状態若しくは、iモード機能若しくはspモード機能の利用に係る設定等によりiモード電子メールが蓄積されなかったとき又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

(オ) 本割引は、(ア)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は選択することができません。

- ①そのFOMAの契約者名義が、法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。
- ②そのFOMAの基本使用料の料金種別が、タイプSS等又はタイプSS 2in1等（タイプ2in1を除きます。）以外であるとき。
- ③そのFOMAが、ウに規定する特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けているとき。
- ④本割引を選択した場合において、指定割引回線群に係るFOMA等の数が2以上1,000以下とならないとき。
- ⑤契約者以外の者の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- ⑥その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(カ) 本割引の適用の開始は、(ウ)に規定する選択があった日からとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から割引を適用します。

- ①本割引の適用を廃止する申出があったFOMAについて、その申出があった日を含む料金月に、(ウ)に規定する申出があったとき。
- ②(2)のウに規定する複数回線複合割引の適用の廃止があったFOMAについて、その廃止があった日を含む料金月に、(ウ)に規定する申出があったとき。

(キ) 当社は、本割引を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引を廃止します。

- ①ビジネス割50以外の2年定期契約に変更したとき。
- ②基本使用料の料金種別が適用対象プラン以外となったとき。
- ③名義変更があったとき。
- ④契約の解除があったとき。
- ⑤その他(オ)の規定のいずれかに該当することが判明したとき。

(ク) 本割引を廃止する場合は、その廃止日を含む料金月の末日までに終了した通信に関する料金について、本割引の適用対象とします。

(ケ) FOMAを利用することができない期間があった場合の本割引に係る定額料の取扱いについては、FOMAの基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(コ) (ケ)に規定する場合を除き、定額料については日割しません。

(サ) 当社は、本割引に係る1の指定割引回線群を構成するFOMA等に関するFOMA契約者若しくはXi契約者又はその指定割引回線群を指定して本割引を選択する申出をすることができる者（以下このオにおいて「FOMA契約者等」といいます。）に対し、そのFOMA契約者等がXiサービス契約約款に規定する複数回線複合割引等の適用を受けているXiに係る基本使用料割引又は特定Xi等のXiに係る基本使用料割引の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その指定割引回線群を構成するXi等に係る契約に関する事項を開示することがあります。

(シ) 本割引の適用を受けている場合は、適用対象プランのFOMAの通信に関する料金の月間累計額（料金月単位で累計した額とし、控除可能額及び繰越額を適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から(ス)に規定する繰越共有額を控除した額を適用します。

ただし、その月間累計額が繰越共有額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。

(ス) 繰越共有額とは、そのFOMAに係る指定割引回線群を構成する他のFOMA又はXi（当社が別に定める方法により、そのFOMAと料金その他債務を一括して請求しているものに限ります。以下この附則において「共有対象FOMA等」といいます。）において、当該料金月において控除できなかった前々料金月に新たに生じた繰越額が生じたときに、その合計額をそのFOMA及び共有対象FOMA等に係る月間累計額及び国際アウトローミング利用等に係る料金の月間累計額の合計額に応じて当社が分配する額をいい、その料金月の月間累計額から控除します。

(セ) (シ)及び(ス)の規定にかかわらず、FOMAに係る契約の解除又は名義変更があった場合は、そのFOMAに係る繰越共有額が適用されないことがあります。

(ソ) (シ)のただし書の場合においては、この約款および国際電話サービス契約約款に定めるところにより、そのFOMAに係る国際アウトローミング利用料、国際電話サービスの通話料、国際ショートメッセージ通信料から繰越残額（繰越共有額からその月間累計額を控除した額をいいます。）を控除します。

カ 定期包括割引の適用を受けているFOMAに係る通信料の月極割引の適用は、次のとおりとします。

(ア) (2)のオに規定する定期包括割引の適用を受けているFOMAの通信（当社が別に定める通信を除きます。）に関する料金

の月間累計額について、その月間累計額に当該月の定期包括割引に係る割引額の算定に用いた係数を乗じて得た額（以下この欄において「本割引に係る割引額」といいます。）の割引を適用します。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、料金等が一括して請求（以下この欄において「一括請求」といいます。）されている F O M A 及び国際電話サービス（当該契約約款の規定により定期包括割引の適用を受けているものに限ります。）の基本使用料及び通信に関する料金（ F O M A パケットバックに係る定額通信料を加算した額とし、当社が別に定めるものを除きます。）の合計額（以下この欄において「月間利用額」といいます。）が、(2)のオの規定によりあらかじめ申出のあった最低利用額に満たない場合の通信料の取扱いについては、(2)のオに定めるところによります。

(ウ) 契約者は、その一括請求に係る F O M A について、約款の規定により定期包括割引の適用が開始された暦月から起算して、(2)のオの規定によりあらかじめ申出のあった割引選択期間が経過する前に、その全てについて定期包括割引が廃止された場合は、その割引選択期間に応じて、当社が別に定める方法により次表に規定する額を支払っていただきます。

一括請求ごとに

割引選択期間	支 払 い を 要 す る 額	
	定期包括割引の適用を開始した暦月から起算してその廃止のあった暦月までの本割引に係る割引額を一括請求に係る F O M A について合計した額に次の係数を乗じて得た額	
1年		0.75
2年		0.73
3年		0.71

(エ) 定期包括割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）の適用を受けている F O M A については、ウに規定する特定電話番号への通信料の月極割引は適用しません。

(オ) 基本使用料の料金種別がタイプ2in1である共用 F O M A に関する料金等を、定期包括割引の適用を受けている F O M A に一括請求している場合のその共用 F O M A に係る通信に関する料金については、(ア)から(エ)の規定に準じて取り扱います。

キ 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用は、次のとおりとします。

(ア) 別表2（付加機能）に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの再生等のためにその機能の提供を受けている F O M A の契約者回線以外の電気通信サービスの契約者回線等から行った通信の料金は、その電気通信サービスに係る契約約款の規定により算定した額（当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る額とします。）を適用します。

(イ) 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。

①当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する留守番電話及び不在案内機能に係るメッセージの蓄積のために行った通信

②当社が提供する電気通信サービスの契約約款に規定する迷惑電話おこわり機能の利用により着信を拒否する旨の通知を受けた通信

③当社が提供する電気通信サービスの契約約款の規定により着信者の設定に基づき発信者番号を通知してかけ直してほしい旨の通知を受けた通信

(ウ) 別表2（付加機能）に規定するはなして翻訳機能を利用して行われる F O M A の契約者回線からの通話モードに係る通信の料金は、その通信の着信者の契約者回線等への通話モードに係る通信に関する料金と同額とします。

(注) (ア)に規定する当社が別に定める基本使用料の料金種別は、 F O M A サービス又は X i サービスにあつてはプラン150、ワイドスター通信サービスにあつてはプランLとします。

ク 付加機能の利用に係る定額通信料の適用は、次のとおりとします。

(ア) 別表2（付加機能）に規定する番号変換機能の請求を行ったときは、その機能（基本機能に係るものに限ります。）の利用に係る通信について、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い（以下このクにおいて「 F O M A オフィスリンク定額」といいます。）を選択したこととなります。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）

	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A オフィスリンク定額	900円 (990円)

- (イ) 当社は、番号変換機能の廃止があった場合には、その F O M A に係る F O M A オフィスリンク定額を廃止します。
- (ウ) F O M A を利用することができない期間があった場合の F O M A オフィスリンク定額に係る定額通信料の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。
- (エ) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- (オ) (エ)に規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。
- コ F O M A (当社以外の携帯電話事業者が指定を受けた契約者認識番号に係るものを除きます。) の契約者回線とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する列車公衆電話の電話機等との間の通信に係る相互接続点から契約者回線等への通信に関する料金は、アの規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。

料金種別	料 金 額			
	次の秒数までごとに税抜額 10 円 (税込額 11 円)			
	昼 間	夜 間	深夜・早朝	
		土曜日・日曜日・ 祝日		
	14 秒	26 秒	14 秒	14 秒

サ 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信の料金については、次のとおり取り扱いします。

(ア) 過去 1 年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日 (初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日) の属する料金月の前 12 料金月の各料金月における 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(イ) (ア)以外

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した 1 日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(注) (イ)に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。

①過去 2 か月以上の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる各料金月における 1 日平均の通信の料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

②過去 2 か月間の実績を把握することができない場合

機器の故障等により正しく算定できなかった日前の実績が把握できる期間における 1 日平均の通信の料金又は故障等の回復後の 7 日間における 1 日平均の通信の料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

シ タイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等に係る F O M A 契約の解除と同時に新たに X i サービス契約約款に規定する総合利用プランに係る X i 契約の締結があつたときは、その X i 契約の締結のあつた日を含む料金月のその F O M A の契約者回線との間のパケット通信モードによる通信について、継続して総合利用プランの選択があつたものとみなして取り扱いします。

(4) 定期契約に係る解約金

ア 定期契約に係る解約金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

区 分	解 約 金 の 額
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)
1 年定期契約に係るもの	3,000円 (3,300円)
2 年定期契約に係るもの	9,500円 (10,450円)

イ 契約者は、次の場合にはアの規定にかかわらずその定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

(ア) 更新期間 (定期契約の更新日を含む暦月のその前暦月の初日から定期契約の更新日を含む暦月の翌暦月の末日まで

の間をいいます。以下同じとします。)において、その定期契約の解除に係る申出があったとき。

(イ) 1年定期契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス定期契約又はXiサービス契約約款に規定するXiコピキタス定期契約(トランシーバプランに係るものを除きます。)を締結するとき。

(ウ) 2年定期契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス定期契約を締結するとき。

(エ) 契約者又は登録利用者等(第88条の4(利用者登録)に規定する登録利用者及び当社が定める基準によりその契約に係るFOMAサービスを主に利用する者と認められる者をいいます。以下この欄において同じとします。)の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその契約の解除があったとき。

(オ) 定期契約の解除と同時に一般契約又はFOMAコピキタス一般契約を締結し、料金表第1表第1(基本使用料)の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

(カ) 定期契約の解除と同時に新たにXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結し、Xiサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

ウイの規定によるほか、当社は、定期契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにデータ専用プラン(定額データプランを除きます。以下この号において同じとします。)若しくは限定利用プランに係る一般契約又はXiサービス契約約款に規定するXi契約を締結するとき(イの(ア)の規定に該当するときは除きます。)は、アの規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを留保し、留保解約金として登録します。

エウの場合において、当社は、次のいずれかに該当するときは、留保解約金の登録を削除します。

(ア) その留保解約金に係る定期契約の満了日(その定期契約が1年定期契約である場合であって、その1年定期契約の解除と同時に新たにXi契約を締結しウの規定の適用を受けているときは、その1年定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日とします。)を含む暦月の前暦月の末日を経過したとき。

(イ) その一般契約又はXi契約の解除と同時に新たに2年定期契約、FOMAコピキタス定期契約を締結するとき。

(ウ) その一般契約若しくはXi契約を締結した者又はその一般契約若しくはXi契約に係る登録利用者等の死亡に関する届出があった場合であって、その死亡日から当社が定める期間内にその一般契約の解除があったとき。

(エ) その一般契約を締結したFOMA契約者が、身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき又はその一般契約の解除と同時に新たにFOMAコピキタス一般契約又はXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又はXiサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

(オ) そのXi契約を締結したXi契約者が、Xiサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき又はそのXi契約の解除と同時に新たにFOMA契約、FOMAコピキタス一般契約又はXiサービス契約約款に規定する一般契約を締結する場合であって、この約款又はXiサービス契約約款に規定する身体障がい者等割引の適用を受けることとなるとき。

オウの場合において、一般契約者又はXi契約者は、留保解約金に係る定期契約等の満了日を含む暦月の前暦月の末日までの間に、次の(ア)又は(イ)に該当するときは、イからエのいずれかに該当する場合を除き、留保解約金の支払いを要します。この場合において、2以上の留保解約金及び解約金がある場合は、当該留保解約金及び解約金のうち最も高額となる留保解約金又は解約金の支払いを要します。

(ア) その一般契約において契約の解除があったとき(その一般契約の解除と同時に新たにXi契約を締結するときを除きます。)又は基本使用料の料金種別の変更があったとき(基本使用料の料金種別を定額データプランへ変更するときに限ります。)

(イ) そのXi契約において契約の解除があったとき(その定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結若しくはその一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結するとき又はそのXi契約の解除と同時に新たにFOMAサービス契約約款に規定するデータ専用プラン若しくは限定利用プランに係る一般契約を締結するときを除きます。)

カ 契約者は、FOMA契約を解除した後もイからオの規定の適用を受けるものとします。

(5) 携帯電話・PHS番号番号ポータビリティ手数料は、次表に規定する額を適用します。

1 契約ごとに

料金種別	料金額
	次の税抜額(かっこ内は税込額)
携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	2,000円(2,200円)

(6) 請求書等の発行に関する料金

ア 請求書等の発行に関する料金は、次表に規定する額を適用します。

1 契約について1通ごとに

区分	手数料の額

		次の税抜額（かつこ内は税込額）
請求書等発行手数料	請求書の発行に係るもの	100円(110円)
	口座振替案内書又はクレジットカード 利用案内書の発行に係るもの	50円(55円)

イ 請求書等の発行に関する料金の適用については、なお従前のとおりとします。

(7) 電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（eビリング）を受けている場合の提供条件は次のとおりとします。

ア 電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているFOMAに係る料金等が、当社が別に定める支払方法により当社が定める期日までに支払われたことを当社が確認したときは、そのFOMAに係る料金等から20円を減額します。この場合において、(2)及び(3)の適用による場合は、適用した後の料金の額から減額します。

ただし、この約款の規定により口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書の発行を受けたときはこの限りではありません。

イ ア以外の提供条件は、改正後の規定におけるFOMAの場合に準じて取扱います。

(8) 経企第204号（平成17年5月24日）に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定するFOMAプラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット並びに経企第406号（令和元年5月21日）に規定するFOMアカケホーダイプラン等との間の基本使用料の料金種別の変更及びタイプS S 2in1等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

(9) FOMA契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定におけるFOMAの場合に準じるものとします。

(10) (1)から(9)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(パケ・ホーダイダブル等に係る経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているパケ・ホーダイダブル、パケ・ホーダイシンプル、パケ・ホーダイフラット及びびらくらパケ・ホーダイ（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。以下この附則において「パケ・ホーダイダブル等」といいます。）の料金その他の提供条件は次のとおりとします。

(1) 基本使用料の料金種別が総合利用プランのFOMA（共用FOMAに係るものを除きます。）に係る契約者は、アに規定する定額通信料を支払った場合に、パケット通信モードによる通信の一部に関する料金について、イの規定により算定した額を適用します。

ア 定額通信料

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
	次の税抜額（かつこ内は税込額）
パケ・ホーダイダブル	372円(409.2円)
パケ・ホーダイシンプル	-
パケ・ホーダイフラット	5,200円(5,720円)
らくらくパケ・ホーダイ	5,200円(5,720円)

イ パケット通信料

(ア) (イ)及び(ウ)以外のもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かつこ内は税込額）

F O M A パケッ ト通信料	spモード機能の利用に係る通信（パケ・ ホーダイダブル等を選択している期間にお いて、当社が定める端末設備のみを利用 して行ったことを当社が確認したものに限り ます。）に関する F O M A パケット通信 料	0.004円 (0.0044円)
	上記以外のもの	0.08円 (0.088円)

(イ) パケ・ホーダイフラットに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M A パケット通信料	0.05円 (0.055円)

(ウ) らくらくパケ・ホーダイに係るもの

1 課金対象パケットごとに

料 金 種 別	料 金 額
	次の税抜額（かっこ内は税込額）
F O M A パケット通信料	-

(2) パケ・ホーダイダブル等相互間における変更は、次のア及びイの場合を除き行うことができません。

ア パケ・ホーダイダブルを選択している契約者が、基本使用料の料金種別をタイプシンプルへ変更したときは、その変更があった日において、パケ・ホーダイダブルをパケ・ホーダイシンプルへ変更します。

イ パケ・ホーダイシンプルを選択している契約者が、基本使用料の料金種別をタイプ S S 等（タイプシンプルを除きます。）へ変更したときは、その変更があった日において、パケ・ホーダイシンプルをパケ・ホーダイダブルへ変更します。

(3) 料金月の初日以外にパケ・ホーダイダブルの選択があったときは、料金表通則第 3 項（料金の計算方法等）及び第 4 項の規定に準じて、定額通信料をその選択があった日から当該料金月の末日までの日数に応じて日割します。

(4) 同一料金月内において、パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプルの両方の選択があったときは、(1)及び(3)の規定にかかわらず、当該料金月におけるパケ・ホーダイダブルに係る定額通信料の支払いを要しません。

(5) 当社は、パケ・ホーダイダブル等を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、そのパケ・ホーダイダブル等を廃止します。

ア 基本使用料の料金種別がタイプ S S 等以外となったとき。

イ 契約の解除があったとき。

(6) (5)の規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、sp モード機能（別表 2（付加機能）に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。

(7) パケ・ホーダイダブル等の廃止があったときは、パケ・ホーダイダブル等を選択している期間又はパケ・ホーダイダブル等を選択していない期間ごとにパケット通信モードによる通信の一部に関する料金を算定します。

(8) F O M A を利用することができない期間があった場合のパケット定額に係る定額通信料の取扱いについては、F O M A の基本使用料の取扱いに準ずるものとします。

(9) (3)又は(8)に規定する場合を除き、定額通信料については日割しません。

(10) パケ・ホーダイシンプル及びパケ・ホーダイダブル（以下この附則において「パケ・ホーダイシンプル等」といいます。）に係る適用は次のとおりとします。

ア パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信（i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。）及び sp モード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイシンプル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。）に関する料金については、(1)のイの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。

イ パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信（i モードフルブラウザを使用した通信に限ります。）、sp モード機能の利用に係る通信（アの規定が適用される通信を除きます。）、128k 通信モードによる通信

及びその他パケット通信モードによる通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、(1)のイの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額とアの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（以下この欄において「iモード等通信月間累計額」といいます。）が5,700円を超える場合は、5,700円をその合計額とみなして取り扱います。

ウ パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信（iモード等通信以外のものをいい、イに規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、イの規定により算定したiモード等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。

ただし、iモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合であって、そのiモード等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が5,700円を超えるときは、5,700円を超える部分の料金について、次表に規定するiモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合に適用される料金額を適用します。

1 課金対象パケットごとに

区 分		料 金 額
FOMAパケット通信料	iモード等通信月間累計額が5,700円未満の場合	(1)のイに規定する料金額と同額
	iモード等通信月間累計額が5,700円以上の場合	税抜額 0.02円(税込額 0.022円)

エ パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の一部に関する料金は、iモード等通信月間累計額とウの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が7,800円を超える場合は、7,800円をその合計額とみなして取り扱います。）から、次表に規定する控除可能額を控除した額を適用します。

ただし、その合計額が次表に規定する控除可能額に満たないときは、その合計額を控除します。

1 課金対象パケットごとに

区 分	控除可能額
パケ・ホーダイダブル	372円
パケ・ホーダイシンプル	-

オ (3)の規定により定額通信料を日割するときは、エに規定する控除可能額を(3)に規定する日数に応じて日割するものとし、同表中「372円」を「372円を日割した額」に読み替えて適用します。

カ アからオの場合において、同一料金月内にパケ・ホーダイシンプル等の両方の選択があったときは、当該料金月におけるパケ・ホーダイダブルを選択している期間の課金対象パケット数とパケ・ホーダイシンプルを選択している期間の課金対象パケット数を合算して料金を算定します。

キ パケ・ホーダイダブルに係る適用について、(4)の適用を受けるときは、エに規定する控除は行いません。

ク パケ・ホーダイシンプルの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の料金のうち、iモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、iモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、spモード電子メールの送受信に関する通信の料金については、spモード機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、インターネットメール機能（別表2に規定するものをいいます。）に係る電子メール（以下この附則において「moperaU電子メール」といいます。）の送受信に関する通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）の一部に関する料金については、moperaU機能に係る付加機能使用料と合わせて定めるものとし、(1)のイの規定にかかわらず、契約者はその規定により算定した額の支払いを要しません。

ただし、電波状態、若しくはiモード機能、spモード機能若しくはmoperaU機能の利用に係る設定等によりiモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが蓄積されなかったとき、又は当社が別に定めるところによりそのiモード電子メール、spモード電子メール若しくはmoperaU電子メールが送信されたときは、この限りではありません。

ケ パケ・ホーダイシンプル等の適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったspモード機能の利用に係る通信（パケ・ホーダイシンプル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。）に関するパケット通信モードによる通信の料金については、当該料金月におけるその通信に係る課金対象パケット数に百分の五を乗じて算出したものを当該料金月における課金対象パケット数として計算（その計算結果に小数点以下の端数が発生した場合は、その端数を切り上げます。）するものとし、(1)のイの(ア)に規定する「税抜額 0.004円（税込額 0.00432円）」を「税抜額 0.08円（税込額 0.0864円）」に読み替えて適用します。

(11)パケ・ホーダイフラットに係る適用は次のとおりとします。

ア パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信

以外のものに限ります。)、spモード機能の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信（FOMAサービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。）については、アの規定にかかわらず、支払いを要しません。

イ パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったiモード等通信（iモードフルブラウザを使用した通信に限ります。）及び128k通信モードによる通信に関する料金については、(1)のイの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額（以下この欄において「iモードフルブラウザ等通信月間累計額」といいます。）が500円を超える場合は、500円をその月間累計額とみなして取り扱います。

ウ パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信（iモード等通信以外のものをいい、イに規定するもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に関する料金については、イの規定により算定したiモードフルブラウザ等通信月間累計額に応じて、次表の規定により算定した額を適用します。

ただし、iモードフルブラウザ等通信月間累計額が500円未満の場合であって、そのiモードフルブラウザ等通信月間累計額と次表の規定により算定した料金の月間累計額の合計額が500円を超えるときは、500円を超える部分の料金について、次表に規定するiモードフルブラウザ等通信月間累計額が500円以上の場合に適用される料金額を適用します。

1 課金対象パケットごとに

区 分		料 金 額
FOMAパケット通信料	iモード等通信月間累計額が500円未満の場合	(1)のイに規定する料金額と同額
	iモード等通信月間累計額が500円以上の場合	税抜額 0.02円(税込額 0.022円)

エ パケ・ホーダイフラットの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信の一部に関する料金は、イとウの規定により算定した料金の月間累計額の合計額（その額が2,600円を超える場合は、2,600円をその合計額とみなして取り扱います。）を適用します。

(12)当該料金月において、らくらくパケ・ホーダイの適用を受けているFOMAの契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信について、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したときは、(1)の規定にかかわらず、次表に規定する定額通信料を適用します。

1 契約ごとに

区 分	定額通信料（月額）
	次の税抜額（かつこ内は税込額）
らくらくパケ・ホーダイ	2,839円(3,122.9円)

(13) (1)から(12)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(2in1 利用に係る経過措置)

5 この改正規定実施の際に、改正前の規定により適用を受けている2in1利用の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 共用FOMAに係る契約者は、被共用FOMAの変更を請求することができます。

(2) 当社は、前号に規定する申出があったときは、次の場合を除き、その申出を承諾します。

ア 被共用FOMAに係るFOMA契約者の承諾がないとき。

イ 被共用FOMAが次のいずれかに該当するとき。

(ア) 現に他のFOMAとFOMACARDを共用しているとき。

(イ) 基本使用料の料金種別がタイプSS等以外であるとき。

(ウ) 第98条（料金明細内訳書の発行等）に規定する用途別集計又は別表2（付加機能）に規定する複数番号機能の提供を受けているとき。

ウ その共用FOMA及び被共用FOMAの契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外である場合であって、共用FOMAの契約者名義が被共用FOMAの契約者名義と異なるとき。

(3) 当社は、共用FOMAに係る一般契約者が一般契約に係る名義変更を請求する場合において、その契約者が被共用FOMAの契約者から名義変更の請求に係る承諾を得ていないときは、前項の規定にかかわらず、その請求を承諾しません。

(4) 被共用FOMAが提供を受けている付加機能（当社が別に定めるものを除きます。）については、その付加機能を共用FOMAへ提供するものとし、共用FOMAに係る契約者は、通話録音機能に限り、請求することができます。この場合において、共用FOMAに提供する付加機能に係る付加機能使用料については、別表2に規定する通話録音機能に係るものを除き、支払いを要しません。

(5) 当社は、FOMACARDを共用しているFOMAに係る契約者からの申出によるほか、次のいずれかに該当するときは、2in1利用

を廃止します。

ア F O M Aカードを共用している F O M Aの契約の解除があったとき。

イ 前号の規定に該当することとなったとき。

(6) 2in1 利用をしている F O M Aにおいて 2in1 利用の廃止があったときは、本則第 49 条（契約者識別番号の登録等）に規定する契約者識別番号の登録等が行われるまでの間に限り、2in1 利用が廃止される際に選択していた基本使用料の料金種別を継続して適用します。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(F O M Aの電話番号保管に係る経過措置)

6 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により適用を受けている電話番号保管の提供条件は、次のとおりとします。

(1) タイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等に係る定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結した場合であって、その一般契約の締結と同時に電話番号保管を申し込んだ F O M Aについては、この改正規定実施の日においてタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等に係る定期契約を締結したものと取り扱います。

(2) 当社が電話番号保管を行った期間（以下この附則において「電話番号保管期間」といいます。）が 3 年を経過したときは、電話番号保管期間が 3 年を経過した日においてその F O M A 契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が 3 年を経過する前にあらかじめそのことを F O M A 契約者に通知します。

(3) 前号に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

(4) F O M A 契約者は、当社が電話番号保管を開始した日から起算して電話番号保管又はメールアドレス保管を取りやめる請求があった日までの期間について、次表に規定する料金の支払いを要します。

料金種別	単位	料金額(月額)	
		次の税抜額（かっこ内は税込額）	
保管手数料	電話番号保管に係るもの	1 契約ごとに	400円 (440円)
	メールアドレス保管に係るもの	1 契約ごとに	100円 (110円)

(5) 当社は、暦月の初日以外の日に電話番号保管又はメールアドレス保管を取りやめる請求があったときは、(4)に規定する料金を電話番号保管等の日数に応じて日割します。

(6) (1)から(5)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

7 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）の附則第 5 項を次のように改めます。

(1) 第 8 号を次のように改めます。

(8) 経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等並びに経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等及びキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) 第 10 号中「、携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件」を削除します。

(3) 第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の一号を加えます。

(14) 携帯電話・ P H S 番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプ S S 等の F O M A の場合に準じるものとします。

8 経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

(1) 第 8 号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(2) 第 13 号を次のように改めます。

(13) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等並びに経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等及びキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更並びに F O M A プラン 39 等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。は行うことができません。

9 経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）の附則第 5 項を次のように改めます。

(5) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等並びに経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等及びキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

10 経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）の附則第 3 項を次のように改めます。

(1) 第 6 号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(2) 第 9 号を次のように改めます。

(9) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等並びに経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等及びキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更並びにファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

(3) 第 12 号中「(1)から(11)」を「(1)から(12)」に改め、同号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の一号を加えます。

(12) 携帯電話・P H S 番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプ S S 等の F O M A の場合に準じるものとしします。

11 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 5 項第 4 号を次のように改めます。

(4) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、第 6 項に規定する定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等並びに経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等及びキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

12 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 6 項第 4 号を次のように改めます。

(4) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、前項に規定する定額データプランスタンダード、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等並びに経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等及びキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

13 経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則第 4 項を次のように改めます。

(1) 第 7 号を次のように改めます。

(7) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット並びに経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等及びキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) 第 9 号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の一号を加えます。

(9) 携帯電話・P H S 番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプ S S 等の F O M A の場合に準じるものとしします。

附 則（令和元年 9 月 27 日経企第 1635 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（キッズケータイプランに係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されているキッズケータイプランの F O M A（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の料金その他の提供条件は、次のとおりとします。

(1) 基本使用料

ア 基本使用料については、次表に定める額を適用します。

1 契約ごとに

区 分			料金額 (月額)
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
F O M A	一般契約に係るもの	キッズケータイプラン	1,000 円(1,100 円)
	定期契約に係るもの	キッズケータイプラン	500 円(550 円)

イ アに規定する基本使用料については、料金表通則第3項（料金の計算方法等）及び第4項の規定にかかわらず、日割しませ

ん。

ウ 身体障がい者等割引（ハーフ割引）の適用は、次に定めるところによります。

基本使用料の割引額 (月額)	
500 円 (税込額 550 円)	

エ キッズケータイプランから限定利用プランへ基本使用料の料金種別を変更又はキッズケータイプランに係る定期契約の解除と同時に新たに限定利用プランに係る一般契約を締結したときは、その基本使用料の料金種別の変更又は一般契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して限定利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

オ キッズケータイプランに係る F O M A 契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る X i 契約を締結したときは、その X i 契約の締結のあった日を含む暦月の基本使用料について、継続して総合利用プランの選択があったものとみなして取り扱います。

カ 経企第204号（平成17年5月24日）に規定する F O M A データプラン22、経企第848号（平成17年10月25日）に規定する F O M A プラン39等、経企第294号（平成21年6月24日）に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号（平成22年2月22日）に規定するファミリーワイド等、経企第1251号（平成26年1月10日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第406号（令和元年5月21日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等並びに経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等との間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(2) 通信料については、料金表第1表第3（通信料）に規定する限定利用プランの F O M A に係る通信とみなしてその規定により算定した額を適用します。

(3) 定期契約に係る解約金

ア 定期契約に係る解約金は、次表に規定する額を規定します。

1 契約ごとに

区 分		解約金の額
		次の税抜き額 (かっこ内は税込み)
定期契約に係る解約金		9,500円 (10,450円)

イ 契約期間が起算日（第23条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）に規定するものをいいます。）から起算して2年を超えているキッズケータイプランに係る定期契約に関する定期契約の解除があったときは、アの規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

ウ イの規定によるほか、キッズケータイプランに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1605号（令和元年9月24日）に規定するタイプ S S 等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(4) 携帯電話番号・P H S ポータビリティ手数料は次表に規定する額を適用します。

料 金 種 別	単 位	料 金 額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
携帯電話番号・P H S ポータビリティ手数料	1契約ごとに	2,000円(2,200円)

(5) F O M A 契約者は、ユニバーサルサービス料の支払いを要するものとし、料金額及びその他の提供条件については、改定後の規定における F O M A の場合に準じるものとします。

(6) 新たにキッズケータイプランに係る F O M A 契約を締結する申込みを行うことはできません。

(7) (1)から(6)以外の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）の附則第 5 項を次のように改めます。
- (1) 第 1 号のうち「総合利用プラン（第 1 種契約に係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）の F O M A」を「経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等の F O M A」に改めます。
 - (2) 第 5 号を次のように改めます。
 - (5) 削除
 - (3) 第 8 号を次のように改めます。
 - (8) 経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）に規定する F O M A プラン 39 等、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等、経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等並びに経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
 - (4) 第 10 号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
 - (5) 第 12 号を次のように改めます。
 - (12) 携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等の F O M A の場合に準じるものとします
 - (6) 第 15 号を第 16 号とし、第 14 号の次に次の一号を加えます。
 - (15) 新たに F O M A データプラン 2 2 に係る F O M A 契約を締結する申込みを行うことはできません。
- 5 経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25 日）の附則第 3 項を次のように改めます。
- (1) 第 3 項中「総合利用プランの F O M A」を「経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等の F O M A」に改めます。
 - (2) 第 2 号のウの(ウ)を次のように改めます。
 - (ウ) (ア)に規定する控除可能額の適用、特定電話番号への通信料の月額割引（ゆうゆうコール）の適用、複数回線複合割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月額割引の適用、定期包括割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の月額割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等の F O M A の場合に準ずるものとします。
ただし、複数回線複合割引の適用を受けている F O M A に係る通信料の適用については、経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）第 3 項(3)のエの(イ)の規定を適用しません
 - (3) 第 3 号を次のように改めます。
 - (3) 削除
 - (4) 第 8 号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
 - (5) 第 10 号を次のように改めます。
 - (10) 携帯電話・P H S 番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等の F O M A の場合に準じるものとします
 - (6) 第 13 号を次のように改めます。
 - (13) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等、経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）に規定するタイプ S S 等及びタイプ S S 2in1 等並びに経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。
 - (7) 第 16 号中「(1)から(15)」を「(1)から(16)」に改め、同号を第 17 号とし、第 15 号の次に次の一号を加えます。
 - (16) 新たに F O M A プラン 3 9 等に係る F O M A 契約を締結する申込みを行うことはできません。
- 6 経企第 294 号（平成 21 年 6 月 24 日）の附則第 5 項を次のように改めます。
- (1) 第 3 号のイを次のように改めます。
 - イ 定額データプラン HIGH-SPEED に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第 1605 号（令和元年 9 月 24 日）に規定するタイプ S S 等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。
 - (2) 第 5 号を次のように改めます。
 - (5) 経企第 204 号（平成 17 年 5 月 24 日）に規定する F O M A データプラン 22、経企第 848 号（平成 17 年 10 月 25

日)に規定するFOMAプラン 39 等、経企第 1200 号(平成 22 年 2 月 22 日)に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号(平成 26 年 1 月 10 日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号(令和元年 5 月 21 日)に規定するFOMAカケホーダイプラン等、経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1 等並びに経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(3) 第 7 号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(4) 第 13 号中「(1)から(12)」を「(1)から(13)」に改め、同号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の一号を加えます。

(13) 新たに定額データプラン HIGH-SPEED に係る FOMA 契約を締結する申込みを行うことはできません。

7 経企第 1200 号(平成 22 年 2 月 22 日)の附則第 3 項を次のように改めます。

(1) 第 3 項中「総合利用プランの FOMA」を「経企第 1605 号(令和元年 9 月 24 日)に規定するタイプSS等の FOMA」に改めます。

(2) 第 2 号のイを次のように改めます。

イ 特定電話番号への通信料の月額割引(ゆうゆうコール)の適用、複数回線複合割引の適用を受けている FOMA に係る通信料の適用、特定電話番号に係る契約者回線等からの通信料の適用、回線群を単位とする通信料の月額割引の適用、定期包括割引の適用を受けている FOMA に係る通信料の月額割引の適用、付加機能の利用に係る定額通信料の適用については、経企第 1605 号(令和元年 9 月 24 日)に規定するタイプSS等の FOMA の場合に準ずるものとします。

ただし、複数回線複合割引の適用を受けている FOMA に係る通信料の適用については、経企第 1605 号(令和元年 9 月 24 日)第 3 項(3)のイの(イ)の規定を適用しません

(3) 第 3 号のイを次のように改めます。

イ ファミリーワイド等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第 1605 号(令和元年 9 月 24 日)に規定するタイプSS等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(4) 第 4 号を次のように改めます。

イ 携帯電話・PHS 番号ポータビリティ手数料、請求書等の発行に関する料金及び支払証明書等の発行手数料に関する料金額及びその他の提供条件については、経企第 1605 号(令和元年 9 月 24 日)に規定するタイプSS等の FOMA の場合に準じるものとします。

(5) 第 6 号中「携帯電話番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。

(6) 第 9 号を次のように改めます。

(9) 経企第 204 号(平成 17 年 5 月 24 日)に規定する FOMA データプラン 22、経企第 848 号(平成 17 年 10 月 25 日)に規定する FOMA プラン 39 等、経企第 294 号(平成 21 年 6 月 24 日)に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1251 号(平成 26 年 1 月 10 日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号(令和元年 5 月 21 日)に規定する FOMA カケホーダイプラン等、経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1 等並びに経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更並びにファミリーワイド等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

(7) 第 13 号中「(1)から(12)」を「(1)から(13)」に改め、同号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の一号を加えます。

(13) 新たにファミリーワイド等に係る FOMA 契約を締結する申込みを行うことはできません。

8 経企第 1251 号(平成 26 年 1 月 10 日)の附則第 5 項を次のように改めます。

(1) 第 3 号のイを次のように改めます。

イ 定額データプランスタンダードに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第 1605 号(令和元年 9 月 24 日)に規定するタイプSS等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(2) 第 4 号を次のように改めます。

(4) 経企第 204 号(平成 17 年 5 月 24 日)に規定する FOMA データプラン 22、経企第 848 号(平成 17 年 10 月 25 日)に規定する FOMA プラン 39 等、経企第 294 号(平成 21 年 6 月 24 日)に規定する定額データプラン HIGH-SPEED、経企第 1200 号(平成 22 年 2 月 22 日)に規定するファミリーワイド等、第 6 項に規定する定額データプランフラット、経企第 406 号(令和元年 5 月 21 日)に規定する FOMA カケホーダイプラン等、経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1 等並びに経企第 1635 号(令和元年 9 月 27 日)に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(3) 第 10 号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の一号を加えます。

(10) 新たに定額データプランスタンダードに係る FOMA 契約を締結する申込みを行うことはできません。

9 経企第 1251 号(平成 26 年 1 月 10 日)の附則第 6 項を次のように改めます。

(1) 第 3 号のイを次のように改めます。

イ 定額データプランフラットに係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては経企第 1605 号(令和元年 9 月 24

日)に規定するタイプSS等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(2) 第4号を次のように改めます。

(4) 経企第204号(平成17年5月24日)に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号(平成17年10月25日)に規定するFOMAプラン39等、経企第294号(平成21年6月24日)に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号(平成22年2月22日)に規定するファミリーワイド等、前項に規定する定額データプランスタンダード、経企第406号(令和元年5月21日)に規定するFOMAKakeホーダイプラン等、経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等並びに経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(3) 第10号中「(1)から(9)」を「(1)から(10)」に改め、同号を第11号とし、第9号の次に次の一号を加えます。

(10)新たに定額データプランフラットに係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

10 経企第406号(令和元年5月21日)の附則第4項を次のように改めます。

(1) 第1号の工及びオ並びにケからサを次のように改めます。

工 削除
オ 削除
ケ 削除
コ 削除
サ 削除

(2) 第2号のケを次のように改めます。

ケ 削除

(3) 第3号を次のように改めます。

ア イを次のように改めます。

イ 契約期間が起算日(第23条(定期契約の満了に伴う契約の更新等)に規定するものをいいます。)から起算して2年を超えているFOMAKキッズケータイプラスに係る定期契約に関する定期契約の解除があったときは、アの規定にかかわらず、その定期契約に係る解約金の支払いを要しません。

イの次に次のウを加えます。

ウ イの規定によるほか、FOMAKakeホーダイプラン等に係る定期契約に関する解約金の適用除外の取扱いについては、経企第1605号(令和元年9月24日)に規定するタイプSS等に係る定期契約の場合に準じて取り扱います。

(4) 第6号のイ、カ及びキを次のように改めます。

イ 削除
カ 削除
キ 削除

(5) 第7号を次のように改めます。

(7) 経企第204号(平成17年5月24日)に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号(平成17年10月25日)に規定するFOMAプラン39等、経企第294号(平成21年6月24日)に規定する定額データプランHIGH-SPEED、経企第1200号(平成22年2月22日)に規定するファミリーワイド等、経企第1251号(平成26年1月10日)に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するタイプSS等及びタイプSS 2in1等並びに経企第1635号(令和元年9月27日)に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更並びにFOMAKakeホーダイプラン等からFOMAKキッズケータイプラスへの基本使用料の料金種別の変更は行うことができません。

(6) 第9号中「(1)から(8)」を「(1)から(9)」に改め、同号を第10号とし、第8号の次に次の二号を加えます。

(9) 携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件は、改正後の規定におけるタイプSS等のFOMAの場合に準じるものとします。

(10) 新たにFOMAKakeホーダイプラン等に係るFOMA契約を締結する申込みを行うことはできません。

11 経企第406号(令和元年5月21日)の附則第5項を次のように改めます。

(1) 第1号のキ及びク次のように改めます。

キ 削除
ク 削除

(2) 第4号を次のように改めます。

(4) 新たにFOMAデバイスプラス等に係るFOMACyビキタス契約を締結する申込みを行うことはできません。

12 企第1605号(令和元年9月24日)の附則第4項第8号を次のように改めます。

(8) 経企第204号(平成17年5月24日)に規定するFOMAデータプラン22、経企第848号(平成17年10月25日)に規定するFOMAプラン39等、経企第294号(平成21年6月24日)に規定する定額データプランHIGH-SPEED、

経企第 1200 号（平成 22 年 2 月 22 日）に規定するファミリーワイド等、経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）に規定する定額データプランスタンダード及び定額データプランフラット、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）に規定する F O M A カケホーダイプラン等並びに経企第 1635 号（令和元年 9 月 27 日）に規定するキッズケータイプランとの間の基本使用料の料金種別の変更及びタイプ S S 2in1 等に係る基本使用料の料金種別相互間の変更は行うことができません。

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

(目次)
 第1章～第3章 (略)
 第4章 通話
 第19条～第20条 (略)
 第21条 X i等が利用できない場合の取扱い
 第22条～第24条 (略)
 第5章～第8章 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～9 (略)	(略)
10 <u>X i</u> 等	(略)
11 (略)	(略)

(国際電話サービスの提供)

第4条 国際電話サービスは、X i等の契約者回線（専用回線等接続サービスにおける専用回線等を含みます。）からの利用に限り提供します。

第5条～第6条 (略)

第2章 契約

第7条 (略)

(契約の単位)

第8条 当社は、X i等の電話番号又は契約者識別番号1番号ごとに1の国際電話契約を締結します。この場合、契約者は、1の国際電話契約につき1人に限ります。

(国際電話契約の締結)

第9条 X i等（卸携帯電話サービスを除きます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結したときは、そのX i等の契

[現 行]

(目次)
 第1章～第3章 (略)
 第4章 通話
 第19条～第20条 (略)
 第21条 F O M A等が利用できない場合の取扱い
 第22条～第24条 (略)
 第5章～第8章 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～9 (略)	(略)
10 F O M A等	(略)
11 (略)	(略)

(国際電話サービスの提供)

第4条 国際電話サービスは、F O M A等の契約者回線（専用回線等接続サービスにおける専用回線等を含みます。）からの利用に限り提供します。

第5条～第6条 (略)

第2章 契約

第7条 (略)

(契約の単位)

第8条 当社は、F O M A等の電話番号又は契約者識別番号1番号ごとに1の国際電話契約を締結します。この場合、契約者は、1の国際電話契約につき1人に限ります。

(国際電話契約の締結)

第9条 F O M A等（卸携帯電話サービスを除きます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結したときは、そのF O M

約者は、当社と国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

- (1) X i 等に係る契約申込の承諾を受けた際、当社に対して国際電話契約を締結しない旨の意思表示があったとき。
 - (2) その契約申込の請求に係る X i 等の種類等が、当社が別に定めるものであるとき。
 - (3) その X i 等の基本使用料の料金種別又は接続装置の種類が当社が別に定めるものであるとき。
 - (4) その X i 等が当該契約約款に規定する度数表示機能又は発信制限機能の提供を受けることとなるとき。
 - (5) X i 等に係る契約の解除と同時に新たに X i 等に係る契約を締結した場合であって、当社が別に定めるとき。
- 2 前項の規定により国際電話契約を締結したとされた者以外の X i 等の契約者が国際電話契約を締結しようとするときは、あらかじめ書面により契約事務を行う国際電話サービス取扱所に国際電話契約の申込みをしていただきます。
- ただし、当社は、次のいずれかに該当する場合は、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) その申込みに係る X i 等の種類等が、当社が別に定めるものであるとき。
 - (2) その X i 等の基本使用料の料金種別又は接続装置の種類等が当社が別に定めるものであるとき。
 - (3) その X i 等が当該契約約款に規定する度数表示機能の提供を受けることとなるとき。
- (4)～(5) (略)

第 10 条 (略)

(国際電話契約に係る名義変更)

第 11 条 契約者は、X i 等に係る契約の名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更に限ります。）があった場合に限り、国際電話契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

2～5 (略)

第 12 条 (略)

(当社が行う国際電話契約の解除)

第 13 条 当社は、第 17 条（利用停止）第 1 項の規定により国際電話サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際電話契約を解除することができます。

2 (略)

3 当社は前 2 項の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その国際電話契約を解除することができます。

- (1) その国際電話サービスに係る X i 等について、名義変更又は契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

- (2) その国際電話サービスに係る X i 等が第 9 条（国際電話契約の締結）第 3 項第 1 号から第 3 号の規定に該当することとなったとき。

4 (略)

第 14 条～第 15 条 (略)

第 3 章 (略)

第 4 章 通話

第 19 条～第 20 条 (略)

(X i 等が利用できない場合の取扱い)

第 21 条 国際電話サービスに係る X i 等が当該契約約款に規定する利用の一時中断、通話利用の制限等により利用できないとき

A 等の契約者は、当社と国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

- (1) F O M A 等に係る契約申込の承諾を受けた際、当社に対して国際電話契約を締結しない旨の意思表示があったとき。
 - (2) その契約申込の請求に係る F O M A 等の種類等が、当社が別に定めるものであるとき。
 - (3) その F O M A 等の基本使用料の料金種別又は接続装置の種類が当社が別に定めるものであるとき。
 - (4) その F O M A 等が当該契約約款に規定する度数表示機能又は発信制限機能の提供を受けることとなるとき。
 - (5) F O M A 等に係る契約の解除と同時に新たに F O M A 等に係る契約を締結した場合であって、当社が別に定めるとき。
- 2 前項の規定により国際電話契約を締結したとされた者以外の F O M A 等の契約者が国際電話契約を締結しようとするときは、あらかじめ書面により契約事務を行う国際電話サービス取扱所に国際電話契約の申込みをしていただきます。
- ただし、当社は、次のいずれかに該当する場合は、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) その申込みに係る F O M A 等の種類等が、当社が別に定めるものであるとき。
 - (2) その F O M A 等の基本使用料の料金種別又は接続装置の種類等が当社が別に定めるものであるとき。
 - (3) その F O M A 等が当該契約約款に規定する度数表示機能の提供を受けることとなるとき。
- (4)～(5) (略)

第 10 条 (略)

(国際電話契約に係る名義変更)

第 11 条 契約者は、F O M A 等に係る契約の名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更に限ります。）があった場合に限り、国際電話契約に係る名義変更（氏名又は名称の変更に伴うものを除きます。以下同じとします。）を請求することができます。

2～5 (略)

第 12 条 (略)

(当社が行う国際電話契約の解除)

第 13 条 当社は、第 17 条（利用停止）第 1 項の規定により国際電話サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際電話契約を解除することができます。

2 (略)

3 当社は前 2 項の規定によるほか、次のいずれかに該当するときは、その国際電話契約を解除することができます。

- (1) その国際電話サービスに係る F O M A 等について、名義変更又は契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。
- (2) その国際電話サービスに係る F O M A 等が第 9 条（国際電話契約の締結）第 3 項第 1 号から第 3 号の規定に該当することとなったとき。

4 (略)

第 14 条～第 15 条 (略)

第 3 章 (略)

第 4 章 通話

第 19 条～第 20 条 (略)

(F O M A 等が利用できない場合の取扱い)

第 21 条 国際電話サービスに係る F O M A 等が当該契約約款に規定する利用の一時中断、通話利用の制限等により利用できないと

<p>は、国際電話サービスは利用できません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>(通話の切断)</p> <p>第 23 条 当社は、通話中に X i 等に係る電波状況が著しく悪化したとき又は専用回線等接続サービスにおける専用回線等に係る接続点との間において一定時間データが伝送されていないとき若しくは一定時間以上通話が継続したときは、その通話を切断することがあります。</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 5 章 料金等</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>(通話料の支払義務)</p> <p>第 26 条 契約者は、国際電話サービスに係る通話（契約者以外の者が行った通話を含みます。以下この条において同じとします。）について、第 24 条（通話時間の測定等）の規定により測定した通話時間と料金表第 1 表第 1（通話料）の規定とに基づいて算定した料金（X i 等に係る通話の料金と合わせて定めるものとします。）の支払いを要します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 27 条～第 33 条 (略)</p> <p>第 6 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 その他のサービス</p> <p>(料金明細内訳書の発行等)</p> <p>第 43 条 当社は、国際電話サービスに係る X i 等（卸携帯電話サービスを除きます。以下この条において同じとします。）の料金明細内訳書を発行するとき又は料金明細内訳をインターネットホームページにおいて閲覧に供するときは、その料金明細内訳に国際電話サービスに係る通話（国際ローミング機能に係るものを除きます。）の料金明細内訳を合わせて記載します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の場合において、料金明細内訳の表示方法、その他の発行及び閲覧に関する条件は、X i 等の契約約款の規定に準じるものとします。</p> <p>(請求書の分割送付)</p> <p>第 44 条 契約者は、国際電話サービスに係る X i 等（専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービスを除きます。以下この条において同じとします。）について、当該契約約款に規定する用途別集計による請求書の分割送付の取扱いを受けているときは、国際電話サービスに係る通話（国際ローミング機能に係る通話を除きます。）に関する料金の請求書を、その X i 等に関する請求書と同様に分割して送付することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請求書の分割送付の適用開始日その他の取扱いについては、X i 等に係る当該契約約款の規定に準ずるものとします。</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>料金表</p>	<p>きは、国際電話サービスは利用できません。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 22 条 (略)</p> <p>(通話の切断)</p> <p>第 23 条 当社は、通話中に F O M A 等に係る電波状況が著しく悪化したとき又は専用回線等接続サービスにおける専用回線等に係る接続点との間において一定時間データが伝送されていないとき若しくは一定時間以上通話が継続したときは、その通話を切断することがあります。</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>第 5 章 料金等</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>(通話料の支払義務)</p> <p>第 26 条 契約者は、国際電話サービスに係る通話（契約者以外の者が行った通話を含みます。以下この条において同じとします。）について、第 24 条（通話時間の測定等）の規定により測定した通話時間と料金表第 1 表第 1（通話料）の規定とに基づいて算定した料金（F O M A 等に係る通話の料金と合わせて定めるものとします。）の支払いを要します。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 27 条～第 33 条 (略)</p> <p>第 6 章～第 7 章 (略)</p> <p>第 8 章 その他のサービス</p> <p>(料金明細内訳書の発行等)</p> <p>第 43 条 当社は、国際電話サービスに係る F O M A 等（卸携帯電話サービスを除きます。以下この条において同じとします。）の料金明細内訳書を発行するとき又は料金明細内訳をインターネットホームページにおいて閲覧に供するときは、その料金明細内訳に国際電話サービスに係る通話（国際ローミング機能に係るものを除きます。）の料金明細内訳を合わせて記載します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の場合において、料金明細内訳の表示方法、その他の発行及び閲覧に関する条件は、F O M A 等の契約約款の規定に準じるものとします。</p> <p>(請求書の分割送付)</p> <p>第 44 条 契約者は、国際電話サービスに係る F O M A 等（専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービスを除きます。以下この条において同じとします。）について、当該契約約款に規定する用途別集計による請求書の分割送付の取扱いを受けているときは、国際電話サービスに係る通話（国際ローミング機能に係る通話を除きます。）に関する料金の請求書を、その F O M A 等に関する請求書と同様に分割して送付することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請求書の分割送付の適用開始日その他の取扱いについては、F O M A 等に係る当該契約約款の規定に準ずるものとします。</p> <p>第 45 条 (略)</p> <p>料金表</p>
---	--

通則

1～3 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

4 当社は、X i 等（卸携帯電話サービスを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）が当該契約約款の規定に基づき、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（当社又は請求事業者が行う料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及びそのダイヤル通話の料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いをいいます。以下同じとします。）を受けているときは、国際電話サービスについてもこの取扱いを行います。

5 (略)

6 当社は、第4項に規定するX i 等について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、国際電話サービスについてもこの取扱いを廃止します。

7～19 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 通話料

1 適用

通 話 料 の 適 用	
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 控除残額及び繰越残額に関する通話料の適用	ア 国際電話サービスの利用に係るX i 等において、当該契約約款に定めるところにより控除残額及び繰越残額（当社の提供する他の電気通信サービスの料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。）があるときは、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下同じとします。）からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 イ (略)
(5) 削除	

通則

1～3 (略)

(電子媒体による請求額情報の通知)

4 当社は、F O M A 等（卸携帯電話サービスを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。）が当該契約約款の規定に基づき、電子媒体による請求額情報の通知の取扱い（当社又は請求事業者が行う料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及びそのダイヤル通話の料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いをいいます。以下同じとします。）を受けているときは、国際電話サービスについてもこの取扱いを行います。

5 (略)

6 当社は、第4項に規定するF O M A 等について、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いが廃止されたときは、国際電話サービスについてもこの取扱いを廃止します。

7～19 (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 通話料

1 適用

通 話 料 の 適 用					
(1)～(3) (略)	(略)				
(4) 控除残額及び繰越残額に関する通話料の適用	ア 国際電話サービスの利用に係るF O M A 等において、当該契約約款に定めるところにより控除残額及び繰越残額（当社の提供する他の電気通信サービスの料金に適用される場合は、その料金に適用された額を控除した後の額とします。以下この欄において同じとします。）があるときは、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額（料金月単位で累計した額とします。以下同じとします。）からその控除残額及び繰越残額の合計額を控除した額を適用します。 ただし、その月間累計額が控除残額と繰越残額の合計額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。 イ (略)				
(5) 特定電話番号への通話料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用	ア 国際電話サービスの利用に係るF O M A 等（ワイドスター通信サービスに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）において、当該契約約款に定めるところにより特定電話番号への通信料又は特定電話番号への通話料の月極割引の適用を受けている場合は、特定電話番号（契約者があらかじめ指定した国際電話サービスに係る通話の相手先となる電話番号等をいいます。以下この欄において同じとします。）に係る通話（当社が別に定める通話を除きます。）に関する料金（特定電話番号に係る通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行います。 <table border="1" data-bbox="1435 1182 2085 1286"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定電話番号に係る通話</td> <td>その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> イ 特定電話番号の数は、1の契約について2以内とし、あらかじめ当社に申し出ていただきます。	区分	割引額	特定電話番号に係る通話	その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額
区分	割引額				
特定電話番号に係る通話	その通話に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額				

				<p>ウ 当社が定める桁数を超える電話番号等は、特定電話番号として指定することができます。</p> <p>エ 国際電話契約に係る名義変更（新たにその契約者になる者となる者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。）があった場合には、新たに特定電話番号を指定していただきます。</p> <p>オ 特定電話番号の変更に関する適用については、F O M A等の契約約款に定める特定電話番号への通信料又は特定電話番号への通話料の月極割引の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定める通話は、国際ローミング機能に係る通話及びデジタル通信モードによる通話（3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通話として取り扱うものを除きます。）とします。</p>
<p>(6) 定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用</p>	<p>ア 国際電話サービスの利用に係るX i等（X iサービス及び卸携帯電話サービスに係るものを除きます。）において、当該契約約款に定めるところにより定期包括割引の適用を受けている場合は、国際電話サービスに係る通話（国際ローミング機能に係る通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、その定期包括割引に係る割引選択期間及び最低利用額（X i等の契約約款の規定に基づき契約者からあらかじめ申出のあったものをいいます。）に応じて、次表に規定する額の割引を行います。</p> <p>表（略）</p> <p>イ X i等の契約約款に定める定期包括割引が廃止された場合及び定期包括割引に係る月間利用額の合計額が最低利用額に満たない場合の国際電話サービスに係る通話に関する料金の取扱いについては、X i等の契約約款に定める定期包括割引の場合に準ずるものとします。</p>		<p>(6) 定期包括割引（ビジネスセーバー）の適用</p>	<p>ア 国際電話サービスの利用に係るF O M A等（X iサービス及び卸携帯電話サービスに係るものを除きます。）において、当該契約約款に定めるところにより定期包括割引の適用を受けている場合は、国際電話サービスに係る通話（国際ローミング機能に係る通話を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金（通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額について、その定期包括割引に係る割引選択期間及び最低利用額（F O M A等の契約約款の規定に基づき契約者からあらかじめ申出のあったものをいいます。）に応じて、次表に規定する額の割引を行います。</p> <p>表（略）</p> <p>イ F O M A等の契約約款に定める定期包括割引が廃止された場合及び定期包括割引に係る月間利用額の合計額が最低利用額に満たない場合の国際電話サービスに係る通話に関する料金の取扱いについては、F O M A等の契約約款に定める定期包括割引の場合に準ずるものとします。</p>
<p>(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引（WORLD CALL いくつか割引）の適用</p>	<p>ア（略）</p> <p>イ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに一括請求グループを構成する申出であるときは、申出のあったその契約者に係るX i等のうち、一括請求グループに係る料金その他の債務の一括請求先となる1のF O M Aサービス又はX iサービス（以下この欄において「一括代表回線」といいます。）を指定していただきます。</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>ク 当社は、本割引を選択している契約者からその割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、本割引の適用を受けているX i等が次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i等が一括代表回線であるときは、新たに一括代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ケ～コ（略）</p> <p>サ 一括代表回線に係る契約者は、その割引が適用される料金月について、第21条（X i等が利用できない場合の取扱い）の規定その他の理由により国際電話サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その一括請求グループを構成する全てのX i等について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、国際電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>シ（略）</p>		<p>(7) 回線群を単位とする通話料の月極割引（WORLD CALL いくつか割引）の適用</p>	<p>ア（略）</p> <p>イ 本割引を選択する契約者は、あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに一括請求グループを構成する申出であるときは、申出のあったその契約者に係るF O M A等のうち、一括請求グループに係る料金その他の債務の一括請求先となる1のF O M Aサービス又はX iサービス（以下この欄において「一括代表回線」といいます。）を指定していただきます。</p> <p>ウ～キ（略）</p> <p>ク 当社は、本割引を選択している契約者からその割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、本割引の適用を受けているF O M A等が次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。この場合において、その廃止のあったF O M A等が一括代表回線であるときは、新たに一括代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>ケ～コ（略）</p> <p>サ 一括代表回線に係る契約者は、その割引が適用される料金月について、第21条（F O M A等が利用できない場合の取扱い）の規定その他の理由により国際電話サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、その一括請求グループを構成する全てのF O M A等について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、国際電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。</p> <p>シ（略）</p>

	<p>ス 当社は、次に該当する場合は、一括請求グループを構成する全てのX i等について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 一括請求グループを構成するX i等がウの(イ)の規定に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定めるものは、F O M Aサービス契約約款に規定するキッズケータイプラン 2、キッズケータイプラン、タイプS S等(タイプリミットを除きます。)、F O M Aキッズケータイプラス、ファミリーワイド及びF O M Aプラン 39等(リミットプラスを除きます。)とします。</p>
(8) 2年定期契約に係る通信料月極割引又は定期契約に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定めるものは、X iサービス契約約款に規定する総合利用プラン、ギガホ、ギガライト、ケータイプラン、X iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X iカケホーダイプラン(ケータイ)及びX iカケホーダイプラン(S I Mフリー)並びにF O M Aサービス契約約款に規定するF O M Aカケホーダイプラン(スマホ/タブ)及びF O M Aカケホーダイプラン(ケータイ)とします。</p>
(9)～(10) (略)	(略)

2 (略)

第2表 その他のサービスに関する料金

第1 支払証明書等の発行手数料

1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書等の発行手数料の適用除外	国際電話サービスに係るX i等に関する支払証明書等に合算して発行する場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、支払証明書等の発行手数料の支払いを要しません。

2 (略)

別表 (略)

附 則(令和元年9月24日経企第1605号)J

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならない国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特定電話番号への通話料の月極割引に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際に、改正前の規定により適用を受けている特定電話番号への通話料の月極割引(改正前の規定により割引の選択の申出に係る承諾を受けているものを含みます。)の適用は、次のとおりとします。

(1) 国際電話サービスの利用に係るF O M Aサービスにおいて、当該契約約款に定めるところにより特定電話番号への通信料の月極割引の適用を受けている場合は、特定電話番号(契約者があらかじめ指定した国際電話サービスに係る通話の相手先となる電話

	<p>ス 当社は、次に該当する場合は、一括請求グループを構成する全てのF O M A等について本割引の適用を廃止することがあります。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 一括請求グループを構成するF O M A等がウの(イ)の規定に該当することが判明したとき又は該当することとなったとき。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>セ (略)</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定めるものは、F O M Aサービス契約約款に規定する総合利用プラン(タイプリミット及び共用F O M Aに係るものを除きます。)、F O M Aキッズケータイプラス、ファミリーワイド及びプラン 39等(リミットプラスを除きます。)とします。</p>
(8) 2年定期契約に係る通信料月極割引又は定期契約に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用	<p>ア～イ (略)</p> <p>(注) アに規定する当社が別に定めるものは、X iサービス契約約款に規定する総合利用プラン、X iカケホーダイプラン(スマホ/タブ)、X iカケホーダイプラン(ケータイ)及びX iカケホーダイプラン(S I Mフリー)並びにF O M Aサービス契約約款に規定するF O M Aカケホーダイプラン(スマホ/タブ)及びF O M Aカケホーダイプラン(ケータイ)とします。</p>
(9)～(10) (略)	(略)

2 (略)

第2表 その他のサービスに関する料金

第1 支払証明書等の発行手数料

1 適用

支払証明書等の発行手数料の適用	
支払証明書等の発行手数料の適用除外	国際電話サービスに係るF O M A等に関する支払証明書等に合算して発行する場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、支払証明書等の発行手数料の支払いを要しません。

2 (略)

別表 (略)

番号等をいいます。以下この附則において同じとします。)に係る通話(当社が別に定める通話を除きます。)に関する料金(特定電話番号に係る通話の料金に合算して請求するものを含みます。以下この附則において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行います。

区分	割引額
特定電話番号に係る通話	その通話に関する料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額

- (2) 特定電話番号の数は、1の契約について2以内とし、あらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (3) 当社が定める桁数を超える電話番号等は、特定電話番号として指定することができません。
- (4) 国際電話契約に係る名義変更(新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。)があった場合については、新たに特定電話番号を指定していただきます。
- (5) 特定電話番号の変更に関する適用については、FOMAサービス契約約款に定める特定電話番号への通信料の月極割引の場合に準ずるものとします。
- (注) アに規定する当社が別に定める通話は、国際ローミング機能に係る通話及びデジタル通信モードによる通話(3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通話として取り扱うものを除きます。)とします。

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章～第 13 章 (略)

第 1 章～第 13 章 (略)

料金表

料金表

通則 (略)

通則 (略)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第 1 (略)

第 1 (略)

第 2 付加機能使用料

第 2 付加機能使用料

1 適用

1 適用

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第 11 種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービス (以下「指定対象 X i 等」といいます。) ごとに適用します。この場合において、F O M A サービス及び卸 F O M A サービスの契約者回線については、タイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。 イ 別表 2 (付加機能) に規定する代表機能の提供を受けているときは、アの規定にかかわらず、その代表機能に係る 2 以上の第 11 種接続装置に関する専用回線等接続契約のうち、契約者が指定した 1 の専用回線等接続契約における指定対象 X i 等に係るアシスト情報送信機能に関する付加機能使用料のみ適用します。

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第 11 種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービス (以下「指定 F O M A 等」といいます。) ごとに適用します。この場合において、F O M A サービス及び卸 F O M A サービスの契約者回線については、タイプ 2 に係る第 11 種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。 イ 別表 2 (付加機能) に規定する代表機能の提供を受けているときは、アの規定にかかわらず、その代表機能に係る 2 以上の第 11 種接続装置に関する専用回線等接続契約のうち、契約者が指定した 1 の専用回線等接続契約における指定 F O M A 等に係るアシスト情報送信機能に関する付加機能使用料のみ適用します。

2 料金額

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)	(略)	(略)	
アシスト情報送信機能	タイプ A	1 指定対象 X i 等ごとに	(略)
	タイプ B	1 指定対象 X i 等ごとに	(略)
(略)	(略)	(略)	

区 分	単 位	料 金 額 (月額)	
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)	
(略)	(略)	(略)	
アシスト情報送信機能	タイプ A	1 指定 F O M A 等ごとに	(略)
	タイプ B	1 指定 F O M A 等ごとに	(略)
(略)	(略)	(略)	

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1)~(1)の3 (略)	(略)
(1)の4 第 10 種接続装置に係る定額通信料の適用	<p>ア 第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第 10 種接続装置に係る接続点から定額対象 X i 等（第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した F O M A 及び X i のことをいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い（以下「一斉同報定額」といいます。）を選択することができます。</p> <p style="text-align: right;">1 定額対象 X i 等ごとに</p> <p>表 (略) イ~ウ (略) エ 当社は、一斉同報定額を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、アの規定により指定した定額対象 X i 等の契約の解除があった場合には、当該定額対象 X i 等に係る一斉同報定額を廃止します。 オ~キ (略)</p>
(2)~(6) (略)	(略)

2 (略)

第4~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~6 (略)	(略)
7 代表機能（F O M A バケットアクセスセレクト／X i データアクセスセレクト）(略)	<p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 当社は、アシスト情報送信機能（23 欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているビジネス mopera 契約者からこの機能の利用の請求を受けたときは、この機能に係る 2 以上の第 11 種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定対象 X i 等が同一である場合に限り、この機能を提供します。</p> <p>(4) 当社は、ビジネス mopera 契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、次のいず</p>

第3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用	
(1)~(1)の3 (略)	(略)
(1)の4 第 10 種接続装置に係る定額通信料の適用	<p>ア 第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者は、第 10 種接続装置に係る接続点から定額対象 F O M A 等（第 10 種接続装置に係るビジネス mopera 契約者があらかじめ指定した F O M A 及び X i のことをいいます。以下同じとします。）に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い（以下「一斉同報定額」といいます。）を選択することができます。</p> <p style="text-align: right;">1 定額対象 F O M A 等ごとに</p> <p>表 (略) イ~ウ (略) エ 当社は、一斉同報定額を選択している契約者から、この取扱いを廃止する申出があった場合のほか、アの規定により指定した定額対象 F O M A 等の契約の解除があった場合には、当該定額対象 F O M A 等に係る一斉同報定額を廃止します。 オ~キ (略)</p>
(2)~(6) (略)	(略)

2 (略)

第4~第5 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~6 (略)	(略)
7 代表機能（F O M A バケットアクセスセレクト／X i データアクセスセレクト）(略)	<p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 当社は、アシスト情報送信機能（23 欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているビジネス mopera 契約者からこの機能の利用の請求を受けたときは、この機能に係る 2 以上の第 11 種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定 F O M A 等が同一である場合に限り、この機能を提供します。</p> <p>(4) 当社は、ビジネス mopera 契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、次のいず</p>

	<p>れかに該当する場合には、この機能を廃止します。</p> <p>① (略)</p> <p>② この機能と同時にアシスト情報送信機能の提供を受けている場合であって、この機能に係る2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定対象X i等が同一でないと当社が認めたとき。</p>			<p>れかに該当する場合には、この機能を廃止します。</p> <p>① (略)</p> <p>② この機能と同時にアシスト情報送信機能の提供を受けている場合であって、この機能に係る2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定FOMA等が同一でないと当社が認めたとき。</p>	
8～22 (略)	(略)		8～22 (略)	(略)	
<p>23 アシスト情報送信機能</p> <p>当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(指定対象X i等の契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。)を送信又は受信する機能をいいます。</p>	<p>(1) アシスト情報送信機能には、タイプA(指定対象X i等が、第11種接続装置(接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。)に係る接続点との間の通信を行う間、アシスト情報の送信を行うもの)とタイプB(指定対象X i等と当社が定める接続点との間にアクセス回線を設定してアシスト情報の受信を行うもの)があり、ビジネス mopera 契約者はあらかじめいずれかを選択し、当社に申し出ていただけます。この場合において、タイプAについては、第11種接続装置(接続装置の区分がIP網接続用のものを除きます。)に係るビジネス mopera サービス(6欄に規定する接続先識別機能又は14欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。)に限り、タイプBについては、第11種接続装置(接続装置の区分がイーサネット接続用又はIP接続用のものに限ります。)に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能と同時に代表機能(7欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)の提供を受けているビジネス mopera 契約者からこの機能の利用の請求を受けたときは、その代表機能に係る2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定対象X i等が同一である場合に限りこの機能を提供します。</p> <p>(3) 当社は、ビジネス mopera 契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、この機能と同時に代表機能の提供を受けている場合であって、代表機能における2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定対象X i等が同一でないと当社が認めたときは、この機能を廃止します。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) タイプBを利用して指定対象X i等に係るアシスト情報を受信するときは、その指定対象X i等と第11種接続装置に係る接続点との間に設定されているセッションが切断されることがあります。</p>		<p>23 アシスト情報送信機能</p> <p>当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報(指定FOMA等の契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。)を送信又は受信する機能をいいます。</p>	<p>(1) アシスト情報送信機能には、タイプA(指定FOMA等が、第11種接続装置(接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限ります。)に係る接続点との間の通信を行う間、アシスト情報の送信を行うもの)とタイプB(指定FOMA等と当社が定める接続点との間にアクセス回線を設定してアシスト情報の受信を行うもの)があり、ビジネス mopera 契約者はあらかじめいずれかを選択し、当社に申し出ていただけます。この場合において、タイプAについては、第11種接続装置(接続装置の区分がIP網接続用のものを除きます。)に係るビジネス mopera サービス(6欄に規定する接続先識別機能又は14欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。)に限り、タイプBについては、第11種接続装置(接続装置の区分がイーサネット接続用又はIP接続用のものに限ります。)に係るビジネス mopera サービスに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能と同時に代表機能(7欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)の提供を受けているビジネス mopera 契約者からこの機能の利用の請求を受けたときは、その代表機能に係る2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定FOMA等が同一である場合に限りこの機能を提供します。</p> <p>(3) 当社は、ビジネス mopera 契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、この機能と同時に代表機能の提供を受けている場合であって、代表機能における2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定FOMA等が同一でないと当社が認めたときは、この機能を廃止します。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) タイプBを利用して指定FOMA等に係るアシスト情報を受信するときは、その指定FOMA等と第11種接続装置に係る接続点との間に設定されているセッションが切断されることがあります。</p>	

	(7) (略)
24 (略)	(略)

別表 3～別表 4 (略)

附 則 (令和元年 9 月 24 日経企第 1605 号)
(改正期日)

- 1 この改正規定は令和元年 10 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 経企第 1592 号 (平成 26 年 3 月 25 日) の附則第 3 項中「定額対象 F O M A 等」を「定額対象 X i 等」に改めます。

	(7) (略)
24 (略)	(略)

別表 3～別表 4 (略)

ワ イ ド ス タ ー 通 信 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 12 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 64 条 (略)</p> <p>(無線 I P アクセスサービスの利用)</p> <p>第 65 条 契約者は、別表 1 (付加機能) に規定する moperaU 機能の提供を受けているときは、無線 I P アクセスサービス (当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定によるほか、無線 I P アクセスサービスの利用に係るその他の提供条件については、<u>X i サービス契約約款</u>に規定する無線 I P アクセスサービスの利用に係る提供条件に準ずるものとします。</p> <p>第 66 条～第 68 条 (略)</p> <p>第 13 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>18 F O M A 等に係る契約を締結している者又は X i に係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合は、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約の解除のあった F O M A 等又は X i に係る料金等において、F O M A サービス契約約款又は X i サービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。</p> <p>19～24 (略)</p> <p>(割引額又は割引予定額の開示)</p> <p>25 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求 (以下この項において「一括請求」といいます。) している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群 (以下この項において「一括請求グループ」といいます。) に属する X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者 (以下この項において「X i 契約者等」といいます。)) に対し、その X i 契約者等が X i サービス契約約款に規定する d カードお支払割の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。</p> <p>(注 1) ～ (注 2) (略)</p> <p>第 1 表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料</p>	<p>第 1 章～第 11 章 (略)</p> <p>第 12 章 雑則</p> <p>第 55 条～第 64 条 (略)</p> <p>(無線 I P アクセスサービスの利用)</p> <p>第 65 条 契約者は、別表 1 (付加機能) に規定する moperaU 機能の提供を受けているときは、無線 I P アクセスサービス (当社の無線 I P 通信網を使用して提供する電気通信サービスであって、moperaU 機能を利用するためのものをいいます。以下同じとします。) を利用することができます。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定によるほか、無線 I P アクセスサービスの利用に係るその他の提供条件については、F O M A サービス契約約款に規定する無線 I P アクセスサービスの利用に係る提供条件に準ずるものとします。</p> <p>第 66 条～第 68 条 (略)</p> <p>第 13 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>18 F O M A 等に係る契約を締結している者又は X i に係る契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにワイドスター契約を締結した場合は、継続してワイドスター契約を締結していたものとみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約の解除のあった F O M A 等又は X i に係る料金等において、F O M A サービス契約約款又は X i サービス契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知を受けている場合の料金等の減額が適用される暦月については、この減額を適用しません。</p> <p>19～24 (略)</p> <p>(注 1) ～ (注 2) (略)</p> <p>第 1 表 料金 (無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料</p>

1 適用

通 信 料 の 適 用

(1)~(3) (略)	(略)
(4) 削除	

1 適用

通 信 料 の 適 用

(1)~(3) (略)	(略)										
(4) 特定電話番号への通信料の月極割引（ゆうゆうコール）の適用	<p>ア 特定電話番号への通信料の月極割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、ワイドスター通信サービスに係る契約者回線からの特定電話番号（契約者があらかじめ指定した当社が提供するワイドスター通信サービス、FOMAサービス、Xiサービス若しくは卸携帯電話サービスの契約者識別番号等、電話サービス（国際電話サービスを除きます。以下この欄において同じとします。）の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。）による通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の月間累計額（他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含まず。以下この欄において同じとします。）について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 契約ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">割引額</th> <th>定額料（月額）</th> </tr> <tr> <th>次の税抜額（かっこ内は税込額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 当社が提供するワイドスター通信サービス、FOMA、電話サービス（国際電話サービスを除きます。）、専用回線等接続サービス（第8種接続装置及び第9種接続装置に係るものに限り）、Xiサービス又は回線卸携帯電話（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信</td> <td>その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額</td> <td>180円(194.4円)</td> </tr> <tr> <td>(イ) (ア)以外の通信</td> <td>その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定電話番号の数は、1の契約について5以内とします。 ウ 本割引は、基本使用料の料金種別がタイプLのものに限り、選択することができます。 エ 特定電話番号に係る契約回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 オ 本割引の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 カ 当社は、本割引の適用を受けているワイドスター通信サービスについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本</p>	区 分	割引額	定額料（月額）	次の税抜額（かっこ内は税込額）	(ア) 当社が提供するワイドスター通信サービス、FOMA、電話サービス（国際電話サービスを除きます。）、専用回線等接続サービス（第8種接続装置及び第9種接続装置に係るものに限り）、Xiサービス又は回線卸携帯電話（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	180円(194.4円)	(イ) (ア)以外の通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	
区 分	割引額			定額料（月額）							
		次の税抜額（かっこ内は税込額）									
(ア) 当社が提供するワイドスター通信サービス、FOMA、電話サービス（国際電話サービスを除きます。）、専用回線等接続サービス（第8種接続装置及び第9種接続装置に係るものに限り）、Xiサービス又は回線卸携帯電話（卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。）の契約者回線等（当社が別に定めるものを除きます。）への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	180円(194.4円)									
(イ) (ア)以外の通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額										

(5)～(12) (略)	(略)

2 (略)

第4～第6 (略)

	<p>割引の適用を廃止します。 <u>(ア)ワイドスター契約に係る名義変更があったとき。</u> <u>(イ)利用休止があったとき。</u> <u>(ウ)ワイドスター契約の解除があったとき。</u></p> <p>キ カの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄の規定によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により、本割引の適用を廃止したとき</td> <td>本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 ワイドスター契約に係る名義変更、利用休止又はワイドスター契約の解除があったとき。</td> <td>その名義変更の承諾日、利用休止日又はワイドスター契約の解除日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。</p> <p>ケ 本割引を選択した契約者は、本割引が適用される料金月について、利用の一時中断、利用停止等によりワイドスター通信サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、アに規定する定額料の支払いを要します。</p> <p>ただし、契約者の責めによらない理由により、ワイドスター通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。</p> <p>コ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> <p>サ 定額料については、日割は行いません。</p> <p>（注）アに規定する当社が別に定める通信は、パケット通信モードによる通信及び64kb/s 通信モードによる通信とします。</p>	区 分	月極割引の適用	1 2以外により、本割引の適用を廃止したとき	本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。	2 ワイドスター契約に係る名義変更、利用休止又はワイドスター契約の解除があったとき。	その名義変更の承諾日、利用休止日又はワイドスター契約の解除日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
区 分	月極割引の適用						
1 2以外により、本割引の適用を廃止したとき	本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。						
2 ワイドスター契約に係る名義変更、利用休止又はワイドスター契約の解除があったとき。	その名義変更の承諾日、利用休止日又はワイドスター契約の解除日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。						
(5)～(12) (略)	(略)						

2 (略)

第4～第6 (略)

第2表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

附則(令和元年9月24日経企第1605号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならないワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特定電話番号への通信料の月極割引に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により適用を受けている特定電話番号への通信料の月極割引の適用は、次のとおりとします。

(1) 次表に規定する定額料を支払った場合に、ワイドスター通信サービスに係る契約者回線からの特定電話番号(契約者があらかじめ指定した当社が提供するワイドスター通信サービス、FOMAサービス、Xiサービス若しくは卸携帯電話サービスの契約者識別番号等、電話サービス(国際電話サービスを除きます。以下この附則において同じとします。))の電話番号等若しくは専用回線等接続サービスの契約者識別番号等又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号をいいます。以下この欄において同じとします。)による通信(当社が別に定める通信を除きます。以下この附則において同じとします。)に関する料金の月間累計額(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものであって、当社が別に定めるものを含まず。以下この附則において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を適用します。

1 契約ごとに

区 分	割引額	定額料(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
ア 当社が提供するワイドスター通信サービス、FOMA、電話サービス(国際電話サービスを除きます。)、専用回線等接続サービス(第8種接続装置及び第9種接続装置に係るものに限り。)、Xiサービス又は回線卸携帯電話(卸携帯電話サービス契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。))の契約者回線等(当社が別に定めるものを除きます。))への通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.30を乗じて得た額	180円(198円)
イ ア以外の通信	その通信に関する料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額	

(2) 特定電話番号の数は、1の契約について5以内とします。

(3) 特定電話番号に係る契約回線等への通信に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。

(4) 当社は、特定電話番号への通信料の月極割引(以下この附則において「本割引」といいます。))の適用を受けているワイドスター通信サービスについて、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

ア ワイドスター契約に係る名義変更があったとき。

イ 利用休止があったとき。

ウ ワイドスター契約の解除があったとき。

第2表～第5表 (略)

別表1～別表8 (略)

(5) (4)の規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。この場合、同一料金月内において、同表のA欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、I欄の左欄に該当する場合は、I欄の規定によるものとします。

区 分	月極割引の適用
A イ以外により、本割引の適用を廃止したとき	本割引の適用を廃止した日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
I ワイドスター契約に係る名義変更、利用休止又はワイドスター契約の解除があったとき。	その名義変更の承諾日、利用休止日又はワイドスター契約の解除日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

(6) 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通信に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

(7) 本割引を選択した契約者は、本割引が適用される料金月について、利用の一時中断、利用停止等によりワイドスター通信サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、(1)に規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、ワイドスター通信サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻以降の料金月に属する全ての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が認知した時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。

(8) 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(9) 定額料については、日割は行いません。

(注) (1)に規定する当社が別に定める通信は、パケット通信モードによる通信及び64kb/s通信モードによる通信とします。

附 則（令和元年9月27日経企第1635号）

この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約 第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p>(特定X i等の指定)</p> <p>第12条の2 契約者は、特定X i等（1のI P通信網契約について、契約者が指定する1のF O M A又はX i（当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用F O M Aに係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基本使用料の料金種別がF O M Aサービス契約約款に規定する<u>F O M Aプラン 39</u>等、F O M Aデータプラン 22であるもの。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第12条の3～第17条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>附 則（令和元年9月24日経企第1605号） この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約 第1節 (略)</p> <p>第2節 一般契約</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p>(特定X i等の指定)</p> <p>第12条の2 契約者は、特定X i等（1のI P通信網契約について、契約者が指定する1のF O M A又はX i（当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用F O M Aに係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 基本使用料の料金種別がF O M Aサービス契約約款に規定する旧プランF O M A、F O M Aデータプラン 22であるもの。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>第12条の3～第17条 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p>

J a p a n W e l c o m e S I M サ ー ビ ス 契 約 約 款

[改 正 後]

[現 行]

Japan Welcome SIMサービス契約約款（平成 29 年 7 月 経企第 469 号）は、廃止します。

附 則（令和元年 9 月 24 日経企第 1605 号）
（実施期日）

1 この約款は、令和元年 10 年 1 から実施します。

（経過措置）

2 この約款の実施前に支払い又は支払わなければならなかった Japan Welcome SIMサービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

J a p a n W e l c o m e S I M - 0 サ ー ビ ス 契 約 約 款

[改 正 後]

[現 行]

J a p a n W e l c o m e S I M - 0 サ ー ビ ス 契 約 約 款 (平 成 2 9 年 1 2 月 経 企 第 2 1 5 9 号) は、廃止します。

附 則 (令 和 元 年 9 月 2 4 日 経 企 第 1 6 0 5 号)
(実 施 期 日)

1 この約款は、令和元年10年1から実施します。
(経 過 措 置)

2 この約款の実施前に支払い又は支払わなければならなかった J a p a n W e l c o m e S I M - 0 サ ー ビ ス の 料 金 そ の 他 債 務 につ いて は、な お 従 前 の と お り と し ま す 。